

332.22

M494s

外 援 篇

支那抗戰力調査委員會昭和14年度總括
資料(5) -

滿鐵調査部

国立国会図書館



0022203000

0022203-000

332.22-M494s

支那抗戰力調査委員會總括資料

滿鐵調査部・〔編〕

南滿洲鐵道

昭和14年度 5

1940. 10

ADC

シタM93

秘


外

援

篇

支那抗戰力調査委員會
昭和十四年度總括資料(五)

滿
鐵
調
查
部



支那抗戰力調查委員會
昭和十四年度總括資料

(五)

外
援
篇

滿、鐵調查部

332.22

M494s



80W19362

凡 例

一、本報告書は、滿鐵調査部支那抗戦力調査委員會の昭和十四年度に於ける成果を取纏めたものである。

一、本委員會は昭和十四年六月創設以來、年度末(昭和十五年三月)までに二回の中間報告會を開催し、その間數多の個別的報告書を作成した。本報告書は、これ等の個別的報告を基礎にして、これを一つの體系に整理し、暫定的な結論を出したものである。従つて、取纏めの責任は各篇の執筆者にあるが、そこに利用された資料は、執筆者だけのものではなく、委員會參加者全部のものであると云ふことを特に斷つておく。

一、本報告書は次の五篇十冊よりなる。

- 第一分冊 總 篇 (一)〔支那抗戦力調査の方法論及び總結論〕
- 第二分冊 政 治 篇 (二ノI)〔戦時の支那内政〕
- 第三分冊 政 治 篇 (二ノII)〔八路军及び新四軍〕
- 第四分冊 戦時經濟政策篇 (三ノI)〔交通〕
- 第五分冊 戦時經濟政策篇 (三ノII)〔商業・貿易〕
- 第六分冊 戦時經濟政策篇 (三ノIII)〔通貨・金融〕
- 第七分冊 戦時經濟政策篇 (三ノIII)〔財政〕
- 第八分冊 奥地經濟篇 (四ノI)〔農業〕
- 第九分冊 奥地經濟篇 (四ノII)〔工礦業〕

第十分冊 外 援 篇 (五)〔列國の對支援助〕

一、本分冊は第十分冊・外援篇(五)〔列國の對支援助〕であつて、取纏め責任者は大連調査部綜合課、具島兼三郎である。

一、事變は未だ收束の段階に達せず、支那の抗戦は今日もなほ繼續されつゝある。従つて委員會の任務はこれをもつて終るものではなく、今後も繼續される筈である。本報告書は主題の一部分を果したのみであるが、一應昭和十四年度總括資料として、こゝに印刷に付することにした。尙ほ殘された問題、不充分・未解決の問題についての解明は、いづれ何等かのかたちで達成されるであらう。

昭和十五年七月

支那抗戦力調査委員會

伊 藤 武 雄

外 援 篇

目 次

D 7
420
24,749

第一章 列國の對支援助とは何か……………一

第二章 列國は何故に對支援助をやるのか……………二

第一節 米 國……………三

第二節 英 國……………七

第三節 佛 國……………一〇

第四節 獨 逸……………一四

第五節 ソ 聯……………一五

第三章 列國の對支援助を規定する諸條件……………一七

第一節 列國の國內的條件……………一八

第二節 列國の對日牽制力の強弱……………二三

第三節 國 際 關 係……………三〇

第四節 支那の對外補給路……………三一

目 次

第四章 列國の對支援助と國際情勢

第一節 蘆溝橋事件から大山事件前後(昭和十二年七月—八月)……………三三三

第二節 上海戰の勃發からイーデン英外相の辭職迄(昭和十二年九月—昭和十三年二月)……………三四

第三節 英國有和外交の登場から廣東、漢口の陥落迄(昭和十三年三月—十月)……………四三

第四節 東亞新秩序の聲明から米國艦隊の太平洋廻航前後まで(昭和十三年十一月—昭和十四年四月)……………五一

第五節 天津租界封鎖前後から獨ソ不可侵協定迄(昭和十四年五月—八月)……………五七

第六節 歐洲戰爭の勃發から白、蘭、北佛戰線における英佛の敗北まで(昭和十四年九月—昭和十五年五月)……………六三

第七節 フランスの單獨降伏以後(昭和十五年六月—)……………六八

第五章 列國對支經濟援助の實績

第一節 蔣政權に對する列國の物資供給狀況……………七二

一、列國援蔣物資の量的測定……………七二

二、物資の供給を中心として見た列國の地位……………七四

三、列國供給物資の品目……………七八

四、列國の軍需品供給狀況……………八四

五、列國の物資搬入ルート……………九四

第二節 蔣政權に對する列國の財政的援助……………九六

一、米 國……………九六

二、英 國……………一〇四

三、その他の諸國……………一〇八

第三節 敵貨購買者としての列國……………一一一

第六章 結 び……………一一九

附 錄 一

附圖 一、支那の輸入における占領地と非占領地の割合……………七四

附圖 二、金額を中心として見た蔣政權に對する列國の物資供給狀況……………七六

附圖 三、蔣政權に對する列國の物資供給狀況(品目別)……………八二

附圖 四、同上……………八三

附圖 五、列國對支軍需品供給の指標……………八七

附圖 六、抗日支那の輸出における列國の比重(品目別)……………一四

附圖 七、同上……………一八

附 錄 二

一、金額を中心として見た列國の援蔣狀況(海關統計に據る)……………一二三

二、蔣政權に對する列國の供給物資……………一五二

三、蔣政權の國別輸出……………一五二

外 援 篇

滿 鐵 調 査 部

第一章 列國の對支援助とは何か

支那抗戦力の國內的要因と共に我々が注目しなければならないのはその國際的要因である。列國が支那抗戦力の形成において、いかなる役割を演じてゐるか云ふ問題が即ちそれである。我國では一般にこの問題は「列國の對支援助」と云ふ言葉で理解されてゐる。しかし、我々が少しく嚴密に考へてみるとスグ分るやうに「列國の對支援助」と云ふ表現は極めて常識的な表現であつて、我々がこゝで採りあげようとするテーマの表題としては實は餘り相應しくないものである。常識的には列國が支那に對して與へる經濟的援助や外交的援助は勿論、列國と支那との普通の通商關係に屬するものまで「列國の對支援助」と云ふ言葉で理解されてゐるが、こんなものまで對支援助と云ふのであれば、同じ意味において「列國の對日援助」と云ふやうなことも亦あり得る筈である。支那事變が始つてから列國が我國との貿易を中止し、たゞ支那とだけ貿易を繼續してゐるとでも云ふのなら話は別であるが、そんなことは事實ないのであるから、列國が支那に對して物資を賣りつけ、又支那から物資を買つたからと云つて、これを「列國の對支援助」と云ふのは當らない。同じことは列國が我國に對しても亦行つてゐるところだからである。従つて言葉の嚴密なる意味においては普通の通商關係までも「對支援助」の中に含めて考へることは間違ひである。

しかし、支那の抗戦力を明かにしようとする我々本來の目的から云へば、抗戦力形成の重要な要因となつてゐる列國と支

二
 那との通商關係を除外しては、この研究の意味が何やら分らなくなつて了ふ。従つて我々としては「列國の對支援助」と云ふ表題のもつ不正確さに捉はれずに、ここでは支那抗戦力の國際的要因を明かにすると云ふ見地から問題をとりあげることにする。

かう云ふ見地から列國對支援助の問題を考へてみると、大別して二つの面があるやうに思はれる。一つは列國が直接支那抗戦力の形成に參與する面であり、他は支那の相手國たる日本を牽制することによつて、間接にこれに參與する面である。支那抗戦力の國際的要因はこの両面が総合的に觀察された場合にはじめて明かになるのである。

第二章 列國は何故に對支援助をやるのか

列國の對支援助を明かにする場合我々として先づ考へてみる必要があるのは、列國が何故に對支援助を行ふかと云ふことである。列國は支那の日本に對する勝利を希ふが故に支那を援助するか？ 自國の利害のために支那を援助するのか？ それともつと別の目的のために支那を援助するのか？ 對支援助を行ふ列國の意圖を先づ確めておく必要がある。何故ならば列國對支援助の内容なり、方法なり、限度なり、時期なりは、かゝる意圖の如何によつて非常に異つてくるであらうからである。例へば支那の日本に對する勝利を希ふが故に支那を援助すると云ふのであれば、その援助は、その内容においても、方法においても、時期においても、出来るだけ支那の希望に添ふやうな形において行はれるであらうし、これに反して支那の勝利よりも自國の利害の方が大切だと云ふのであれば、同じく支那を援助すると云つても、それが支那の希望するやうな形において行はれるかどうかは疑問であらう。又自國の利害と云ふものが對支援助の内容なり、方法なりを決定する尺度だと云ふことになると、國によつて「自國の利害」なるものは夫々違ふのであるから、これによつて亦對支援助の内容に色々な相異が生まれてくる筈である。従つて列國がいかなる意圖をもつて對支援助を行ふかと云ふ問題は、列國對支援助を研究する場合先づ第一に研究しておくべき問題なのである。

しかし、列國の對支援助は列國が支那事變に際してとつた極東政策の一つの現はれにすぎないのであるから、列國對支援助の意圖如何と云ふ問題は、實は列國が支那事變に對していかなる意味において關心をもつてゐるのかと云ふ問題を解決すれば自ら明かになる問題である。従つて我々は次に支那抗戦力の形成に重要な役割を演じた米、英、佛、獨、ソの各國について、この點を明かにすることにしよう。

第一節 米 國

米國の支那事變に對する關心は豊かな將來性をもつ支那市場と原料供給地として重要な西南太平洋の防衛から來てゐる。米國の對支政策を説明する場合にたゞ米國の現在の對支貿易がどれだけで、對支投資がどれだけと云つたやうな計數だけを振り廻してみても始まらない。何故ならばたゞこれだけでは米國の對支政策を説明する材數にならないからである。米國の對支貿易はこれを對日貿易に比するならば其の規模において遙かに小さいのである。

第一表 米國の對日、對支貿易（百分比）

支 日	一九三六年		一九三七年		一九三八年	
	入	出	入	出	入	出
本	七二	八三	六六	八六	六五	七六
那	三二	一九	三四	一五	三四	二二

又對支投資にしても對日投資に比すれば決して多いとはいへない。

支那に於ける米國の投資は支那事變の勃發當時總額約二億五千萬弗、日本に於けるそれは約四億五千萬弗であつたとされ

てゐるからである。^(註一)然らば何故に米國は事變以來終始一貫親支反日的態度を固執して來たのであらうか？私は其の理由を次の諸點にあると考へてゐる。

註一 プラウダ紙一九三九年一月十二日

(一) 商品販賣市場及原料供給地としての支那の意義を米國は現在の中にはなく寧ろ其の豊かな將來性の中に發見しようとしてゐる。支那は資本主義世界の最大の潜在的市場であるといふ確信が現在の貿易額に拘りなく、米國をして支那を重視させる原因となつてゐるのである。斯かる見地からすれば事變前米國が支那の貿易に於て列強中第一位を占めてゐたといふ事實は、米國にとつて特殊の重要性を持つものであつた。然るに事變の勃發と共に米國の王座は輸入に於ては日本の爲に、輸出に於ては香港の爲に奪はれて了つた。
第二表は之を示してゐる。

第二表 支那貿易に於ける列國の比重 (百分比) (註二)

國名	輸入に於ける列強の百分比			輸出に於ける列強の百分比		
	一九三七年	一九三八年	一九三九年 (一―九月)	一九三七年	一九三八年	一九三九年 (一―九月)
米國	一九・七	一六・九	一五・二	二七・五	一一・三	一八・〇
日本	一五・七	二二・四	二二・九	一九・四	三一・八	二二・三
英國	一一・六	七・九	七・一	九・五	七・四	九・三
獨逸	一五・三	一二・六	七・一	一〇・〇	一五・二	七・〇
蘭印	八・四	五・一	四・三	八・六	七・三	六・四
香港						
米國						
日本						
英國						
獨逸						

註二 Finance and Commerce, Feb. 1, 1939, P. 93

(二) 對支投資に於ても米國は矢張り其の將來に望を囑して居たのであつた。米國は列國に後れて支那に進出した爲に投資額に於ては僅かに英國の五分の一、日本の五分の二(日本の對滿投資を除く)を占めるに過ぎないが、この國の對支投資活動が近年非常に積極性を帯びつつあつたことは事實である。然るに事變は米國の有望な投資對象を戰火の中に曝し、支那の政治的混亂を促進することに依て事變前米國が密かに待望して居た米國の利益の線に沿うた支那の政治的統一を烏有に歸せしめた。

(三) 支那に對する日本の勢力伸張は支那に於ける米國利害を直接脅威する許りでなく、間接には米國のにとつて日本市場の喪失を意味する。日本は米國から大量の棉花や屑鐵を輸入して居るが、もしも日本が支那に之等原料の基地を創り出すことに成功するならば、やがて有力な日本市場は米國から失はれて了ふであらう。

(四) 米國では日本の勢力が支那を足場として更に東南アジアに延びるならば、米國が之等の地方に仰いで居る戰略的原料ゴム、錫、キニーネ、マニラ麻の輸入が危胎に瀕する許りでなく、フィリッピン其のものまでが危くなると考へて居る。之は米國に於けるゴム消費高の六六%が馬來半島、一八・五%が蘭印、錫消費高の六四・七%が馬來半島、キニーネ消費高の八一・四%が蘭印、マニラ麻の一〇〇%がフィリッピンから輸入されて居る場合、特に重要な意義を持つて居る。又この地方が日本の支配下に入れば日本は豊富な石油資源を手に入れることになるから、米國としては之迄の様に石油の輸出禁止を以て日本を脅せなくなる。

我國の一部では極東及西南太平洋諸國の米國にとつての重要性は到底中南米のそれに比すべくもないと云ふやうな見解が行はれて居るが、これは誤りも又甚しいものであると云はねばならぬ。例へば一九三七年の米國の輸入について見れば、この事はすぐ分る。極東、東南アジア、大洋州諸國は全輸入高の二九・三%を占めて、全中南米諸國の二二・九%を遙かに凌駕し、更に加奈陀及ニューファウンドランドの一三・二%、歐洲の二七・三%さへ凌駕して居る。同じことは歐洲を除外すれば一

九三八年についても云ふことが出来る。即ちそこでは米國に於ける周期的恐慌の發展及支那事變に關聯する景氣の變動があつたにも拘らず、全輸入高の二五・四%を占めて全中南米諸國の二四・八%、加奈陀及ニューファウンドランドの一四・六%を凌駕し、唯僅かに歐洲の二八・九%に劣つたに過ぎなかつた。然し輸出に於ては若干之と異り、極東、東南アジア、大洋州諸國の地位は中南米諸國のそれに稍劣つて居るが、之とも一九三七年について云へば前者が一八・一%に對して後者が一九・一%、一九三八年について云へば前者が一七・四%に對して後者が一八・三%と云つた程度の差に過ぎない。勿論この場合加奈陀及ニューファウンドランド、特に歐洲に對しては遠く及ばないが、中南米諸國に對しては前記の數字が示して居る如く、大した差はないのである。さうだとすれば極東、東南アジア、大洋州諸國の地位を中南米諸國のそれに比して如何にも低いかのやうに評價するのは間違である。このことは米國の極東政策が同國の世界政策の中でどの位の比重を持つて居るかを見る場合の重要な手掛となるのであるから、特にハッキリさせて置くことが必要である。

米國が今次支那事變に於て親支反日的な政策をとるに至つた理由は之等の點にあると思はれるが、然らば次に其の親支反日的政策の性格は果して如何なるものであらうか。それは支那の日本に對する壓倒的勝利、換言すれば支那民族の完全な解放を助ける所に其の目標があるのであらうか、それともつと何等か別の目標を持つて居るのであらうか。

一八九九年九月六日、時の國務長官ジョン・ヘイは米國の極東政策の基調を闡明して、米國の極東政策は「門戸開放」「機會均等」の原則を貫徹するにあると述べたが、これは今日でも米國極東政策の旗印となつて居る。従て米國の今事變に於ける親支反日政策の性格を解剖すると云ふことは、實はこの門戸開放政策の性格を解剖することなのである。米國は英、佛と共に世界に於ける最も強力な帝國主義國の一つであるが、支那に對しては列國に遅れて進出した爲に、其の立遅れを取返す方法として案出されたのがこの門戸開放政策なのである。何故この政策が米國にとつて役に立つかと云へば、それに依て他國の支那に對する經濟外的な進出方策を妨害することが出来、これさへ妨害出来れば經濟的に最も發達した帝國主義的強國と

しての米國は支那に於ける經濟戰に於て列國を尻目に最大の成功を克ち得るからである。之が門戸開放政策の眞の狙ひどころなのである。従てそれは支那を帝國主義的收買の對象と考へて居る點では英佛の對支政策と少しも變らないわけである。唯米國が英、佛に比して支那の政治的獨立により大きな關心を持つて居るとすれば、それは政治的に獨立した支那の方が、出發點に於て既にハンデキャップをつけられて居る米國と列國との關係を同一のスタート・ラインに引戻すことによつて、米國の列國に對する競争條件を有利にすることが出来るからであり、延いては其の有利な競争條件を利用して支那の經濟的支配に成功し得るからである。斯くて支那の米國に對する經濟的隸屬が實現せんか、それはやがて又支那の政治的獨立其のものさへも危胎に瀕する時である。

之を以て見れば米國が支那の政治的獨立に關心を持つて居ると云つても、それは決して眞の政治的獨立に對してではないことが分る。支那が強國となり、眞實の獨立政策を實行し得るやうになることは米國にとつても困ることである。従て米國としては支那に對して其の外敵を完全に克服出来る程の援助を與へることはないであらうし、又支那の完全な民族的、社會的解放をもたらす程の援助を與へることはないであらう。其處には帝國主義國である以上、如何なる國でも乗り超えることの出来ない共通の限界があるのである。

第二節 英國

米國の支那事變に對する關心が主として貿易並投資市場としての支那の將來性に懸つてゐるとすれば、英國の夫れは尨大な在支諸權益の現實に懸つて居ると云ふことが出来る。

リーマー教授の計算によれば英國の對支投資は一九〇二年に二億六千三十萬弗外國對支投資總額の三三%、一九一四年に六億七百五十萬弗(三七・七%)、一九三一年に十一億八千九百二十萬弗(三六・七%)であるとされ、又アメリカ極東經濟使節團

の報告によると、一九三五年に於ける英國の對支投資は十億弗であるとされてゐるが、之は對滿投資を除いた日本の對支投資の約二倍、米國及佛國の夫れの約五倍であると云はれてゐる。斯くの如き投資は、如何なる方面に主として注がれて居るのかと云ふと輸出入業に全投資が二五%、不動産關係に二一%、製造業に一八%、運輸業に一四%、銀行及金融業に一二%とされて居る。今支那の經濟動脈とも云ふべき鐵道、航運、通信、金融方面に於ける英國資本の活躍に就て述べれば次の通りである。

支那に於ける鐵道は國有鐵道(約一萬軒)の約九割までが外債に依つて建設され、支那民族資本に依つて建設されたものは僅か一割内外と云つた有様であり、而もこの外に尙外國所有の鐵道(五〇〇軒)があると云ふ風に、全く外國資本の餌食にされて居るのであるが、就中英國資本のこの方面に於ける地位は列國のそれを壓して居る。京漢、北寧、津浦、京綏、滬寧、滬杭甬、道清、粵漢、廣九、浦信、廣梅、沙興、寧湘、廣贛、廣潮、潮福、福贛等、支那の重要鐵道の殆ど大部分は英國の息のかからないものはないと云つた状態である。

又航運に就て云へば、支那の沿岸貿易に従事する船舶噸數の約四二%は英國のものであり、支那の三五% (ジャンクを除く)、日本の一五%を斷然リードして居る。

通信方面に於ては、支那で最重要な地位を占めてゐる大東電信公司(名義だけは丁株資本)や大北電信公司が英國資本の支配下に置かれて居る。

最後に金融部門に於ては一九三五年十一月の幣制改革以後、英國系銀行は支那の金融界に牢固たる地歩を占めるに至つた。英國系の麥加利銀行や香上銀行が國民政府の金融統一政策を援助し、巧妙な通貨爲替操作を通して支那の財界に鬱然たる勢力を築き上げたことは世界周知の事實である。

この外英國の對支貿易額に就て云へば、英本國だけとしては日米獨諸國に比して必ずしも多いとは云へない状態であるが、英帝國全體として見れば支那の輸出入貿易に於て常に第一位を占めてゐる。就中輸出中繼港としての香港の役割は實に大き

なものである。

從て支那事變に於て、これ等の在支權益を如何にして守るかと云ふ問題は英國にとつて最大の關心であつた。然し英國が支那事變に就て重大な關心を抱いた理由は、只支那に於ける英國の權益を守る爲だけではなかつた。支那に於ける日本の覇權確立は英國の東洋に於ける國防を危ふくし、濠洲、ニュージールランド、海峽殖民地、馬來半島、ビルマ、さては印度にまで日本の脅威が及ぶ恐れがあつたからであつた。この地方はゴム、錫、羊毛、棉花の供給地として世界有數の地であり、英國の商品輸出市場としても重要な意味をもつて居た。英國の貿易統計に就てみると、一九三七年には輸入の一九・五%、輸出の一八・六%、一九三八年には輸入の二〇・三%、輸出の二〇%をこの地方が占めて居た。これを英國の米大陸との貿易に比較すれば輸入に於ては米大陸の二九・二%(一九三七年)、二九・三%(一九三八年)に及ばないが、輸出に於ては米大陸の一七・一%(一九三七年)、一五・一%(一九三八年)に比していくらか上位にあることが分る。

英國が日英同盟を破棄して米國と共に我國にワシントン會議の苦汁を嘗めさせたのも實は今日あるを豫想したからであつた。

而し其の後に於ける我が國力の發展は、英國の斯る豫防的な措置にも拘らず、英國をして遂に西南太平洋の防衛を現實の課題として取り上げざるを得ざるに至らしめた。

英國が今次事變を通じて援支反目的態度を濃化したのはこれ等の理由によるものであつたが、斯る態度の本質に就ては私が前に米國の夫れに就て述べたと同じことがここでも云へるのである。英國にとつて支那は帝國主義的な擗取の對象以外の何ものでもないものであつて、支那が完全な政治的獨立を達成することは英國の望むところではないのである。此の點に就ては英國は澤山の殖民地を持つて居るだけに米國よりも遙かに保守的であつた。成程事變前に於ける英國の對支政策が嘗ての露骨な分割政策をやめて國民政府の國內統一を援助する方向に向つてゐたことは事實である。而してこのことは英國が支那の

完全な政治的獨立に就て好意をもつてゐたことを示すものではなく、一九二五年から二七年にかけて支那に於て捲き起された排英運動の苦々しい經驗が英國帝國主義の支那支配の方法を若干變更させただけに過ぎない。支那の財政金融に密接なる利害關係をもち、支那の各地に龐大な權益を有する英國金融資本にとつては、國民政府の手に依て支那に一應の統一化と安定化とが齎らされることは決して不利なことではなかつたからである。

斯くてこの國の對支援助も支那を日本に勝たせる爲の援助ではなく、實は自らの在支權益と東洋に於ける足場を守るための自己防衛の手段に過ぎなかつた。自己防衛の手段である以上、對支援助が却つてその目的に添はない場合には、何時でも手加減され得る性質の援助であることは云ふまでもないことであつた。

第三節 佛 國

佛國の支那事變に對する關心は在支權益の擁護と佛領印度支那の防衛から來てゐる。

佛國の支那に對する投資額は約五八億フランであつて、列國對支投資總額の約六%を占めてゐる。これは英國の三七%、日本の三五%に比較するとお話にならない程小額であるが、米國の六・一%に比較すると略同等の地位にあることが分る。資本投下の内譯は一九三八年の始めに大體第六表のやうな様相を呈してゐたと謂はれてゐる。

第六表 佛國對支投資狀況 (單位百萬フラン)

支那外債の持分	一、七四〇	商 業 投 資	二、〇〇〇
鐵 道 借 款	三六〇	私 人 土 地 所 有	六〇〇
公 共 事 業 投 資	四五〇	ミツシヨン土地所有	八〇〇
雲 南 鐵 道 投 資	一、六五〇	計	五、八〇〇

即ちこれに依ると鐵道に對する資本投下が一番重要な地位を占めてゐることが分るが、その主要なものは雲南鐵道(滇越

鐵道)であつて戦前フランで一億六千五百萬フランの資本が投下されてゐる。この外佛國の借款鐵道としては津浦、正太、隴海の諸鐵道を擧げることが出来る。

鐵道のことを述べた序に交通方面に於ける佛資本の活動について述べれば、海運の方面では香港、海防間の航路が南支海上交通に於て重要な役割を演じてゐるのを始めとして、航空方面では佛國の航空會社エール・フランスが廣東、昆明と佛領印度との間を結んでゐる。

又金融方面では佛國系の金融機關として東方滙理銀行、滙源銀行、義品放款銀行(佛白合辦)、中法工商銀行(佛支合辦)等があるが、就中心的な活動を營んでゐるものは東方滙理銀行である。

その他佛國對支投資の中で特異的な地位を占めるものとしては、對支文化投資を擧げることが出来る。カソリックの布教團を中心とする佛國の文化活動は支那に於て永い歴史と牢固たる地盤とをもち、ミツシヨンの土地に對する投資だけでも八億フランに上る状態である。

尙フランスの經濟權益としてはこの外に福建、貴州、廣西、江西、雲南諸省に於ける鑛山權益があるが、全體として見れば、それ程大きなものではない。

又佛國の對支貿易にしても第七表が示してゐる如く、一九三七年には佛印を合せて輸入の四・七%、輸出の五・四%、一九三八年には輸入の五・二%、輸出の四・七%を占めるに過ぎない。これを支那の輸入(一九三七年)に於ける米國の一九・八%、日本の一六・一%、獨逸の一五・三%、英本國の一・七%、輸出(一九三七年)に於ける米國の二七・五%、香港の一九・五%、日本の一〇・四%、英本國の九・六%、獨逸の八・六%に比べるとその額が非常に小さいことが分る。同じことは佛國側からも云へるのであつて、支那の佛國貿易に於て占める比重は一九三七年に輸入の〇・八%、輸出の〇・六%、一九三八年に輸入の〇・六%、輸出の〇・六%に過ぎないのである。

第七表 支那貿易に於ける佛國の比重（百分比）

國名	一九三七年		一九三八年	
	入輸	出輸	入輸	出輸
佛	一六	三九	三二	二六
佛	三二	一五	三三	二二
合 計	四七	五四	五三	四七

然しこれだけの事實から佛國に於ける對支政策の比重を決定しようとするならば、それは誤りである。何故ならば佛國にとつて支那の問題は佛領印度支那の問題を離れて考へることは出来ないからである。

佛領印度支那は面積七四萬平方料、人口二、三〇〇萬であつて、佛國帝國主義の東半球に於ける活動の中心を爲してゐる。主なる産物としては米、玉蜀黍、ゴムの如き農産物を始めとして、石炭、錫、金、亜鉛、タングステン、燐礦の如き礦産物がある。工業は今のところ未だ幼稚であるが、蔣政權の西南通入を機會にこれ迄屢々著手されては失敗した佛印工業化計畫が漸くその緒につきつつある。この計畫は佛印が石炭其の他の原料資源に恵まれ、豊富低廉なる勞働力を有すること、又近接市場として肥沃なる西南五省を有すること、而もこれが國民政府の奥地經濟開發に依て益々好望となつて來たことに端を發してゐるのであるが、その内容たるや東京州に一大工業地帯を設けて支那の西南五省を一つの經濟ブロックの中に包括せんとする頗る雄大なものである。

かうした計畫は佛國が歐洲戰爭に捲き込まれて他を顧みる餘裕がなくなるまで佛國帝國主義の野心的なプログラムであつたと謂へる。然し、かうした計畫がなくとも佛領印度支那の佛國にとつての重要性はアルゼリア、チュニス以外の植民地と

は比較にならないのである。第八表はこれを示してゐる。

第八表 佛國貿易に於ける植民地の地位（百分比）

植民地名	一九三六年		一九三七年		一九三八年	
	入輸	出輸	入輸	出輸	入輸	出輸
アルゼリア	一一三	一七四	九〇	一三七	一〇五	一三四
佛領印度支那	四一	三〇	三九	三二	四二	三〇
西アフリカ	三七	二二	三六	二二	三三	二六
チユニ	二二	三九	一七	三三	一九	三三
モロコ	二二	二五	一五	二〇	一九	二二
マダガスカル	一三	一三	一三	一三	一五	一三
エタト	〇三	〇三	〇三	〇三	〇五	〇三
其他の植民地	三三	二六	三一	二二	三四	二五

League of Nations, International Trade Statistics, Geneva 1939, P. 117 に據る。

即ち之に依ると佛領印度支那は佛本國の輸入に於て第二位、輸出に於て第三位を占めてゐることが分る。従て此の地方の防衛に就ては佛國としても早くから留意してゐたのであつて、一八九七年海南島の他國への不割讓を支那に約束させたのも、更に其の翌年雲南、廣西、廣東の不割讓を約束させたのも、又同年廣東灣を租借したのも、實はかうした顧慮から來たものであつた。然るにこの地方は今回の支那事變によつて重大な脅威に曝されるに至つた。

かくてこの國としては一方においては在支權益を、又他方においては佛領印度支那を守るために、必要な限度において支

那の抗日戦を援助する必要があつたのである。

第四節 獨逸

獨逸は第一次歐洲大戰によつて支那における活動の足場を根こそぎに失つたので、今日ではその關心は主として貿易に懸つてゐる。事變前數箇年に亘る獨逸經濟關係の急激な發展を見るにこのことがよく分る。

獨逸の産業は世界大戰の結果支那に於て失つた地位を一九二〇年代に至つて急速に回復した。これは一つには獨逸産業の能率が非常に高かつたことと、支那が特殊の政治的權益をもたない國との經濟的取引を希望してゐたことにもよるのであるが、その結果獨逸の對支貿易は一九二五年になると既に輸出入の何れに於ても一九一三年のそれを凌駕するに至つた。一九一三年には獨逸は支那外國貿易總額の四・七%、一九二二年には一・三%を占めてゐたが、一九三〇年には四・二%、一九三二年には六・六%となつた。他の極東諸國に對する獨逸の貿易も一九一三年よりいくらか上昇したが、支那に於けるそれには及ばなかつた。就中獨逸の對支貿易に於ける最大の成功は一九三六年六月支那との間に結ばれた一億銀弗のバター協定であつた。この協定は獨逸の重工業製品と支那のアンチモニー、タンダステン、獸皮、採油原料の如き重要原料品との交換を目的とするバター協定であつて、この協定のお蔭で獨逸の對支貿易は非常な發展を遂げたのであつた。

然し、獨逸經濟關係の發展は唯貿易の領域だけではなかつた。エル・ケー・ロージンガーに依れば、一九三一年獨逸は投資の領域に於ても對支進出を圖り出した。この年ドイツチェ・ルフトハンザがユーレシヤ・コーポレイション（支那に於ける二大航空運輸會社の一つ）の設立につき、資本の三分の一を出資したのを手始めとして、一九三四年には浙贛鐵道の玉山、南昌間三〇〇軒に對する一、六〇〇萬銀弗の對支借款、一九三六年には南昌、萍鄉間二〇〇軒に對する二、〇〇〇萬銀弗の借款、又同年末には四、〇〇〇萬銀弗第三次對支借款が行はれ、この中三、〇〇〇萬銀弗は株州、貴陽間一、〇〇〇軒の建設に、

殘餘の一、〇〇〇萬銀弗は京漢線の黃河鐵橋用に充つるものであつた。一九三七年支那事變が勃發した時、玉山、南昌間は既に完成し、南昌、萍鄉間は建設中であつたが、株州、貴陽間の工事は未だ始まつてゐなかつた。

かう謂ふ風に獨逸の對支進出は事變前非常に目まししいものがあつたので、その將來に大きな望みを囑してゐた人達は、事變によつて日本の支那に對する支配が確立し、彼等の望みが中斷されたことを好まなかつた。

第五節 ソ聯

ソ聯の支那事變に對する關心は我々がこれまで述べて來た資本主義列強のそれとは本質的に異なる。ソ聯は外蒙を除けば支那に澤山の權益をもつてゐるわけでもなく、又貿易によつて巨利を博してゐるわけでもない。しかも、支那事變に對しては異常な關心を抱いてゐるのである。何故であらうか？私はその理由を次の諸點にあると考へてゐる。

(イ) 日本の對ソ戦力を削減する絶好のチャンスである。
極東に於ける我國の嚴然たる存在はソ聯の國防にとつて一大脅威となつてゐる。殊に一九三一年の滿洲事變以來我國の勢力が滿洲に全面的に延びてからといふものは、ソ聯の我方を恐れることは非常なものであつた。しかるに、支那事變はソ聯の強敵たる日本をしてその國力を消耗させ、對ソ戦力を失はしめる絶好のチャンスであつた。日本が支那の長期抗戰に引きづられて戰爭に深入りすればするだけ、これまでソ聯が日本から受けてゐた脅威は除去されるからである。日本の國力消耗はソ聯の對日戦力を相對的に高め、それによつてソ聯の國防上の安全感を深めるのに役立つた。

(ロ) 資本主義陣營内の對立が激化するから、それを利用して國內建設を進め得ること。

支那事變は支那に特殊の利害關係をもつてゐる英米佛諸國と日本との對立を激化せしめ、極東に於ける資本主義列強の反ソ十字軍の結成を困難ならしめる。これはソ聯に國內建設の餘裕を與へ、その國際的地位を向上せしめるのに役立つ。

(六) 中國共產黨の勢力擴大を圖ることが出来ること。

支那の抗日戦が長期戦になればなるだけ、民衆、就中支那國民の大半を構成してゐる農民の支持に期待せねばならぬ。然るに農民の動員は支那社會を強く捉へてゐる半封建的な諸關係や半植民地的な諸關係を維持するといふ形に於ては不可能であつて、必然的にこれらの古い諸關係を廢棄する方向において解決される以外に方法がない。さうだとすれば國共合作によつて土地革命のスローガンが直接出せなくても、合作を破壊しない限度においての社會改革は當然になされなければならぬのであつて、かうした過程が進めば進むだけその推進力となつてゐる中國共產黨の勢力が増大することは明である。従て支那をして抗戦を続けさせることは同時に支那に於ける社會改革を促進することであり、社會改革の促進は中國共產黨の勢力を増大させることである。而も中國共產黨の勢力増大は、ソ聯の支那に對する政治的發言權を強化することでもあるのである。

(四) 支那はソ聯に對する原料供給地として重要である。

ソ聯は米國及英帝國に次いで自給率の高い國家であるが、若干の物資については今尙自給し得ないものがある。茶、タンクステン、アンチモニーモ亦かかる不足物資の尤なるものであるが、之等物資の輸入に於ける支那の重要性は全く決定的な意味をもつてゐる。第九表はこれを示してゐる。

第九表

品名	一九三五年		一九三六年		一九三七年(一九九月)	
	ソ聯輸入高	支那より輸入高に對する%	ソ聯輸入高	支那より輸入高に對する%	ソ聯輸入高	支那より輸入高に對する%
アンチモニー	三三六	一三九	三三三	一〇九	一〇九	八六
タンクステン	一〇五	七五	一五三	一三九	二二五	一七五
茶	三六六	二八六	五〇三	二二七	三九三	五四三

即ちこれによると一九三七年の最初の九箇月間に支那はソ聯アンチモニー總輸入高の七八・八%、タンクステン總輸入高の七九・一%、茶總輸入高の四一・八%を占めてゐたことが分る。これは事變前のソ支貿易が全體として小ツボケなものであつたにも拘らず、それとは無關係にソ聯にとつて重要な意味をもつてきた。この外支那にはなほソ聯の不足物資たる錫や銅が出るのであるから、之等の原料を入手することはソ聯にとつて一つの魅力であつた。しかるに支那に對する日本の支配はこれらの戰略原料の輸入を杜絶せしめる恐れがあつた。

以上がソ聯をして對支援助に乗出させた主要な理由であつたと謂へる。

第三章 列國の對支援助を規定する諸條件

列國がいかなる意圖をもつて對支援助を行つてゐるか前節の説明によつて明かであるが、いかに對支援助の意圖があるにしてもこれを實行に移すためにはこれを實行に移し得るだけの條件が備はつてゐなければならぬ。

先づ第一には國內的條件である。これには經濟的條件と政治的條件が考へられる。支那を援助すると云つても支那の欲するものを與へ、支那の賣らんとするものを買ひとり得るだけの經濟的條件を備へてゐない國は、有效に支那を援助することができない。又かゝる條件を備へてゐる國でも、その内部に支那を援助することに反對の政治勢力が強ければ、これ又有效に支那を援助することは出来ない筈である。

次に國內的條件はいゝにしても日本に對する牽制力が劣弱であれば、大つびらに對支援助を行ふことは出来ない。對支援助をやれば當然に日本の反撃を豫想しなければならぬからである。勿論十分の對日牽制力があれば安心して對支援助を行ふことが出来る。

しかし、こゝで注意する必要があるのは國際關係である。列國の對支援助はたゞ日本との關係だけを顧慮して決定される

のではなく、日本以外の他の國々との關係をも同時に顧慮して決定されるのであるから、列國にとつて國際關係が有利であるかどうか又列國の對支援助を規定する重要な條件となる。この場合極東の國際情勢は極東の國際情勢、歐羅巴の國際情勢は歐羅巴の國際情勢とバラ／＼に考察されることなく、世界は一體にして不可分のものとして考察されねばならぬ。

最後に今一つ考へなければならぬのは支那の對外補給路の問題である。列國がいかに支那を援助する意圖があり、いかにそのための條件を備へてゐるにしても、肝心要肝の支那の對外補給路が塞がれて了つたのではどうにもならぬ。従つて支那の對外補給路がいかなる状態にあるかと云ふことが亦列國の對支援助を規定する一つの條件となるのである。

列國の對支援助はこれらの條件が支那を援助せんとする列國の意圖と結びついて、はじめて具體的な姿をとつて現はれてくるのである。故に本節においてはこれらの條件の一つ一つについて少しく考察してみよう。

第一節 列國の國內的條件

前記の五箇國だけについて考へてみる。

一、米 國

世界の鋼鐵の約半分、自動車の四分の三、石油の五分三を生産し、全資本主義世界の金の六〇%を所有するこの國は、もしも支那の抗戦を本氣で援助する氣になるならば、十分にこれを援助し得るだけの經濟的條件を備へてゐる。しかし、これも支那の方に適當な支拂手段がなければ困るわけであるが、幸ひ支那には桐油、タンクステン、刺繡品、生糸屑、幣制改革によつて不用に歸した銀と云つたやうな米國にとつて必要なものがあるから、これを支拂手段に當てれば米國の物資を入手することは必ずしも困難ではない。

ただこゝで問題になるのはこの國の國內政局である。この國には二大政黨として民主黨と共和黨とがあるが、兩黨は外交政策に關する限りその限界が頗る不明瞭である。ルーズヴェルト大統領を中心とする民主黨多數派や前國務長官スチムソンに率ゐられた共和黨の一部は、歐洲や極東の諸問題に對して米國が孤立主義を守ることは必ずしも米國の安全を確保する所以でないかと考へてゐるが、前大統領フーヴァーやジョンソン、フィッシュ、ナイ議員等を先頭とする共和黨の一部や民主黨内におけるルーズヴェルト反對派はこれと反對に米國にとつては海外諸國の事件から孤立を守ることが最上の策であると考へてゐる。假に前者を干涉派、後者を孤立派と呼ぶならば、この兩派の力關係如何によつてこの國の外交政策はその方向を決定されると稱して差支へない。従つて極東政策、延いてはこの國の對支援助も亦米國內における兩派の力關係によつて左右される。干涉派の勢力増大は支那の抗戦にとつて好影響をもたらし、孤立派の勢力増大は反對に惡影響をもたらす。勿論ここで孤立派と一口に云つても孤立派にも亦種々様々あつて、或る者はヨーロッパだけについて孤立を説くけれども極東に對してはさうでない。又或る者は全然これと逆のことを説くと云ふ風にその足並みは必ずしも揃つてゐないが、それにしてもかうした勢力の増大がルーズヴェルト派の活動を制約する大きな力となつてゐることは事實である。又これと共に米國の對支援助の問題にする場合に忘れてならないものはこの國におけるシルバー・メンの勢力である。この一派の勢力の消長は支那銀の買上げ政策に直ちに影響すると云ふ意味において支那の抗戦力の見地からも無視し難い重要性をもつてゐる。

二、英 國

英國も對支援助のための經濟的條件については大した問題をもつてゐない。他の條件によつて制約されさへしなければこの國は支那に對してその抗戦に必要な鐵道材料、化學藥品、武器、又支那の輸出商品の原料たる刺繡用リネンを供給し、その代りに支那から鑛産物や動物産品、茶などを受けとることが出来る。又財政的に云つても巨額の金準備を有し、南阿聯邦のやうな世界一の産金國をその屬領としてもつてゐるこの國は、支那側の擔保が確實でさへあればこれを財政的に援助することは困難ではない。

たゞこゝでも政治的には多少問題がある。歐洲戦争が勃發するまでこの國の極東政策はアンチ・ファツシズムの勢力とプロ・ファツシズムの勢力との力關係如何によつて左右された。従つて對支援助の問題も亦その影響を受けたこと勿論である。アンチ・ファツシズムの勢力と云ふのはチャーチル、イーデン等を代表者とする保守黨少數派、シンクレヤーの自由黨、アトリの労働黨、ボリツトの共產黨等から構成され、これに對してプロ・ファツシズムの勢力はチェンバレンを指導者とする保守黨多數派、サイモンの自由國民黨、マクドナルドの國民労働黨から成つてゐた。勿論これらの兩陣營もその内部がかつちり纏つてゐるわけではないから、個々の問題になると仲々足並みが揃はなかつたが、アンチ・ファツシズムの勢力は概して反日的色彩が強く、これに反してその反對勢力は親日的と云へないまでも知日的であつた。従つてこの兩派の力關係の如何は直ちに英國の極東政策に反映し、この國の對支援助を規整する條件となつた。

三、佛 國

佛國の工業生産力は米、英、獨三國に比して遙かに低く、支那に對しても少量の鐵、化學製品、金屬製品(發動機その他)鐵道材料、武器を供給し得るにすぎない。又佛國の支那から購入する生糸屑、採油原料などもその金額は大したものではない。加ふるにこの國に人民戦線の政府が君臨し、廣汎な社會政策を實施したことは輸出商品の生産コストを昂めて、この國の對支輸出を阻害する原因となつた。しかし半面人民戦線政府の反日的性格は支那の抗戰を支持する政治的な力となつた。ところがこの國にも人民戦線に反對する保守的な勢力があり、これが對獨作戦の必要から英國の保守的政府との同盟を不可缺の條件と考へてゐた國防軍に支持されて、漸次その勢力を増大し、ミュンヘン協定以後人民戦線政府に代つてこの國を支配するに至つた。そのためにこの國の極東政策も亦かうした力關係の變動に當然に影響されざるを得なかつた。

四、獨 逸

ナチス政權の確立以來獨逸の軍需工業は飛躍的發展を遂げたので、支那の抗戰に必要な武器、彈藥、衛生材料等の供給ににおいては獨逸は最も恵まれた立場にあつたと云ふことが出来る。加ふるに獨逸の不足物資たるアンチモニー、タングステン、採油原料は支那の主要輸出品を構成してゐるのであるから、これと引換へに獨逸の工業製品を支那に賣りつければ獨逸にとつてこんないゝことはなかつた。一九三六年の獨支バーター協定もかうしたところから出發したのであつたが、それにも拘らずこの國にはかゝる傾向の發展を阻害する大きな政治的原因があつた。歐洲におけるヴェルサイユ體制の破壊のために日本との提携を重視するナチス指導者達の存在が即ちそれであつた。これらの人々は日本との提携によつて得られる政治的利益の方が支那との貿易によつて得られる經濟的利益よりも大であるとなし、大獨逸の建設のためには對支貿易業者の目先の利益の如きは犠牲にすべきであると思つてゐた。

これに對して支那との貿易に利害を感じてゐる人々は他の理由から日本との接近を希望しなかつた獨逸國防軍の中に、彼等の有力な政治的支柱を見出した。獨逸國防軍が日本との接近を好まないのはその親ソ政策のためであつた。一九一八年以來獨逸國防軍の政策は東西兩面作戦を迴避することであつた。佛國をもつて獨逸の主要な敵と考へた獨逸國防軍の指導者達は積極的にソ聯赤軍との提携を策した。この基本的な立場は一九三三年ナチス政權が出來て後も變りなかつた。獨逸國防軍の意圖はトハチエフスキー一派の赤軍の將軍連を後援してスターリン政權を轉覆し、それによつて出來得べくんば獨逸同盟を結ぶことにあつたからである。これはナチス政權の對外政策とも宛ち矛盾するものではなかつた。獨逸國防軍内のかうした動きはソ聯においてトハチエフスキー一派が處刑され、この政策の現實的な基礎が失はれてからも、尙依然として國防軍内に残つてゐた。そのために一九三七年支那事變が始つて後も獨逸國防軍の我國に對する態度は極めて批判的であつた。従つてこの兩勢力の力關係の變化によつて獨逸の極東政策は或る場合には支那にとつて有利になり、他の場合には支那にとつて不利となつた。

五、ソ 聯

ソ聯の國內生産は第一次五箇年計畫以來飛躍的發展を遂げ、最近では工業生産は一九二九年の三倍、農業生産はその二倍半に達してゐるが、これと反對に輸出は減少の一途を辿り、今日では一九二九年の四分の一になつてゐる。これはソ聯の生産が専ら國內需要の充足を目標として行はれてゐることを示してゐる。従つてソ聯が對支援助のために支那に對する輸出を増加しようとするれば、品目次第では國內の需要を或る程度犠牲にしなければならぬ。加ふるにソ聯の輸出品は原料および半製品が主で輸出總額の五〇%を占め、完製品は僅かにその一九%を占めてゐるにすぎない状態である。しかるに自分自身有力な工業をもたない支那にとつては原料や半製品を供給してもらつてもどうにもならぬ。支那にとつてはむしろ完製品の供給こそ望ましいのであるが、これは前記のやうな事情で一定の限度がある。従つて今日ソ聯が支那に對して何か供給し得るとすれば直接支那の抗戦に必要な飛行機、武器、彈藥位のものであらうと思はれる。

又政治の面においては一九三四年十二月のキエフ暗殺事件以來この國を襲つた肅清の嵐を看逃すわけには行かない。一九三六年八月革命の元勳カメネフ、ジノヴィエフが處刑されたのをはじめとして、翌三七年一月にはビヤタコフ、ソコリニコフ等の併合本部事件、同年六月にはトハチエフスキー等赤軍將星の死刑、同年十二月にはカラハン、エヌキーゼ等の處刑、又一九三八年三月にはブハリリン、レイコフの處刑と、引つ切りなしに行はれた國內反スターリン分子に對する肅清工作は、一時ソ聯の國內不安を激化し、この國の極東政策を制肘する原因となつた。

第二節 列國の對日牽制力の強弱

列國の國內的條件が對支援助をなし得る態勢にあるとしても列國の日本に對する牽制力が弱ければその對支援助は自ら制約されざるを得ない。今主なる國々についてこの點を吟味してみる。

(イ) 米 國

米國はこの點について最も恵まれた地位にあると云ふことが出来る。對支援助をやる場合直ちに考へなければならぬことは在支權益が日本のために蹂躪されはしないかと云ふことであるが、米國の在支權益はさほど大きくない上に、米國としては日本のかゝる行爲に對しては十分これを牽制し得るだけの手段をもつてゐる。

先づ第一に米國は日本の經濟的致命を制し得る立場にある。日本の經濟は極めて對外依存性の強い經濟であるが、就中米國に對する依存性は列國に對するそれに比して第一位を占めてゐる。國際聯盟の統計によれば一九三七年(昭和十二年)に米國の我國貿易において占める割合は輸入の三三・六%、輸出の二〇・一%となつてゐるが、これだけを以て見ても我國の對米依存性がいかに大きいか想像つくであらう。品目別貿易について見るとこの點が更に明瞭となる。次の表はこれを示してゐる。

第十表 我國(内地)主要品目別輸入における米國の地位 (昭和十二年、×印は十一年)

輸 入 品 名	金 (單位千圓)	各品目の輸入總額に對する(%)	輸 入 品 名	金 (單位千圓)	各品目の輸入總額に對する(%)
實 綿 及 繰 綿	三〇六、三八八	三六・〇	自動車及同部分品	× 三四、九二九	九四・三
石 油 及 重 油	× 九九、三四八	七六・六	銅	× 三一、九三〇	九七・一
鐵 鐵 以 外 の 鐵	× 七五、二〇〇	五一・一	木 材	三〇、〇七七	四六・四
製 紙 用 パ ル プ	四九、一八一	四二・二	皮 類	九、三九六	二一・一
機 械 及 同 部 分 品	× 三八、四二八	四二・二	礫	七、七六〇	二五・二

第十一表 我國(内地)主要品目別輸出における米國の地位 (昭和十二年、×印は十一年)

輸 出 品 名	金 (單位千圓)	各品目の輸出總額に對する(%)	輸 出 品 名	金 (單位千圓)	各品目の輸出總額に對する(%)
生 糸	三二五、二二五	七九・九	綿 織 物	二二、一三九	三・九

鑄及埴詰食物	二一、九四〇	二五・二	ランプ及同部分品	四、二三八	一九・三
陶磁器	一九、四六〇	三六・〇	水産物	三、九七二	一八・一
植物性脂肪油	一八、九五六	七一・一	薄荷腦	三、二七六	五三・五
玩具	一六、五二二	三九・〇	刷類	二、七一五	三九・二
絹織物	一一、五三一	一五・九	紙類	一、七七三	四・六
帽子	八、四七九	三三・二	絹製手巾類	一、七〇四	三〇・二
製薬	七、七五〇	三三・四	魚油及鯨類	一、四九〇	三一・二
メリヤス製品	六、八四九	一一・三	豆類	一、四八六	九・六
製帽用眞田	四、七八〇	六〇・六		一、〇七〇	一一・四
硝子及同製品	四、五四三	一三・五			

二四

即ちこれによると米國は輸入の方では我國の不足物資たる棉花、石油及重油、鉄鐵以外の鐵、製紙用パルプ、機械及同部分品、自動車及同部分品、絹、木材、又輸出の方では生糸、植物性脂肪油、製帽用眞田、薄荷腦、玩具、刷子等において壓倒的重要性をもつてゐることが分る。勿論事變の進行につれて我國對米貿易の絶對額は減少した。しかし、それにも拘らず輸入貿易における米國の割合は却つて増大してゐるのである。

第十二表 我國貿易における米國の地位 (百分比)

輸 入	一 九 三 七 年	一 九 三 八 年	一 九 三 九 年
輸 入	三三・六%	三四・四%	三四・三%
輸 出	二〇・一%	一五・八%	一七・九%

従つて日本がもしも米國の在支權益を蹂躪するやうなことがあれば、米國は直ちに經濟制裁をもつてこれに報復することが出来る。

しかし、これも米國が日本に對抗し得るだけの軍備をもつてゐなければ、いくら經濟制裁、經濟制裁と騒いでみたとしまらないわけであるが、この點についても亦米國は堂々我國に對抗し得る立場にある。一九三八年十二月發表の米國海軍報告によれば日米間の海軍比率は次の如くであると云はれてゐる。

第十三表 日米海軍現有勢力比較 (隻數)

國	名 主 力 艦	航空母艦	甲級巡洋艦	乙級巡洋艦	驅 逐 艦	潛 水 艦
米 國	一五(六)	三(三)	一七(一)	一〇(一)	一〇(七)	八(一〇)
日 本	一〇(〇)	六(六)	一八(〇)	三三(二)	一〇(六)	五(三)

註 括弧内は建造中及び建造豫定のものを示す

勿論米國としてはこの中若干は大西洋の防備に残さねばならないから、この海軍力の全部を太平洋方面に使用することは出来ないが、大西洋方面に直接の危険さへなければこの中の九〇%を太平洋方面に使用することは決して困難な事柄ではない。さうだとするとこれは我方に對して壓倒的優勢を誇り得ないまでも十分これに對抗し得る勢力であると云ふことが出来る。

加ふるに米本國の地理的條件は日本からの攻撃を著しく困難ならしめてゐる。たゞ米國にとつて若干心配なのはフィリッピンと米國のゴム、錫、キニーネの併給源たる西南太平洋方面である。

(ロ) 英 國

英國になると米國と些か趣きが異つてくる。米國の場合には在支權益が比較的少いので日本の反撃に遭つてもそれによつて失ふべきものはタカが知れてゐるが、英國の場合にはこれと反對に大いに失ふべきものをもつてゐる。従つて英國の在支權益の集中してゐる地方が日本軍のために占領されれば、餘り露骨な對支援助も行へなくなる。勿論これも米國のやうに強力な對日牽制力をもつてをれば又話は別であるが、この方は米國のそれに比して著しく劣弱な立場にある。

なるほど英國も亦英帝國全體としてみれば米國と共に我國の貿易において重要な地位を占めてゐる。一九三七年の我國貿易について云へば英國の占める割合は輸入の二七・九%、輸出の二四・六%、又一九三八年のそれについて云へば輸入の二一・四%、輸出の二三・二%であつて、輸入においては米國に次いで第二位、輸出においては列國中第一位であつた。又品目別に重要なものを拾つてみても次のやうなものがある。

第十四表 我國品目別輸入における英國の地位 (昭和十二年、×印は十一年)

國名	品名	金額 (千圓)	各品目の輸入總額に對する (%)
英國	機械及同部分品	一六、四六一	一八・〇
英國	毛織物	八、九七一	九六・五
英國	苛性曹達及曹達灰	三、六七九	五六・三
英國	毛絲	一、六〇五	一〇〇・〇
英國	羊毛	一一八、一九六	三九・六
英國	小麥	一五、六二三	五二・七
英國	亞細亞棉	三、四三九	三一・三
英國	實績	三六三、六三五	四二・七

國名	品名	金額 (千圓)	各品目の輸入總額に對する (%)
英國	鐵	一四、五七〇	三四・六
英國	植維類	八、三四四	二〇・三
英國	革類	三、四三六	四五・六
英國	鉛	三、七六五	一四・〇
英國	鉛	一一、七七九	四三・八
英國	木材	一一、五一七	一七・七
英國	アルミニウム	八、六二〇	七二・八
英國	小麦	七、三五五	二四・八
英國	印刷料	六、六五八	七二・五
英國	亞鉛	三、八三六	三四・九
英國	生錫	四一、五六六	四一・八
英國	錫	八、六七六	五七・五
英國	磷	一〇、〇三二	三三・五
英國	石	二、二九一	一五・二
英國	毛	八二、七六三	二七・七

同じく又我國の品目別輸出(昭和十二年)について見れば豆類の五〇・七%、木材の三四・三%、罐及罐詰食物の三三・五%、鈕釦の二二・二%が英本國に、人造絹絲の五一・六%、綿織物の三六・一%、樟腦の三〇%、人造絹織物の二二%が英國領印度に向けられてゐる。従つて英國が自治領および植民地を動員して我國に對して經濟制裁を行ひ得るならば我國に對して米國に劣らぬ牽制力をもち得る苦である。

しかし、我國にとつて幸ひなことにこれは次の二つの理由によつて困難である。

第一は對日軍備の劣弱である。英國は世界一の海軍國であるからその全海軍力を極東水面に用ひ得れば勿論我國の海軍力よりも優勢であるが、英國の極東水面に用ひ得る海軍力には一定の限度があるから、英國が平常この方面に用ひ得る海軍力と我方のそれとを比較すると英國の海軍力の方が我方のそれに比て著しく劣弱な立場にある。第十四表はこれを示してゐる。

第十五表 日英海軍力比較 (隻數)

國	名	主	力	艦	航空	母	艦	甲級	巡	洋	艦	乙級	巡	洋	艦	驅	逐	艦	潛	水	艦
英	本	國		一八七				八七			一五〇		四五(四)				一〇〇(四〇)				五(一〇)
日				二〇〇				七四			一八〇		三三(二)				一〇〇(六)				五七(三)
英	(極東)	(一九三七年初)									八		八				一九				一五

註 括弧内は建造中及び建造豫定のものを示す。太平洋問題調査部、最近日本外交史、六五頁参照

これでは他の方面からよほど増援しない限り、到底日本の海軍に對抗できないことが分る。従つてかう云ふ貧弱な海軍力を背景にして對日經濟制裁もないものである。

第二の理由は英帝國全體の動員が極めて困難なことである。米國の場合には英國の如く自治領や植民地が世界中に散在してゐないから、我國に對する經濟制裁の決定も比較的簡單、且迅速に行ひ得るが、英國の場合には本國と異つた氣分や利害をもつてゐる自治領や植民地に一々相談しなければならぬから、英帝國が全體として對日經濟制裁を行ふのは並大抵のことではない。それかと云つて英本國だけでは例へ對日經濟制裁をやつたにしても、それによつて日本を徹底的に痛めつける

ことは出来ないのである。

かうやうなわけで英國の對日牽制力は米國のそれに比して遙かに劣弱である。

(ハ) 佛 國

佛國の對日牽制力は前二者に比して更に劣弱である。英國の場合にはその對日軍備こそ米國に比して著しく劣勢であるが、日本貿易における比重の點では米國に對比し得るものをもつてゐる。然るに佛國になるとその就れも貧弱であると云ふ意味においてその地位は極めて劣勢である。

註一 佛國の我國貿易(一九三七年)において占める地位は佛領印度支那を合せて、輸入の一・四%、輸出の一・七%

佛國の極東海軍力は巡洋艦(六吋砲)二、護送艦四、驅潜艇二、河用砲艦九(スタチスト誌一九三九年七月一日號)

(ニ) 獨 逸

同じことは獨逸についても云ふことが出来る。この國は極東に直接足場をもたない上にこの方面に用ひ得る軍備としては全然ないのであるから、對日牽制力と云ふ點では佛國にも劣る。又日本貿易における比重も極めて小つぽけなものである。

註二 我國貿易(一九三七年)における獨逸の割合は輸入の四・七%、輸出の一・四%

(ホ) ソ 聯

ソ聯の對日牽制力は主としてその膨大な極東軍備に懸つてゐる。我國の主要工業都市が悉くソ聯空軍の爆撃圈内にはいつてゐることや、ソ聯の陸軍が極東において我々陸軍に對抗し得る唯一の陸軍であることは、極東水面におけるソ聯潜水艦の優勢と相俟つてソ聯の對日牽制力の基礎を構成してゐる。勿論ソ聯海軍は全體としてまだ我方に比し著しく劣勢であるが、對日牽制力と云ふ點では、ソ聯の地位は米國に次々と稱して差支へない。

列國の對日牽制力は以上の如くであるが、これを要する國と國との力關係は相對的なものであるから、日本乃至列國の國

力が何等かの理由によつて消耗されればそれに従つて又列國の對日牽制力にも變化が生ずるわけである。

三〇

第三節 國際關係

しかし、列國の對支援助はたゞ日本との關係だけを顧慮して決定されるのではなく、日本以外の他の國々との關係をも同時に考慮して決定されるのであるから、日本以外の國々との關係如何が又列國對支援助の内容なり、方法なり、限界なりを決定する一つの條件となる。例へば米國について云へば、この國は對日牽制力の點ではもつとも恵まれた地位にあるのであるが、この國が英、ソ兩國との提携に成功すればその威力は更に増大する。これに反してこれらの國々との關係が強固でなく、米國が單獨で行動すればそれ自身に備つてゐる威力だけしか發揮できない。英國の場合にはこの點がもつとハッキリしてゐる。對日軍備の劣弱なこの國は米ソ兩國、就中米國の援助を期待し得る場合にのみ、はじめて安心して對支援助を行ふことが出来る。しかし、これが期待できない場合には餘り日本を刺戟するやうな態度をとるわけに行かないのである。佛國になると更に極端である。前述の如くこの國の對日牽制力は恐ろしく貧弱であるから、對支援助を行ふ場合にも常に英米兩國との連繫が必要である。同じことは亦獨逸についても云へるこの國は對日軍備なるものは全然持ち合せがないのであるから、日本との關係を調整して牽制の必要そのものをなくするか、又牽制が必要ならばソ聯を利用するか、英米を利用するか全く他力本願による以外に仕方がない。ソ聯は米國に次いで強力な對日牽制力をもつてゐるとは云ふものゝ、この國も亦單獨で行動するよりは英米と一緒に行動すればそれだけ日本に對する牽制力を増大し得る。英米と日本との關係が悪化してゐる時には三國の關係がうまく行つてゐる時に比してソ聯の對日壓力を著しく強化するから、かう云ふ場合にはソ聯としては安心して對支援助を行ふことが出来る。これに反して英米と日本との關係が好轉してゐる場合に日本を刺戟するやうな政策をとることはソ聯にとつて冒険である。

列國と日本以外の第三國との關係について述べたことは地域的に云へば極東と極東以外の地方との關係についても云へる。列國の對支援助はたゞ極東の事態だけを考へて決定されるのではなく、極東以外の他の地方のことをも同時に考へて決定されるのであるから、極東以外の他の地方がいかなる情勢にあるかによつて列國の極東政策、延ひては對支援助の内容なり、方法なり、限度なりに大きな差異が生まれてくる。例へば英米佛獨ソ諸國がいかに對支援助を行ふつもりでも歐洲に大事件が起つてこれらの國の極東における自由な活動を妨げるやうなことになるれば、これらの國の對支援助は自ら消極化せざるを得ないであらう。これに反して歐洲の方が平和であればこれらの國は安心して極東にその全力を集中することが出来るのである。

従つて國際關係の如何は亦列國の對支援助を規整する重要な條件である。

第四節 支那の對外補給路

最後に支那の對外補給路の状態が亦列國の對支援助を制約する上に重要な意味をもつてくる。いかに列國に對支援助の用意があり、いかに國際情勢がこれを許す状態にあるにしても、列國の物資を現實に支那に搬入するためには、これを搬入し得るルートがなくてはならぬ。しかるにこれは日本軍の作戦の進行につれて急速に狭められて行つた。事變勃發後間もなく北支の諸港が日本軍に占領されたのを皮切りに、一九三七年末には大上海をはじめとして揚子江下流の諸港が相次いで失はれ、一九三八年には日本軍の漢口作戦の進行しと共に揚子江中流の諸港が失はれた。一方中南支の沿海地方では五月に厦門が陥落し、十月には廣東が陥落した。一九三九年になると二月に瓊州、三月に三水、五月に江門、六月に汕頭、十一月に北海、南甯が或ひは日本軍に占領され、或ひは戦區となつて對外補給路としての機能を喪失した。そのために抗日支那の對外補給路としては今日ビルマ・ルート、佛印ルート、西北ルートの外に中南支の少數の海港（寧波、温州、福州、拱北、雷州）

を凌すのみとなつた。

今「オストアジヤチツセ・ルンドシャウ」誌(一九三九年三月(一日號)並びに「ファイナンス・アンド・コムアリス」誌(一九三九年七月十二日號)の資料によつて、占領地と非占領地貿易の變化を示せば次の如くである。

第十六表 支那貿易に於ける占領地と非占領地の地位

輸 入	一九三七年		一九三八年		一九三九年(一―五月)	
	占領地	非占領地	占領地	非占領地	占領地	非占領地
輸 入	五%*	九五%	六六%*	三四%	八七%*	一三%
輸 出	九%	九一%	六三%	三七%	七一%	二九%

* Ostasiatische Rundschau, 1. März, 1939, s. 109 掲載の表より計算

© Finance & Commerce, July 12 th, 1939, p. 32

即ちこれによると占領地と非占領地貿易の關係は事變當初と一九三九年の前半期とは全く逆轉してゐることが分る。しかもかうした傾向は一九三九年十一月の北海、南審作戰や本年の滇越鐵道爆撃によつて更に拍車をかけられたのである。かう云ふ風に見てくると支那の對外補給路は我軍の作戰の進行につれて急速に狭まつて行つたことが分る。かくてこのことは又列國の對支援助を制約する有力な條件とならざるを得なかつた。

第四章 列國の對支援助と國際情勢

列國の對支援助は列國對支援助の意圖とこれを規定する諸條件とが歴史によつて結合され、綜合された場合にはじめて具體的な姿をとつて現はれてくるのである。従つて本章においては前二章の綜合された姿として事變後における列國對支援助

の歴史を考察することにする。勿論こゝで對支援助と云ふ場合には列國の支那に對する直接的援助の外に日本に對する牽制工作が重要な研究の對象となつてゐることは云ふまでもない。

事變後に於ける列國對支援助の變遷の跡を振り返つてみると大體六つの時期を劃することが出来るやうに思はれる。第一は蘆溝橋事件から大山事件前後に至る時期であり、第二は上海戰の勃發からイーデン英外相の辭職迄、第三は英國外交政策の轉換から廣東、漢口の陥落迄、第四は東亞新秩序の聲明から米國艦隊の太平洋廻航前後迄、第五は天津租界封鎖前後から獨ソ不可侵協定迄、第六は歐洲戰爭の勃發から白、蘭、北佛戰線における英佛の敗北まで、第七はフランスの單獨降伏以後今日までの時期が即ちそれである。

第一節 蘆溝橋事件から大山事件前後 (昭和十二年七月―八月)

事變がまだ北支に限られて居た爲に列國が事變に對して深甚の關心を示し乍らも、尙積極的干渉の意圖を示さなかつた時期である。

事變の中南支への波及を恐れた英國は最初支那に對して蘆溝橋事件に關する北平約定の承認方を勸説し、極力問題の穩便な解決を期したのであつたが夫れが、失敗に終ると見るや、今度は米佛兩國を誘つて我國に對し事變不擴大に關する共同の申入れを行ふべく努力したのであつた。

併し此の提案は米國の容れることならず、結局三國は單獨行動の已むなきに至つた。六月十六日米國のハル國務長官は北支事變に關する聲明を行つたが、其の聲明は頗る慎重を極め、日本或は支那と特定の國を指すことなく、只抽象的、一般的に「各國政府が世界平和を確保する爲 一、國家的並國際的に自制し 二、政策遂行の爲武力を行使し、又は他國の内政に干渉することを避け 三、國際條約の神聖を擁護し、且之を遵守せんことを希望する」旨を述べたに過ぎなかつた。英國

の態度も未だ此頃迄は至つて微温的なものであつて、イーデン外相の如きは當時下院に於ける演説に於て、北支事變を九箇國條約並ケロッグ不戰條約に基いて取り上げる意志なしと言明した位であつた。かうした態度は大山事件に依て事變が上海に飛入して後も尙持續された。米國政府に依て發せられた日支兩國に對する戰爭回避の要請や、英國に依て唱道された上海中立案の如き之を示して居る。

唯之等の諸國と異つて逸早く支那との間に不可侵條約を結び、對支援助の態勢を採つたのはソ聯位のものであつた。ソ聯にして見れば乾金子事件の後であつただけに、此の事變に對しては頗る神經過敏であつた。

第二節 上海戰の勃發からイーデン英外相の辭職迄

(昭和十二年九月)

列國が事變の擴大を防止する爲我國に對して集團的壓力を行使し、對支援助の態勢をとりはじめた時期である。

事變不擴大に關する努力も空しく戰火が上海に波及すると、夫れ迄戰爭回避に一縷の望みをつないで微温的態度を採つてゐた列國も亦、當然に其の態度を變更せざるを得なかつた。上海は各國利害の錯綜して居る所だけに、ここが戰火に曝されることは列國として誠に忍び難いところであつた。支那側では此の間の事情を知り抜いて居るので努めて戰火を上海に移し、列國に干渉の口實を與へ、之等諸外國の壓力を利用して局面の有利な展開を圖らんと試みた。斯くて我國政府の不擴大方針にも拘らず、戰火は遂に大上海を蔽ひ、列國の權益は直接砲火の危險に曝されるに至つた。夫れと共に列國の動きも亦漸く活潑になつた。

米國の著名雜誌「ネーション」(一九三七年一月一日號)に依れば、當時米國大統領ルーズヴェルトは事態の重大化に鑑み、海軍及國務省の首脳部を招いて重大會議を開いたが、其の席上海軍首脳部は日本を牽制する爲國際聯盟乃至九箇國條約署名國の承認の下に英米兩國海軍の力に依つて我國の經濟封鎖を行ふべきことを主張したと謂はれて居る。米國海軍首脳部の

考へと謂ふのはかうであつた。日本の最大の戰略的弱點は原料資源の貧弱なものと島嶼の集合としての其の地理的弱點にある。従て日本が外國から輸入して居る諸原料、就中石油を抑へて了へば日本の軍艦は動かなくなつて了ふし、飛行機は飛べなくなつて了ふ。さうすれば、日本としてはどうしても三箇月以内に支那から手を引かなければならなくなる。之を實現するためには英國の海軍がシンガポールに頑張つて蘭領東印度から日本に送られる石油を米國海軍がパナマに頑張つてアメリカから日本に送られる夫れを抑へて了へばいゝ。何も其の爲に兩國以外の海軍力の援助を必要としない。然し、米國だけが日本から憎まれない爲には國際聯盟乃至九箇國條約署名國の同意の下に之を行ふと謂ふ形を採る方が賢明である。此の方法に依りさへすれば直接日本海軍と砲火を交へずして庶幾の目的を達することが出來るとかう謂ふのであつた。

かかる意見に對してルーズヴェルトは米國の輿論が未ださう謂ふ過激な手段をとるところまで熟してゐないことを理由として最初賛成しなかつたが、この會談後暫くして支那の非戰鬥員や漁船に對する日本軍空襲のデマが擴がり、輿論の反日的傾向が昂まると共に、國務省は前記の會談を基礎として英國との間に海軍の共同動作に關する交渉を進めた。これに對して英國海軍は當時一五隻の戰艦の中六隻まで乾船渠に入つて居り、他は全部バルチック海や北海、地中海の警備に必要であると謂ふ事情を述べて米國の提言に對し當初逡巡の色を見せたが、結局二隻の弩級巡洋艦と二隻の驅逐艦、出來ればその他に二、三隻の軍艦を東洋に送ることを承諾した。

かくて英米の海軍共同動作が漸くその緒につかうとしてゐた時、突如地中海に怪飛行機や怪潜水艦の出現が傳へられ、英國は軍艦の東洋増派に對して再び逡巡の色を見せ、英米兩國艦隊による日本の石油封鎖は遂に頓挫の已むなきに至つたと謂ふのである。

ネーション誌のかくの如き報道がどこまで眞實であるかは不明であるが兎も角この頃地中海に頻々として怪飛行機や怪潜水艦が現はれたことは事實である。八月二十七日英汽船アリオンモスー號及アフリカ航路汽船一隻が怪飛行機に爆撃された

のを手始めとして、同月三十一日には英驅逐艦ハボック號が、翌九月一日にはソ聯汽船チンゼフ號が、同月二日には英汽船ウッドホール號、ソ聯汽船モラゴイエフ號が何れも怪潛水艦に襲撃されてゐる。従てこれが英國の對支援助に對する牽制として役立つことは多言を要しないであらう。

かくて英國海軍との共同動作が困難になつた爲かどうかその邊の真相はよく分らないが、九月一日米國は何喰はぬ顔をして極東に軍艦増派の意なきことを發表し、日本との衝突を避ける爲に色々な措置を講じた。同月六日中南支の一部米國領事館が居留民の引揚準備完了と共に閉鎖され、それから間もなく米國船舶による日支兩國向け武器及軍需品輸送の禁止方針が公表された。地中海不安に脅へる當の英國はどうかと謂ふとこれ又日本牽制どころの話ではなかつた。地中海の方が何とか片附かない限り東洋の方はどうにもならないので、九月十日フランスを語つてスキスの小都ニヨン市の公會堂に關係國の參集を求め、翌十一日地中海海賊行爲防遏協定をつくりあげた。

これに依て地中海に對する備へが出来るると列國の眼は再び支那問題に歸つて來た。九月十三日支那の聯盟提訴と共に英米佛ソ諸國外交陣の動きは頓に活潑となり、集團的壓力によつて我國大陸政策の進展を阻止せんとする氣運が漸く動いて來た。支那の提訴は聯盟理事會に依て二十三箇國諮問委員會に附託され、同諮問委員會に依て提出された決議案は十月六日遂に聯盟總會の採擇するところとなつた。この聯盟決議の内容は支那に對する我國の軍事行動を公然非難したものであつた。即ちそれによれば日本の陸海空軍の行動は「一、最初衝突の原因となつた事件に比して不釣合に過大である、一、かかる行動は日本の政治家がその政策の目的として確言する日支兩國の親善を助長促進し得ない。一、現存の法律的インストルメント、自衛權の根本精神により正當化されない。一、日本の行動は九國條約、ケロッグ不戰條的義務に反する」と謂ふのであつた。これに呼應して米國大統領ルーズヴェルトも亦十月五日有名なシカゴ演説を行つて我國を非難し、翌六日には國務省亦日本の行動を九箇國條約及不戰條約違反なりとする正式の聲明書を發表した。更に十月初旬になると佛支不可侵條約の成立説さ

へ傳へられた。そしてかうした動きは十一月三日以降ベルギーの首都ブリュッセルに於て開かれた九國條約會議の中にそのクライマックスを見出したが、米國、ソ聯邦等非條約國をも含めたこの會議の結果は全く龍頭蛇尾に終り、日本に對する威壓どころか寧ろ反日國家陣營の脆弱性を世界の面前にされけ出す破目になつてしまつた。

これには色々な理由があるが私は次の諸點にその理由があつたと考へてゐる。

一、地中海の不安がなほ解消しなかつたこと。

ニヨン協定の成立から一箇月も立たない十月四日地中海のサン・アントニオ岬の沖合に於て英國の驅逐艦が怪潛水艦に襲撃された事件は、歐洲諸國、就中英國が後顧の憂ひなく東洋に全力を注ぐことを不可能ならしめた。

二、上海の陥落

八月初旬以來我軍の猛攻に堪へて大上海を支へて來た支那軍も、十一月七日我軍によつて決行された杭州灣の敵前上陸によつてその死命を制され、遂に敗退の已むなきに至つたが、このことは支那軍の抗戦力に望みをかけてゐた列國を失望させそれは亦日本軍占領下の上海に残された各國權益への顧慮と相俟つて、列國の反日的言動を掣肘する大きな力となつた。

三、イタリーの援助

地中海に於て英國と決定的に對立してゐたイタリーがブリュッセル會議の内部にあつて、我國の爲に有利な發言をしたことが、この會議の攪亂に役立つた。

四、日獨伊三國防共協定の成立

しかし、何と謂つてもブリュッセル會議を龍頭蛇尾に終らせた最大の原因は日獨伊三國防共協定の成立であつた。この協定の各國に與へた影響は實に深刻であつた。それは締結の時期が時期であつただけに實際そこに盛られてゐる内容以上の政治的役割を果した。各國の對日牽制策がこの協定の爲に逆に牽制されて充分にその効果を發揚し得なかつたことが即ち

それである。

先づ第一にこの協定はソ聯邦の牽制に役立った。

なるほどこの協定の目指すものはコミンテルンであつて、ソ聯邦ではなかつた。しかし、ソ聯邦がコミンテルンと一身同體であることは隠れもなき事實であつたから、この協定がソ聯邦の行動の牽制に役立ったことは謂ふまでもないことであつた。この協定の發表當時ブリュッセルに集つてゐた各国外交代表に對して、ソ聯邦が盛にこの協定の反平和的、敵本性格を曝露し、これを機會に民主主義國家ブロックの結成を圖り、對日經濟封鎖(特に石油)を行はんとして奔走したのは、彼自身自らの危険を悟つてゐたからであつた。しかし、これは戦争を恐れる英米佛諸國の容れるところとならず遂に失敗に終つた。

第二にこの協定は英國の牽制に役立った。

ソ聯邦の場合と同じくこの目指すものは勿論英國ではなかつた。又英國の場合にはソ聯邦の場合のやうにコミンテルンと一身同體でもなければお互ひに仲がいいわけでもなつた。それにも拘らずこの協定の英國に與へた影響は深刻であつた。英國にとつてはこの協定の防共スローガンは唯三國提携の假面にすぎないのであつて、その眞の目標は自分におかれてゐることを知つてゐたからである。この協定の結ばれた時期と協定國の顔觸れから見れば英國がかう謂ふ風に氣を廻すのも無理からぬ點があつた。この協定は英國が支那事變で日本と噛み合つてゐる最中に結ばれた。しかも、この協定を通じて新に日本に結びつけられたものは地中海に於ける英國の強敵イタリアであつた。英國にとつて問題は三國協定の内容よりも、寧ろ日伊親善の事實そのものであつた。

かくて英國としてはイタリアとの關係を調整することなしには極東に於て效果的に我國の行動を牽制することが出来なくなつた。これはやがて又影の形に添ふが如く英國と行動を共にしてゐたフランスにも影響を與へ、その極東政策を慎重な

らしめる原因となつた。

第三にこの協定は米國の牽制に役立った。

この協定は米國の注意を支那から中南米に引き戻した點で亦大きな政治的役割を果した。米國はこの協定の中南米に及ぼす影響を恐れた。中南米にはブラジル、ペルー、ボリヴィア、チリ、エクアドル、ウルグアイ、パラグアイ、ヴェネゼラ、ニカラガ、サルバドル等フアツシズムに對して多かれ少かれ同情をもつてゐる國があつた。東京、ベルリン、ローマ樞軸の影響がこれ等の國々を搖さぶるとき、米國の傳統的外交政策たるモンロー主義の保持は困難になる恐れがあつた。これは米國にとつて無視する事の出来ない重大問題であつた。

かうした不安が各國を牽制してブリュッセル會議は何がなんだか分らない極めて微温的な決議を行つて閉幕とならざるを得なかつた。

これに對して我方では反日國家群の狼狽を尻目に益々獨伊との連繫を密にした。

防共協定によつ結ばれた東京、ベルリン、ローマ樞軸は、更にイタリアの滿洲國承認(十一月二十九日)我國のフランコ政權承認(十二月一日)イタリアの聯盟脱退(十二月十一日)によつて強化された。又それ迄屢我國大陸政策の危機を救つてくれた地中海問題は、防共樞軸の完成後相次で起つたこれら一聯の事件を通じて完全に支那事變と合體し、相互に有機的關聯を持しつゝ、反日國家陣の牽制に奉仕する事となつた。その爲に我軍の士氣は益揚り、十二月中旬には早くも支那の首都南京を陥れたのであつた。

かくてブリュッセル會議當初の形勢はここに逆轉して今迄我國に對して攻勢に出てゐた英米佛ソ諸國の方が今度は逆に守勢に立たされるに至つた。従てこれら諸國が景氣のいい場合であつたならば當然に大問題となつてゐた筈の問題もこの時期には割に穩便に解決することが出来た。十二月十二日の我航空隊による米國砲艦パネー號誤認撃沈事件、英國軍艦クリケット・

スカラブ及英國商船誤認爆撃事件、又我軍による英國軍艦レディバード號及びビー號砲撃事件等が即ちそれであつた。これには自己の過ちを過ちとして認めた我國の率直な出方が與つて力あつたことは謂ふ迄もないが、唯それ許りではなかつた。これらの事件を契機として英米兩國の對日感情は益悪化したのであるから、若も兩國政府に十分の備へがあつたならば斯る反日的輿論の昂揚を外交の上に活かすことは決して困難なことではなかつた。然し我國にとつて幸ひなことに兩國の備へはこれらの問題を捉へて高壓的態度に出るべく未だ不十分であつた。勿論これも地中海不安がなく、東京、ベルリン、ローマ樞軸がなければ、米國海軍の最初の方式に基いて英米兩國艦隊の共同動作も可能なわけであつたが、地中海不安の存続は斯る事を全く不可能ならしめた。従て英米佛ソ諸國ではこれらの事件以來國民の間に日貨ボイコット運動が蔓延し、反日的空氣が増大したにも拘らず、政府の方では極力日本の摩擦を避け、捲土重來を期して混亂した陣容の建直しに腐心した。今その主なる動きを回顧してみると次の如きものがあつた。

一、民主主義國家ブロックへの動き

日本の輸出入の大部分を支配してゐる英米佛蘭諸國が團結し、經濟封鎖(特に石油封鎖)を以て日本を脅すならば容易に日本を屈伏せしめ得ると謂ふ考へは歐米諸國の常識であつた。従て第二期の始め英米海軍共同動作の交渉が失敗に終つた後、この考へは決して放棄されなかつた。ブリュッセル會議の終り頃から現はれはじめた英蘭兩國の極東屬領共同防衛説、久しく行き惱みになつてゐた英米新通商協定正式交渉の再開は列國の意圖が如何なる點にあるかを示すものであつた。

二、聯盟の防衛

イタリアの聯盟脱退によつて聯盟の牛耳をとる國は結局英、佛、ソ三國となり、それと共に聯盟は東京、ベルリン、ローマ樞軸に對抗する敵對勢力の如き外觀を呈し來つた。其の爲に防共樞軸の脅威を身近かに感じてゐた諸小國は彼等が聯盟に留まることによつて防共樞軸から睨まれることを恐れ、聯盟規約第十六條の制裁條項を撤廢することによつて防共樞軸

に對して他意なきことを示さうと試みた。然しこれまで聯盟が曲りなりにも國際政治の上に何らかの意味をもち得たのはこの制裁條項があつたためであるから一九三八年二月二日の第百回聯盟理事會に於ては英、佛、ソ三國は大童になつてこれら諸小國の反對を抑へ、結局この問題を九月の聯盟總會に持ち越すことにした。即ちこの頃になると聯盟の主要問題は對支援助といふよりも、寧ろ聯盟自身の救済にあつた。かういふ状態であつたから、英、佛、ソ、支四國の事前工作によつて造られたこの理事會の反日決議——それは聯盟各國が夫々個別的に支那を援助することを勧告したものである——も威力をもつ筈がなかつた。殊にこの決議の行はれた前日には地中海に於て又々英國商船エンディミオン號が撃沈され、列國はこれに氣を奪はれてスツカリ浮足立つてゐた爲に、唯紙の上だけの決議が物を謂ふわけがなかつた。それでもこの理事會が諸小國の反對を抑へて兎も角聯盟規約第十六條の廢棄を喰ひ止め得たのは、大國にとつてせめてもの慰めであつたに相違ない。

三、軍備擴張計畫

事變發生以來我國大陸政策の進展を喰ひ止むべく列國によつて凡ゆる努力がなされたにも拘らず、結局それが失敗に終つたのは要するこれの國々の再軍備の未完成が一つの大きな原因をなしてゐた。これらの國々が一時我國との衝突を避けて積極的な軍備擴張に乗出したのもその爲であつた。一九三八年一月二十五日米國大統領ルーズヴェルトは議會に國防特別教書を送つて再軍備の決意を明かにしたが、次で二月五日には英國と共に、夫々自國大使を通じ我國に對して建艦通牒を求めて來た。この通牒は自國の軍備擴張の責任を我國に轉嫁せんとしたものであつて、二月十二日我國の回答拒否に遭ふや、日本がロンドン條約の主力艦噸數制限を守らぬ以上我々も亦これを守るわけに行かぬと謂ふ理由で、大海軍の建造に乗り出した。この再軍備の目標が飽迄も對日優勢を基調とするエスカレーター條項の適用にあることは謂ふ迄もないことであつた。

以上は第二期の一般的動きとも謂ふべきものであつたが、斯る動きとからみ合つて第三期に明確な姿をとつて表面に押し出される動きが既に萌芽的な形をとつてこの時期に現はれてゐた。日、獨、伊三國防共協定成立の直後、即ち一九三七年十一月十七日から二十一日にかけてベルリンでは英國の樞相ハリファックスとヒットラー總統との會談が行はれたがこれは第二期の一般的な動きとは少しく其の性質を異にするものであつた。この會談は當時なほ支配的な立場にあつたインデン外交に對する最初の不信任の表明であつたからである。國際情勢の緊迫は英政府内に於ける對立を激化させ、チェンバーレン首相をしてイーデンに無斷でハリファックスをベルリンに送らせた。集團的安全保障によつて飽迄も東京、ベルリン、ローマ樞軸に對抗しようとしたイーデンは、今や同じ政府の内部に自らの主張と全然對立的な意見を抱く勢力を見出さねばならなかつた。ハリファックス、ヒットラー會談の内容がとんなものであつたかは、今なほ秘密に付されてゐるので分らないが、其の後に起つた事件から推測すればこの會談に於て中歐に於けるドイツのフリー・ハンドか日本の南進政策緩和方の斡旋、其の他の諸條件と共に取引されたであらうことは明かである。それがあらぬか一九三七年末以來ドイツの駐支大使トラウトマンの調停乗出しが傳へられた。ドイツ大使によるこの和平交渉は支那側の拒絶に會つて頓挫し、我國又支那側の不遜な態度に憤慨して、「國民政府を相手にせず」との強硬態度に出たために結局何等の成果もあげることが出来なかつたが、獨伊樞軸への接近によつて日支紛争を解決しようとする動きは決してこれによつて中斷されはしなかつた。そして英政府内に於けるかうした傾向の強化はそれと全く正反對の立場に立つ外相イーデンをして辭職の餘儀なきに至らしめた。かくてチェンバーレン、ハリファックス外交の確立は第二期の終焉をもたらしめた。

註一 ナザン・エム・ベツカーは支那事變勃發後の一箇年間について米國に於ける日貨ポイコットの我國對米輸出に與へた影響を研究してゐるがそれによるとこの期間中に減少した日本の對米輸出五、二〇〇萬弗の中一、五〇〇萬弗、即ちその二八%がポイコットによるものであつた。その内譯について謂へば彼は日本商品を次の三種に分つて考察してゐる。

(一) Aクラスの商品

商標その他の特徴によつて一目して日本製品たることが判り、小賣市場で販賣せられ何時でも他の商品を以て代へ又他から輸入し得るもの、例へば玩具、電燈、人形、木魚、蟹肉、磁品、瀬戸物、土器、刷子、綿屑、靴下等の如きであつて事變前米國の日本からの輸入總額の約二三%を占めてゐた。

(二) Bクラスの商品

ここにはいるのは生絲だけであつて事變前米國の日本からの輸入總額の中約五二%を占めてゐた。

(三) Cクラスの商品

一見して日本製品と判明せざるもの、適當の代用品なきもの、卸賣の部門に販賣されるだけでポイコット運動の手の届かないもの即ち純然たる原料品或は半製品がここにはいる。例へば兎毛、剛毛、帽子材料等の如きである。

この中ポイコットの打撃が一番ひどかつたのはAクラスであつて、この種の商品は前記の一箇年間に二、〇二〇萬弗の輸入減であつたが、その中一、一〇〇萬弗、即ち輸入減の五五%がポイコットによるものとされてゐる。これに對してBクラス即ち日本からの輸入大宗たる生絲はその輸入減三、二〇〇萬弗の中三四〇萬弗、即ち輸入減の一五%、Cクラスはその輸入減一、〇二〇萬弗の中五一萬弗、即ち輸入減の五%がポイコットによるものとされてゐる。

第三節 英國宥和外交の登場から廣東、漢口の陷落迄

(昭和十三年三月—十月)

英國に於ける外交政策の轉換のために援蔣國家群の陣營に大混亂が起り日本の大陸政策に對する國際的牽制力が低下したために、支那の軍事的敗退が続いた時期である。

一九三八年二月二十一日イーデン外相の辭職を轉機として英國外交政策の上に一大轉換が起つたことは、それまで集團的壓力を利用して日本の大陸政策の進展を阻止せんとしてゐた援蔣國家群の足並みを完全に亂して了つた點で劃期的意義をもつてゐる。チェンバーレン、ハリファックス外交の登場と共に顯著になつた英米、英ソ關係の冷却はその直接の緒口を與へたものと謂ふことが出来る。

イーデン在任時代米國は東京、ベルリン、ローマ樞軸に對する牽制の意味を含めて、英國との間に久しく停頓状態にあつた通商協定の正式交渉を再開したのであつたが、此の交渉の政治的意義はチェンバーレン外交の出現と共に著しく減殺された。何故ならばチェンバーレンの親獨政策は交渉開始當初の精神を全く無視して進められたからである。英國のかかる態度は中南米に於てドイツとの間に火の出るやうな經濟戰を演じてゐる米國にとつても亦英國頼み難しの感を與へた。殊に五月以後チエツコ問題に於て英國がドイツの勝利を斡旋するかの如き態度をとつたことは、益米國の英國に對する不信を昂めた。それと共に米國內の孤立主義的傾向が強化され、第二期の全體を通じて顯著に現はれた此の國の英國との對日共同動作は一時足踏みの餘儀なきに至つた。

英國とソ聯との關係は英國と米國とのそれよりも更に悪化した。日獨伊三國と決定的に對立してゐるソ聯としては、これらの國々の勢威が少しても加はることは望ましくなかつた。しかるにイーデン辭職後の英國外交はスペインに於ける外人義勇軍撤收問題に於ても、亦チエツコスロヴァツキアに於けるズデーテン・ドイツ人問題に於ても、常にソ聯の犠牲に於て獨伊兩國と取引することに向けられて來た。殊にチエツコ問題の掉尾を飾るミュンヘン會議に於てソ聯に閉出した喰はせたことは、イーデン在任時代親密の度を増した英ソ關係を極度に疎隔させて了つた。

かくて之等の國々が極東に於て共同行動をとることは困難となり、各國は夫々思ひ思ひの方向に向つて歩きはじめた。英國は獨伊兩國との宥和外交 (appeasement policy) を極東にも延長して日本に對して漸次妥協的な態度をとるやうになつた。集團的壓力を利用して日本の牽制を策したイーデン式の外交は清算され、自國の權益さへ擁護出來れば敢て日本との妥協も厭はないといふ風な傾向が強くなつてきた。聯盟の決議や九箇國條約の原則の如きは此の場合あまり尊重されなかつた。一九三八年三月の上海工部局問題の解決、五月の上海海關問題の解決、七月の對蔣借款の拒否等はその現はれであつたと云ふことが出来る。

(イ) 上海工部局問題

我軍の上海占領によつて齟らされた新事態に對し、從來の工部局體制のままでは同地の治安維持上遺憾の點があると認められた我國政府は、一九三八年一月四日岡本前總領事を通じて上海共同租界工部局最高當局に對し、(一)日本人警官の地位の向上を圖り、且その人員を増加すること、(二)警察以外の中樞機關に於ても行政部門の重要地位を日本人に與へること、(三)各行政部門に日本人を参加せしめることの三箇條の要求を提出したのであつたが、工部局は英米、特に英國の勢力下にある爲に容易にその解決を見ることが出来なかつた。然るにチェンバーレン外交確立後の一九三八年三月十九日、それは遂に圓滿な解決を見るに至つた。その條件は(一)日本人警官の待遇改善及増員、(二)日本人特別副總監(副總監は總監に對し一般的政策問題につき意見を開陳し得る)、(三)警察行政への機會均等賦與といふのであつて、大體我方の要求を容れたものであつた。これは一に實利の前には原則の破棄も厭はない宥和外交にしてはじめて出来る事柄であつた。

(ロ) 上海海關問題

上海海關問題になると宥和外交の特質は更に一段と明瞭な姿をとつて現はれた。此の問題に關する日、英間の交渉は一九三七年我軍の上海占領後、我國政府が蔣政權から海關收入を奪ひ、同時に支那側の武器彈藥の購入積替を監視するため、上海海關を我軍の監督下におく必要を感じ、岡本前總領事を通じて海關當局に對し、關稅收入の正金銀行預託、日本人稅關吏の増員及要所への配置を要求したことに始まつたのであつたが、これに對して英國側は關稅收入が正金銀行に預託されたのでは肝腎の關稅擔保外債の支拂ひを我國のために停止される恐れがあるとして、容易に應ぜず、その爲に交渉は屢停頓状態に陥つたのであつた。しかし、この問題も一九三八年五月二日、名を棄てて實をとる英國の宥和外交のお蔭で漸く日英間に暫定取決めが成立し、同月六日には我方の要求通中支維新政府による上海海關の接收が行はれるに至つた。かういふ解決の仕方は支那に於ける我國の行動を「九箇國條約及ケロツグ不戰條約違反」なりとしたイーデン式の原則固執主義

の立場から見ると甚だ奇怪な行爲であると云はねばならなかつた。何故ならばそれは次の諸點に於て一九三七年十月六日の聯盟決議、即ち「支那に對し道義的援助を保障すると共に、聯盟國に對し支那の抗戦力を弱め、現下の紛争につき支那の困難を助長するが如き如何なる行動も差控へる」といふ決議に反したからである。

先づ第一に英國のかかる行爲は中支維新政府の政治的地位を強化しその限りに於て國民政府に不利益を與へた。

第二に英國のかかる行爲は海關收入に對する日本の管理權、引いては維新政府の經濟的基礎を強化し、その限りに於て亦國民政府に不利益を與へた。

第三に英國のかかる行爲は日本に對し一定の財源(支那の善後借款及團匪賠償金中の日本に對する支拂部分)を保證することにより、國民政府に不利益を與へた。

これらの諸點はどう考へてみても前記の聯盟決議と調和するとは思へなかつた。しかし、チェンバーレンの有和外交にとつては本來聯盟などといふものはどうでもよいのであつた。聯盟が彼にとつて意味があるのは自國權益の擁護に役立ち得る限りに於てであつて、それ以外にもつといふ方法があれば聯盟の決議がその爲に骨抜きにならうがなるまいが少しも關はらないのであつた。従て上海海關問題の處理に際して聯盟決議の精神が無視されたからと云つて、それは少しも不思議なことではなかつた。

(八) 對蔣借款拒否

一九三八年七月十三日の英國閣議が先に蔣政権から受けた二、〇〇〇萬磅の借款申込みを拒否することに決定したことも亦、有和外交の本領を發揮したものととして興味のある事柄であつた。チェンバーレンは支那が日本に對して勝つことを望んでゐなかつた。日本に對する支那の勝利はやがて一九二六、七年の再現を意味することを知つてゐたからである。従てチェンバーレンにとつては日本が赤化運動の防壁として、又反帝國主義運動の憲兵として一定の勢力を保持することが

望ましいのであつた。しかし、それかと云つて勿論日本がその分を超えて英國の權益にまで手をふれることを望んでゐなかつた。要は權益の擁護が眼目であつたから、日本と支那とどちらが悪いかといふやうな原則論よりも、むしろどちらに轉んだ方が權益の擁護に都合がないかといふことが彼においては問題であつた。此の場合聯盟の決議や九箇國條約の精神のごときはさほど尊重に値しなかつた。對蔣借款の拒否も亦かゝる見地からなされたものであつて、自國權益の擁護の爲には抗日支那の不利益の如きは問題でないとする態度の現はれにすぎなかつた。七月十四日のデイリー・ヘラルド紙が此の間の事情をスツバ抜いて「閣議の席上閣僚の一部が對蔣借款は日本側から挑發行爲と看做され、影響の及ぶところ甚大で、必ず香港の地位を危殆に陥らしめる結果に終ることを指摘した」ことがチェンバーレン政府として對蔣借款を拒否させた根本原因であるとしたのは、蓋し當時の事情を傳へて餘蘊なしと云へる。

英國政府がかうした現實主義的な歩みを續けてゐる間、米國政府の方は依然として第二期を通じて援蔣國家群を支配した原則的立場を固執してゐた。支那に於ける我國の行動を「九箇國條約及ケロッグ不戰條約違反」とする立場が即ちそれであつた。一九三八年三月二十一日米國は我國に對してパネー號の賠償を請求したが、それから丁度一箇月後の四月二十二日、此の問題が我國の賠償金支拂に依て無事解決した後も、我國の大陸政策に對する米國の立場は少しも變らなかつた。支那の機會均等及門戶解放に關する十月六日の對日申入れは此の國の態度を最も端的に表明したものであつた。そこには日本の支那に於ける行動に反對し、飽く迄も九箇國條約に依る機會均等、門戶解放の原則を擁護せんとする立場がハッキリと述べられてゐた。通牒の次の文句は之を示してゐる。

「米國政府は日本政府に對し日本軍占領下の支那に於て日本側のとられたる行動及其の遂行せられつつある政策に關し累次申入を爲したる際、米國政府は右行動並政策を以て支那に於ける機會均等、門戶解放の主意並狀態に背馳するものなりとの見解の下に右に對し反對の意を表明政候。右累次の申入に對し、又其の他の公私の機會に於て日本政府は支那に於け

る機會均等乃至門戶解放は維持せらるべしとの明確なる保證を與へられ候。然し乍ら米國政府は右日本政府の保證にも拘らず、日本官憲による米國の權益蹂躪が引續き存し居りたることを認めざるを得ざるものに有之候………云々」(同盟旬報第二卷第三十二號、六頁)

之はチェンバレン外交とは凡そ正反對の行き方であつた。

英米兩國の足並みの不一致は又ソ聯の極東政策の上に大きな影響を與へずにはおかなかつた。ソ聯は日本の經濟が重要原料の輸入に於ても、亦其の爲の對外支拂手段の調達に於ても少數の國々、就中英米に依存する度合の非常に大きいことを知つてゐる。従て英米兩國と一緒ならば日本に對して強硬な態度をとることも心配ないが、英米兩國の態度がアヤフヤなときソ聯獨り強硬な態度をとることは、日本の國力が餘程疲弊してゐる場合を除き、危険なことであると考へてゐた。何故ならば前者の場合には其の爲に假令戦争になつても、英米の對日經濟封鎖を期待し得るのに反して、後者の場合には仲々さうは行かないからであつた。支那事變發生以來ソ聯が英米との反日共同戦線の結成に向つて執拗な努力を續けた所以も實、にここにあるのであつた。然るにこれが前記のやうな状態になつて了つたのであるから、ソ聯の我國に對する態度も亦自然慎重にならざるを得なかつた。ソ聯の立場としてはもとより支那に於ける我國の行動に對して絶對反對であつて、其の限りに於ては米國の立場と同じであつたが、チェンバレンの反ソ外交による英ソ關係の悪化は極東に於けるソ聯の活動の自由を阻害した。

一九三八年の初頭以來我國とソ聯との間には滿洲國に於けるソ聯飛行機の抑留問題を中心として險惡な空氣が漂つてゐたが、それは更に三月北鐵讓渡代償金殘額支拂の留保問題に依て拍車をかけられ、五月には早くも璦春國境紛争を生み、七月には遂に張鼓峰事件を勃發させた。此の事件はソ聯がヨーロッパの方面に不安を持たない時代であつたならば、正に對日干渉の絶好のチャンスであつたが、當時ヨーロッパではチェッコ問題が英國の親獨反ソ政策の爲全く樂觀を許さない状態にあつ

たので、折角の事件も遂に中途で打ち切らなければならぬ有様であつた。當時現地の事情に暗い人々の間では此の事件はソ聯が我國の漢口作戰を牽制する爲に意識的に起した事件であると謂ふやうなことが一般に云はれてゐたが、事實は決してそんな勇ましいものではなかつた。モスクワはチェッコ問題の方を遂に重大視してゐたので日本との紛争を望んでゐなかつた。併し、斯ういふ風に大事をとつたチェッコ問題も其の結果はソ聯にとつて全く慘憺たる結果に終つた。ミュンヘン協定の結果ソ・チ相互援助條約が廢棄され、ソ聯の西部國境が直接ドイツ東方政策の脅威に曝されるやうになつたことが即ちその原因となつた。之に依て西部國境の防備を強化する必要が昂まると、それは又體て極東に反映してソ聯の對支援助を制肘する原因となつた。加ふるにソ聯内の肅清は未だに其の跡を斷たず、三月ルイコフ、ブハリン等が一括死刑に處せられたのを始めとして、六月にはリュシユコフ大將の越境事件があり、更に張鼓峰事件は事件當時の極東赤軍の總師ブリユツヘルの身邊さへ危くなるやうな有様であつた。そのためソ聯が我方に對して攻勢に出ることは不可能であつた。

最後に佛國に就て謂へば、此の國も亦チェッコ問題の爲に牽制を受けたことはソ聯の場合と同じであつたが、夫れにも拘らず此の國は第三期を通して二、三の注目すべき動きを見せた。一九三八年五月佛支兩國間に締結された廣西省鐵道敷設契約、七月佛國海軍に依て行はれた西沙島の保證占領が即ちそれであつた。これは一つには日本の漢口作戰の進展に依て蔣政権の西南通入が不可避になつたことや、その年の五月厦門の占領があつて日本軍南進の氣配が感じはじめられたことにもよるのであるが、當時まだ人民戦線を背景にしてゐた佛政府としてはそれまで唱へて來た反ファシズム外交の手前、チェンバレンの對日有和外交に歩調を合せることが困難な事情にあるからでもあつた。

併し、前述したところに依て明かな如く、援蔣國家群の動きはバラバラであつて、何等の統一もなかつた爲に一、二の國★が露骨な援蔣態度をとつたとしても夫れは我國に對して何の脅威をも與へなかつた。斯くて此の間に開かれた二回の聯盟理事會は、支那の爲に實現性の極めて怪しい唯紙の上文書の決議を行つてお茶を濁さざるを得なかつた。毒ガスの使用に關

して我國を非難した五月十四日の聯盟理事會の決議と我國に對する聯盟規約第十六條の個別的適用を決議した九月三十日の聯盟理事會の決議が即ちそれであつた。尙此の外足並みはバラバラであつたが、我軍の廣東空爆に際して英米佛諸國が一齊に騒ぎ出し、「無防備都市の爆撃」として非難したやうなこともあつたが、もとより我國政府の一蹴するところとなつて何の効果も擧げること出来なかつた。

援蔣國家群の壓力が以上の如く低下したのに反して、獨伊兩國と我國との結びつきは第三期を通して益強化された。

第一期から第二期にかけて支那の貿易と日本の對ソ戦力とを天秤にかけて日和見的態度を續けてゐたドイツは、第三期に入ると共に其の態度を鮮明にして、親日的態度を明示するに至つた。一九三八年二月二十日ヒットラーはドイツ國會に於て滿洲國承認の決意を披瀝し、日本の支那に對する勝利は「ボルセヴィズムの勝利」よりも「遙に危険が少い」旨を言明したが、四月になると嘗て日獨防共協定の立役者として活動したオットー少將を駐日大使に任命し、次いで五月には滿洲國との間に修交條約を、又九月には同じく滿洲國との間に通商條約を締結した。其の間支那の抗日政權に對してはドイツ人軍事顧問の引揚げを要求して、東京、ベルリン樞軸の強化を遺憾なく世界に示した。これはそれまで獨逸國內における親支派のバックとなつてゐた國防軍の改組が行はれ、ヒットラー一派の親日派のヘゲモニーが確立されたからであつた。之と同じくイタリヤも亦第三期を通じて我國との結びつきを強化した。七月、日滿伊三國貿易協定や滿伊修好通商航海條約の調印を見たことは其の現れであつた。

併し、之等にもまして我國の大陸政策に幸ひしたものは獨伊兩國の中歐地中海、近東、中南米にける英米佛ソ諸國に對する牽制作用であつた。チェッコ問題の紛糾、スペイン近海に於ける英船爆撃事件の頻發、パレスチナアラビヤ人暴動、ラテン・アメリカに於ける米獨經濟戰の激化等が我國の大陸政策に役立つたことは非常なものであつた。

斯くて我國の軍事行動は第三期を通じて躍進的な發展をとげ、支那軍は敗退に敗退を重ねたのであつた。五月十一日我海

軍陸戰隊の手に依て廈門が陥落したのを皮切りに同月十九日には我陸軍の手に依て徐州が陥落し、更に夫れから五箇月後十月下旬には廣東及漢口が陥落して、北中南支の要衝は悉く我軍の手に歸した。此の間三月には梁鴻志を行政院長とする維新政府が南京に成立し、九月には中華民國政府聯合委員會が成立して、新政權運動も漸く本軌道に乗るに至つた。

しかし、こゝで我々として注意しておく必要があるのは、以上のやうな情勢の中にあつても、普通の通商關係に基く列國の支那に對する物資の供給は間斷なく行はれたと云ふことである。このことはただに英米佛ソ諸國について云へる許りでなく、我國と緊密な關係にある筈の獨逸についても亦云へることであつた。第三期のはじめに於けるヒットラー一派の親日派の勝利も獨逸の蔣政權に對する活潑な物資の供給を抑へることは出来なかつた。

第四節 東亞秩序の聲明から米國艦隊の太平洋廻航前後まで (昭和十三年十一月—昭和十四年四月)

この時間は東亞新秩序の聲明によつて支那から閉出しを喰されることを恐れた反日國家群が、英米の歩み寄りを中心として、同一陣營内の混亂を整理し、再び國際的壓力に訴へて彼等に有利な事變の展開を期待せんとした時期であつて、對支援助の最を活潑に行はれた時期である。

第三期を通じて支那に不利に作用してきた國際情勢は一九三八年十一月三日日本政府の東亞新秩序の聲明がなされると共に支那にとつて有利な展開を見せしめた。

東亞新秩序の聲明が行はれる直前まで英米兩國の態度は必ずしも一致してゐなかつた。聲明の行はれる二日前即ち十一月一日英國下院においてなされたチェンバレン首相の演説はこれを物語つてゐる。彼は政府の極東政策に對する労働黨首アトリー攻撃演説に答へて次の如く述べたのであつた――

「支那に於ける英國の權益に關しては過度に悲觀する必要なしと考へる。支那は今後相當巨額の資本を注ぎ込まなければ

眞の市場に發表せしめることは出来ない。而してこの資本は日本から供給することは出来ない。戦争が終了し、支那の再建が開始される場合には英國から何等かの援助を求めなければ支那の再建は恐らく不可能であらう。」(同盟旬報、第二卷、第三十一號二七頁)

しかし、ここで彼は英國の援助によつて再建される支那が抗日支那なのか、親日支那なのか、ハッキリ説明しなかつたのである。従て當時ミュヘン會議の後ではあつたし、世間ではこれはテツキリ彼が支那を第二のチエツコたらしめるつもりでその意圖を仄かしたのだと謂ふ風に受けとつたのであつた。そして實際チエンバーレンを先頭とするシチイ筋の政治家達の中にかう謂ふ考へが根を張つてゐることも亦事實であつた。これは飽迄も九箇國條約の尊重をふりかざして直進せんとする米國の態度と非常に異つたものであつた。

しかし、英米兩國間に見られたかかる態度の不一致も我國の東亞新秩序に關する聲明と共に急速に取り除かれて行つた。新秩序の聲明と共に米國はブリュッセル會議に關するデヴィス報告書を發表して對日牽制のゼスチャーを示したが、更に十一月四日には國務省からハル長官のステートメントを發表し、我國の態度に反對して飽く迄も既存條約尊重の態度を保持すべき旨を強調した。これに應じて英國においても外務省を中心とする對日強硬案が勢力を得て、英國外交の前面に現はれてきた。チエンバーレンの前記の樂觀演説に對しては極東の事態を重視してゐる支那在住の英商人や實業家、銀行家又野黨間に驚々たる非難があつた。上海の英國商業會議所がチエンバーレンに抗議を送り、ロンドン商業會議所自由黨、労働黨、保守黨反對派が一齊に立つて政府を攻撃し出したのはそのためであつた。外務省は國內のかかる傾向を直ちに反映してチエンバーレンに壓力を加へ、東亞新秩序に對する英國輿論の反感を利用して遂にチエンバーレンの前記の方針を修正することに成功した。十一月九日バトラー外務次官が労働黨議員スタッフォード・クリップスに對する答辯の形においてなしたチエンバーレン首相の前記の演説に對する修正は即ちそれを示してゐる。彼はそこで述べでゐる――

「チエンバーレン首相の言明は支那政府並國民に對して戰禍によつて蒙つた重大な損害を回復するため役等の必要とする援助を與へ、以て今後到來すべき平和の時期に於て支那の再建に助力するといふ意味である。従て英國政府が出来るだけ早く戰爭を終結させ、日本に金融的援助を與へて支那に對する日本の完全な支配を助長せんとするものではないのである。この點につき極東に於て誤つた印象が廣く行はれてゐるやうだが余はこの機會に是正しておき度いと思ふ。」(同旬第二卷、第三十一號八二頁)

役は又同じ答辯の中で支那に關する既存條約尊重に關しては其の改廢を主張する日本の立場を排撃して飽迄も米國と共同歩調をとる旨を明かにした――

「最近日本政府は日滿支三國を包含する政治經濟ブロックの結成に關する聲明を發表した。同問題に關する英國政府の立場は英國政府その他各國の加入せるワシントン條約その他の諸條約により支配されると申し上げたい。従て諸條約により規定された地位が一方的行爲により變更されたものと看做し得ない。本問題に關する英國政府の立場は去る四日附の米國國務長官コーデル・ハル氏の聲明により明確に示されたところと全く軌を一にするもので、これは同時にワシントン條約に關する英國政府の立場を規定するものである。米國政府は去る十月六日日本の門戶解放主義侵犯に對し抗議を提出した。本問題に關しては英國政府も最近數箇月間に米國政府に全く同様の趣旨に於て正式に抗議を行ひ、英國の立場を明かにしたと申し上げたい。」(同上)

かくて對米接近によつて我國を牽制せんとする英國は殊更に米國との親善を裝ひ、十一月八日には英國皇帝の米國訪問を發表し、更に同月十七日には之まで難産を傳へられた英米通商協定を調印の運びに至らしめた。英米通商協定の成立はオツタワ協定以來兩國間に蟠つてゐた經濟的利害の對立を清算したものととしてその政治的意義は絶大であつたが、更に同月十八日我國の對米回答によつて東亞新秩序の建設に關する我が決意の動かし難きを知るや、今度は米國と策應して直接抗日支那

に對して財政的援助を與へはじめた。十二月中旬米國において成立を傳へられた二、五〇〇萬弗の對支借款に呼應して、英國が支那に對して供與した五〇萬磅の借款が即ちそれであつた。これと共に米國では又米支銀協定の無期延期を發表し、この年の暮には我方に對して東亞新秩序を否認する強硬な通牒を發した。

これに對し我國は十二月二十二日近衛聲明を發して新支那國交調整方針を明かにし我國の支那に對する要求の限度を示したのであつたが、これはただ重慶政府の内部に汪兆銘の脱出といふ形において多少の波瀾を起しただけで、英米の態度を緩和させることは出来なかつた。近衛聲明は「日本の支那に求むるものが區々たる領土にあらず、又戦費の賠償に非ざる」所以を強調して、ただ北支及内蒙地域の資源開發上の便宜、滿洲國の承認、防共協定への参加を求めたにすぎず、しかもこれに對して我國は支那の主權尊重、支那における我が治外法權撤廢、租界の返還さへも約束したのであつたが、英米のこれに對する批判は必ずしも寛容ではなかつた。例へばノース・チャイナ・デーリー・ニュース紙の次の一文の如きはもつともよく當時の英國側の惡意的態度を傳へてゐる――

「近衛首相の最近の聲明は各方面の異常なる興味を集めた。然し要するにこれは事變始つて以來現はれた最大の矛盾的聲明であると謂へる。近衛公は支那の主權を尊重し獨立完壁のため必要なりとして、支那に於ける治外法權撤廢、租界の返還等を論ずる口の下から、支那はその領土内に日本軍の駐屯を認め、滿洲國を承認し、防共協定に参加せよと述べてゐるのである。外國軍隊に占領されてゐる國に如何なる主權の獨立があり得るのであらうか、これを完全なる獨立などといふのはそれ自體矛盾なるのみならず、大體外國軍に操られる傀儡政府下の國民には獨立はあり得ないのだ。治外法權の撤廢は因より外國租界に關する近衛公の言の如きは空々しい限りである。斯る優しい言葉も決して蔣介石の抗戰決意を鈍らせるほどの効果はないであらう。日本は支那に於て經濟上の獨立を獲得したり、又支那に第三國權制限を要求したりする意向なしとの主張の裏には「いづれの國が東亞新情勢の意味を理解し、その理解の下に行動せんとするか」といふ言葉が隠されてゐる。

その眞意は即ち謂ふことをきかぬものには差別待遇をするといふにあるのだ。」(同句第二卷、第三十六號八頁)

かかる立場は又米國の立場でもあつた。近衛聲明から九日後の十二月三十一日米國によつて發せられた對日新通牒は即ちそれを示してゐる。その中には次の如く述べられてゐる――

「特に明確なる目的を以て隨時嚴肅に同意された條約の各規定の目的及性質に關聯して諸協定國中の一國が――その出先官憲による行動並に政府當局の公式聲明により表示せられた如く――條約上の誓約並他の關係諸國の有する嚴然たる權利を無視して、その國自身の選擇せる手段により極東における「新秩序」を專擅的に創造するが如き方向に乗出した事實は米國政府の承認し得ざるところである。」(同句第二卷、第三十六號一頁)

英米のかうした態度は一九三九年に入つても尙持續された。一月四日ルーズヴェルト大統領が中立法の改正を勸告するにとに依て我方を威嚇すると、英國も亦フランスを誘つて強硬な對日抗議を發するに至つた。東亞新秩序の建設に對して眞向から反對を表明した一月十四日の對日通牒が即ちそれであつた。更に同月二十日になると、チェンバレン政府は嘗て自ら嘲笑した聯盟を再び擔ぎ出して對日牽制の具に供しはじめた。同日聯盟理事會によつて行はれた次の如き援蔣決議は當時の英國の意圖が奈邊にあつたかを示してゐる。

- 一、聯盟國が蔣政權に對し個別的援助を與へるよう勸告する。
- 一、聯盟國が蔣政權の抗日を妨害するような如何なる行爲をも避けるよう勸告する。
- 一、右に關し聯盟國間に商議を開始する。
- 一、非聯盟國が右の商議に参加することを歓迎する。

しかし之に對して我國が海南島と新南群島の占領を持って答へ、英國の出方次第では何時でも香港、シンガポール間の連絡を遮斷する態勢を示すと今度は又々對支援助を強化して我方に拮抗の氣勢を示した。三月八日英國が支那との間に法幣安定

資金協定を結び、英國側の香上、麥加利兩銀行、支那側の中國、交通兩銀行に夫々五〇〇萬磅宛を出資させて一、〇〇〇萬磅の法幣安定資金を設置したことは、夫れが我方の通貨工作の非常な妨害となり、引いては治安工作の上にも悪影響を及ぼすと云ふ意味に於て確に我方に對する惡意的行爲であつた。僅か一、〇〇〇萬磅位の金額では支那の爲替安定資金として必ずしも強力とは思はれないが、夫れまで支那の爲替安定の爲たゞ蔭の役割に甘んじてゐた英國が之を轉機として表面に躍り出し、國民政府に協力して積極的に支那の通貨操作に乗出す態勢を示したことは、蔣政權の抗日氣勢を煽るだけでも政治的に大きな意味を持つてゐた。

海南島及新南群島の占領は西南太平洋方面に特殊の利害關係を有する米國に對しても大きな衝撃を與へた。馬來半島や蘭領印度は米國に對するゴム、錫、キートネの供給地としてかけ換へないところであり、フィリッピンはマニラ麻の供給地としてこれ又かけ換へないところであるから、これらの地方を脅威する日本の南進は米國の最も恐れるところであつた。四月中旬米國が夫れまで大西洋にゐた海軍の主力を急遽太平洋に廻航したのは其の爲であつた。

かくの如く英米兩國の對日攻勢がはじまると、夫れは又やがて爾餘の國々に對しても影響を與へずにはおかなかつた。英米兩國の共同戦線が日本に對して致命的であるとを知つてゐる。フランスは、英米兩國の對日攻勢を利用して之も亦我方に對して強硬な態度をとりはじめた。此の國は久しく人民戦線政府の支配下にあり、一九三八年二月チンパーレンの日獨伊三國に對する宥和政策の開始以來どうも英國との協調がうまく行かず、第三期に於ては佛印延長線や廣西鐵道の建設に關する鐵道借款西沙島の占領などに可成り獨立的な動きを示したのであつたが、第四期に入ると共にフランスの國內政局に大きな變動があり、人民戦線の没落グラヂェ政權の右翼的變質等のがあつて再び英國との協調をとり戻し、極東に於ても亦イーデン時代のやうな英國追隨外交に還るに至つた。一月十九日英國の尻馬に乗つて東亞新秩序反對通牒を我方に突きつけたのも其の爲であつた。

しかも更に注意すべきことは第四期に入ると共に之等の國々が努めて對日共同動作を誇示しはじめたことであつた。四月二十四日シンガポールに於て開かれた極東防衛に關する英米佛共同對策協議、五月十七日の英米佛陸戰隊のコロンス島上陸、同じく同日上海共同租界土地章程の改正に關する我方申入れの英米により拒絶等が即ちそれであつた。

英米佛のかうした對日攻勢が又ソ聯によつて利用されぬ筈がなかつた。ソ聯と英佛との關係はミュンヘン協定後兎角圓滑を缺くに至つたが、極東では廣東、漢口の陥落後英米佛と日本の對立が激化したのを利用して、ソ聯も亦對日強硬外交を展開したのであつた。ソ聯が日ソ漁業條約の締結に關する我方の申出を應諾しなかつたばかりでなく、暫定協定の締結にさへ難色を示し始めたのは其の爲であつた。一九三九年になると我方では防共協定の強化問題が白熱化し、滿洲國の防共協定加入が行はれて、さなきだに悪化してゐた對ソ感情を益惡化させたが、之に對してソ聯側では三月モスクワに開かれた第十八回共產黨大會に於て「我々は侵略の犠牲となり、祖國の獨立擁護の爲戦ひつゝある諸國民を支持する」と云ふスターリンの演説が行はれ、續いて五月にはモロトフによつて對支援助の政策が公然と確認され、六月には之が實行に移されてソ支通商協定となつた。

しかし援蔣國家群の以上の如き對日攻勢も三月チエツコの併合によつて口火を切られた歐洲不安の増大の爲に英佛の我方に對する態度に變化を生じたことによつて著しく其の銳鋒を鈍らされた。

第五節 天津租界封鎖前後から獨ソ不可侵協定迄 (昭和十四年五月—八月)

歐洲和戦の見透しがつかない爲に列國の極東政策が氣迷ひ状態にあつた時期である。

一九三八年の暮以來米國と共に對日強硬政策をとつて來た英佛の態度が第五期に入ると共に非常に動搖し始めたのは、對日強硬政策の爲の不可缺的條件たる米ソ兩國との提携が必ずしも樂觀を許さぬ状態に置かれた爲であつた。

チエツコの併合に端を發した歐洲不安は四月にはアルバニアの併合を生み、五月には獨伊軍事同盟を成立させたが、之に備へる爲に始められた英佛の對ソ同盟交渉はバルチック沿岸諸國の獨立保障問題に引掛つて遅々として進まなかつた。加ふるに五月にはソ聯の親英外相リトヴィノフの辭職があつて英佛ソ三國會談の前途は全く逆路し難い状態となつた。一方米國はどうかといふと一九三八年十一月の總選舉に依つて共和黨の勢力が著しく進出し、之はやがて米國內の反政府的勢力を強化して、ルーズヴェルト派の活動を阻害した。一九三九年二月二十二日グアム島の武装案が下院本會議に於て葬むられ、同年七月十一日中立法修正案が審議未了の儘握り潰されたのも其の爲であつた。之等の事實は一九三八年の暮以來英米通商協定の締結や對支財政援助、コロンス島や上海租界問題に於ける英米の共同行動、英米の軍需パーター協定の締結等に依つて我方に誇示した英米提携の内幕をすつかり曝け出して了つた。斯くて英佛にとつてはソ聯の援助はもとより、米國の援助さへも當に出来ない様な情勢が現はれたのであつた。

それに英佛にとつて今一つ心配なことは日本の國內に防共協定を強化して徹底的な排英を行はんとする勢力が擡頭しかけて來たことであつた。斯うした動きは既に一九三八年の夏頃から見られたのであつたが、宇垣外相の辭職に依つて更に拍車をかけられ、一九三九年初頭近衛内閣の倒潰に依つて益油を注がれるに至つた。加ふるに獨逸のチエツコ併合以來ヨーロッパの情勢は日一日と緊迫を告げ、ベルリン、ローマ樞軸とロンドン、パリ樞軸との對立は激化の一途を辿り、極東に於いても五月にはノモンハン事件が起つて我國をめぐる國際情勢の重大化は最早や蔽せ難いものとなつたので、防共協定の強化問題は我國朝野の關心の的となるに至つた。然し、強化の方法については各種の意見があり、政府の所謂「歐洲情勢對策」もそれが決定を見る迄には幾度かの波瀾を経験せねばならなかつた。五月二十日の「歐洲情勢對策方針の決定」及六月六日の「歐洲情勢對策具體案の決定」は即ち之であつたが、問題は之に依つて落著したのではなかつた。斯かる決定に不満を持ち獨伊樞軸とのもつと強力な結びつきを希望する勢力は、尙凡ゆる機會を利用して初志の貫徹に努めつつあつたからである。之

は英佛にとつて非常な危險を意味した。勿論之もイザといふ場合に機を失せず、米ソ兩國が英國を支援してくれさへすれば少しも心配はいらないのであつたが、米ソ兩國の動きは前述の如く英佛にとつて必ずしも満足なものではなかつた。それかといつて歐洲方面にある自國の共力を極東方面に轉用する等といふことは當時の歐洲情勢に鑑みて思ひもよらなかつた。

斯くて英佛にとつて最もコンデイションの悪い時に、天津租界問題は突如租界の封鎖斷行といふ脅迫的な形に於いて英國の眼前に突きつけられたのであつた。

問題の發端は豫て我軍との英租界當局との間に約束されてゐた天津海關監督程錫庚暗殺犯人の引渡し問題にあつたのであるが、租界封鎖後の我軍の要求は最早や一犯人の引渡し問題に止まらなかつた。六月十三日永い隱忍自重の後に我軍が發表した租界封鎖の宣言は此のことを示してゐる。「凡そ吾人の忍耐には限度がある」から始まつた此の宣言には、其の末尾に次の様な一節があつた。

「問題は單なる犯人引渡しを以て收まるべき性質のものではない。軍は之に依つてイギリスの援蔭態度に猛省を求めると共に天津に在つてイギリス租界が投日共産分子を庇護して彼等に安全感を與へ、法幣を支持し聯銀券の流通を阻害し、物資の賣惜みに依り物價の騰貴を促進し、或ひは不逞分子の無線使用を默認し、排日教科書の使用を公認する等此の金融經濟、思想的攪亂政策の根絶を要求するものである。従つて英租界當局が百八十度の轉回により北支の新情勢を認識し、衷心より日本と提携し、東亞の新秩序建設に協力するに至る迄を收めないであらう。」(同盟旬報第三卷第十七號一六頁)

然し老練を以て鳴る英國外交はかかる惡コンデイション下に於いても決してたじろきはしなかつた。チエンバーレン政府は此の問題を利用して日本國內の反英派を弱め、英ソ交渉の行詰りを打開せんと試した。

防共協定が強化されて日本が獨伊と今以上に緊密に結びついたら何んなことが起るか？さなきだに英國にとつて危險な國際的な勢力關係は益危険となる。獨伊の軍備に對してさへも劣勢な英國は、日本を敵側に廻すことによつて益其の軍備の劣

勢を仰たなければならなくなり、國際政局に對する眼みは全く利かなくなつて了ふ。それは北支の一租界位の問題ではなかつた。勿論これも米ソ兩國の支援を充分に期待することが出来れば例へ日本が獨伊の側に決定的に移行したとしても、何等恐れるに足らないのであるが、これは前述の如く全く當にならない状態であつた。そこで英國としては米ソ兩國の態度が判然となる迄なるべく日本との交渉を遷延し、場合によつては幾らかの讓歩を敢てしても一時日本と妥協する方が有利だと考へるやうになつた。しかも英國が適當な條件で日本と妥協すると謂ふことになれば日本國內の反英派の主張は之迄のやうに日本の國民にアツピールしなくなるであらうし、其の結果は必然的に彼等の鬭争力の低下を招來せざるを得ない。これによつて日本と獨伊との關係が現在の防共協定の限度で喰ひ止められるならば、英國としても取引に損はない筈であつた。

それにもう一ついいことはこれによつてソ聯を牽制し得ることであつた。英ソ交渉に於てソ聯が仲々英國側の要求を容れないのは英國の足下を見すかして居るためであるから、英國としてはソ聯があまり無法な要求を持ち出すなら日本と妥協するぞと謂ふ態度を示すことも亦一つの手であつた。ソ聯も英國に日本と妥協されたのでは堪ならいから、幾らかその要求を緩和するかも知れないからであつた。

英國が日英東京會談を提案して來た裏にはかう謂ふ一石二鳥の政略が秘められて居た。

斯くて東京に於て開かれた日英會談は諸外國の豫想を裏切つて順調に進められ、七月二十二日遂に一般原則に關する諒解成立に迄漕ぎつけたのであつた。兩國の間に成立した協定と謂ふのは次の如きものであつた――

- 一、英國は支那に於ける現實の事態を確認する。
 - 二、英國は支那に於て日本軍の生存上並治安維持について日本を害し支那を利する如き行爲を爲さず。
 - 三、英國政府は今後支那に於て以上の行動を行はざる事を在支英國官憲に徹底せしめる。
- これは以後對日牽制に終始して來た英國としては、確に不面目な話であつた。何故ならば英國はそれによつて日本の態度

を改めさせることが出来なかつた詳りか、却て逆に自分自身の態度を改めなければならなかつたからである。對日牽制策は確に一應失敗したかに思はれた。

然し追がは英國であつてかかる悪コンテションの下に於ても當初胸算用した代價以上のものを支拂はうとはしなかつた。前記の協定が成立した時日本の國內では外交上の一大勝利であると謂つて歡喜し、一般原則の諒解が成立した以上、これを全支に及ぼせば日英間に蟠つてゐた各種の懸案は解決され、英國との問題が片つけば次で他の國々との問題も次々に解決され、蔣政權の打倒はそれによつて著しく容易となるから、東亞新秩序の建設も亦期して待つべきものかあると宣傳されたのであつたが事實は決してそんな甘いものではなかつた。前記の協定に關する英國側の解釋は日本側のそれと全然異つてゐたからである。このことは協定の具體化に關する交渉が始まると聽て明になつた。

第一の問題は協定の適用範圍に關する問題であつた。英國側にしてみれば現に蔣政權の支配下にも澤山の權益をもつてゐるのであるから、協定の適用範圍を全支とすることは出来なかつた。英國側が協定の適用範圍を只日本軍の占領地域だけに限らうとしたのはそのためであつた。

第二の問題は現銀の引渡しと通貨問題であつた。英國側の見解によれば天津の中國銀行にある一、四五〇萬元の現銀は飽迄も蔣政權のものであり、又法幣流通禁止問題は純然たる經濟問題であるから前記の協定とは別個に考ふべきものであつた。

ただ英國側として日本側に讓歩したのは租界内に於ける治安問題だけであつた。これでは折角の一般原則も全く骨抜きであつた。何故ならば第一の點については今直にこれを望めないにしても、第二の點について英國側の謂ふ儘になるならば英國側が讓歩した治安問題其のものも實は讓歩でも何でなくなるからであつた。占領地の治安工作が通貨工作と緊密不可分の關係にある以上、治安問題で讓歩して通貨問題で頑張るのは恰も一方の手で與へたものを他方の手で取り返すやうなもので

あつたからである。

かくて日英の外交戦酣なる時、國際情勢の上の一つの大きな變化が現はれた。七月二十六日我國に向つて爲された米國の日米通商航海條約廢棄の通告が即ちそれであつた。それは先に述べた中立法修正の失敗を糊塗する意味も多分にあつたのであるが、その原因の如何を問はずそれが日英會談の進行中に行はれたことの中に重大な政治的意味があつた。何故ならばそれは會談に於ける英國の立場を非常に有利にし、反對に我國のそれを非常に不利にしたからであつた。一時形勢の不利を察して對日妥協の態勢をとらうとしてゐた英國は米國の援英的態度が明になると共に急に強がり出し會談は遂に決裂の已むなきに至つた。八月になると昨日迄我國に對して示した讓歩的な態度をケロリと忘れたやうに英國議會では對支輸出信用保證の擴張論さへ飛び出す有様であつた。

然し第五期に於ける英國極東政策のかうしたジグザグな動きも八月二十三日獨ソ不可侵協定の成立によつてソ聯が獨逸側に立つに及んで再び對日有和外交に還らざるを得なかつた。同じことは又フランスについても謂へるのであつてこの國は第四期以後は全く影の形に添ふが如く、英國への追隨に終始したのであつた。

ただ第五期を通じて終始一貫援蔣的態度を示したのはソ聯であつた。五月から始まつて四箇月の長きに亘り滿蒙國境を鮮血に染めたノモンハン事件、支那に對する武器彈藥の供給を規定した六月のソ支通商協定等は即ちソ聯の我方に對する敵意の表現であつた。しかしこれらにもまして我々の注意を惹いたものはこの間ソ聯によつて行はれた日獨伊三國防共樞軸の切崩し工作であつた。ミュンヘン協定によつて英佛の頼み難きを知つたソ聯はこの協定以後獨伊との國交調整に努め一九三九年二月には伊太利との間に新通商協定を結んだが三月には第十八回黨大會のスターリンの演説に於て獨伊をも含めた「總ての國との平和及事務的關係の強化」を宣言し五月には親英外相リトヴィノフを罷免し、獨逸との通商交渉を開始したのであつた。これは當時英佛の對獨包圍陣の脅威を聳々と感してゐた獨逸にとつて正に渡りに船であつた。獨逸にとつては東西兩

面作戦を避ける意味に於ても、物資調達の點から謂つてもソ聯の中立が絶対に必要であつたからである。最初獨逸としては先づ我國と軍事同盟を結び、次でソ聯を抱き込む積りであつたが防共協定の強化に關する我國の態度が決定しない中に歐洲の情勢は刻一刻悪化したので、遂に順序を變更して先づソ聯との提携を決意したのであつた。かくて八月十九日には獨ソ通商協定が、八月二十三日には獨ソ不可侵協定が成立した。そのために我國がこれ迄大陸政策の國際的推進力として來た東京ベルリン・ローマ樞軸は少くともソ聯に關する限り全く無力となつて了つた。八月下旬滿蒙國境に展開された赤軍の大攻勢は即ち獨ソ不可侵協定による我方の精神的動搖を狙つたものであつた。しかし九月歐洲戰爭が勃發すると以上のやうな混沌たる情勢にも一定の方向が與へられた。

第六節 歐洲戰爭の勃發から白、蘭、北佛戰線に於ける英佛の敗北まで

(昭和十四年九月—昭和十五年五月)

歐洲戰爭の勃發ために交戰諸國援蔣行爲が困難となり、援蔣國として米ソ兩國の地位がクローズ・アップされるに至つた時期である。

歐洲戰爭の勃發は五月以來の曖昧模糊たる狀勢を明確にしたので列國の極東政策も亦それに規定されてハッキリした姿をとる様になつた。

先づ交戰諸國の極東政策に就て言へば英佛の對日政策が著しく協調的になつた。九月二日即ち對獨宣戰布告の前日、英佛は五月以來コロンブ島に派遣してゐた軍隊及軍艦の引揚げを行つたが續いて十月には英佛支那艦隊の一部、十一月には英國北支駐屯軍の一部、十二月には佛國の漢口駐屯陸戰隊や天津駐屯軍の引揚げを行つて、極力我方との摩擦を回避することに努めた。それと共に七月以來停頓してゐた日英會談を復活して天津現銀問題に關しても著しく我方に歩み寄りの態勢を示し

たのであつた。

これまで我方に對して必ずしも好意的でなかつた英佛がとうしてかう言ふ風に態度を變へたのかと言へば、それは言ふまでもなく歐洲戰爭の勃發の爲に極東に對して十分の壓力を行使し得なくなつたことが一番根本の原因であつた。しかし、それと共にこれまでの様な對日政策を續けてゐると我方を獨ソ陣營に追ひ込む結果になることを恐れたからであつた。然しそれなら我方との摩擦を避け、我方に満足と與へる爲に凡ての問題に就て我方と協調し得る立場になつたかと言ふと、之は亦英佛にとつて不可能な事柄であつた。英佛としては對獨戰爭を有利に遂行する爲には是が非でも米國からの物資の供給を仰がなければならぬ事情にあるので極東に於ても米國の意嚮を無視して勝手な行動をとり得ない立場にあつた。何故ならば米國の意嚮を無視して勝手な行動をとらんか。それは米國に打撃を與へ、引いては物資供給の面に於て米國から報復される恐れがあつたからである。従て米國との共通の問題、列へば支那の通貨、南河航運、海南島、共同租界、新政權等の諸問題に就ては、米國の意思に反して我方に讓歩すると言ふ様なことは困難であつた。之は唯に米國との關係からだけでなく、英佛自身の在支權益を守る上かも言へることであつて、茲に英佛の我方に對する協調の限界があつた。

英佛が米國の意嚮を無視して動き得なくなつた様に獨逸も亦ソ聯の意嚮を無視して動き得なくなつた。獨ソ不可侵協定以前の獨逸は我國と緊密な關係にあつたが此の協定以後の獨逸は最早以前の獨逸ではなかつた。何故ならば日ソ兩國の對立が克服されない中に我國に對して餘り好意的な態度をとることは對英佛戰爭になくはならぬ獨ソ提携を破綻に導く恐れがあつたからである。斯くて獨逸としては日ソ間を斡施して兩國の國交を調整せしめ兩國を英佛及其のシンパたる米國の牽制に利用することが極東政策の中心課題となつたのであつた。

斯の如く交戰諸國は米ソ兩國から夫々經濟的乃至政治的援助を受けなければならぬ關係上、之までの様に自分だけの考へで自由に振舞へなくなつた。その爲に之等諸國の極東に對する壓力は頗に低下し、之に反して米ソ兩國の極東に對する壓力

が著しく昂まるに至つた。而も更に注目しなければならないことは、此の米ソ兩國の關係が歐洲戰爭の勃發以來兎角圓滑を缺く様になつたことであつた。英佛を援助する米國と獨逸を援助するソ聯とは兩者の關係が巧く行かないのは當然のことであつたが、此のことは之等の諸國を背景にし、國共合作を樞軸とする支那抗日陣營の内部に反映してその對立を深めずには置かなかつた。それと共に同じことは又我國にも深刻な課題を提供したのであつた。

獨ソ不可侵協定に依るソ聯外交の急轉回は英佛米とソ聯との世界的規模に於ける對立を生み出したが、ソ聯としては之に備へる必要上先づ我國との國交調整に乗り出した。ソ聯が従來通の對日強化政策を續けんか、日本は之に對抗する爲に已むなく英佛米と妥協するかも知れないからであつた。之は極東に於ける反ソ十字軍の結成を意味し、英佛の思ふ壺に嵌ることであつた。従てソ聯としては寧ろ之を避けて日本との關係を調整し、日本に對して北方に對する不安を除いてやつて自由に英佛米と鬭争させることの方が懸明であると思はれた。日本との對立が克服されない限り英佛米はウツカリソ聯を敵に廻す譯に行かないからであつた。

又英米佛の注意が極東に惹きつけられ、之等の國の武力の一部が極東に釘づけになつてをれば、それだけソ聯のヨーロッパ工作は容易なわけであつた。加ふるにソ聯としては日本との國交調整に成功すれば浦鹽を安全な貿易港として使ふことが出來た。歐洲戰爭以來バルチック海は封鎖の爲に使へなくなり、黒海も亦トルコの英佛陣營への移行に依て何時使へなくなるかも知れない状態であつたからソ聯にとつて浦鹽の重要性はかけ換へのないものであつた。而もソ聯の戰爭準備の爲に貯藏さるべき不足物資(ゴム、羊毛、非鐵金屬)の大部分が太平洋沿岸に存在するにおいておやであつた。

かくて我國との國交調整は滿蒙國境の戦火が未だ燃え燻ぶつてゐる頃から、既にソ聯にとつて豫定のプログラムとなつてゐた。九月獨逸軍のポーランド侵入に呼應して赤軍のポーランド進駐が決行され、ソ聯の此のプログラムは直に實行に移された。九月十六日ノモンハン停戰協定の成立した其の日には早くもスメターニンが駐日大使に任命され、十月になると我方

との國交調整を希望するモロトフの演説が行はれ、十一月には野村、スメターニンの東京會談、東郷モロトフのモスクワ會談が行はれて、日ソ國交調整に對するソ聯の熱意の程が示されたのであつた。此の間ソ聯は北樺太石油會社の幹部に對する立退令を撤回したり、日ソ漁業暫定協定に調印したり、又我方との間に通商交渉を開始したり、手をかへ品をかへして我方の接近のゼスチャーを示した。

之は米國の對日強硬政策によつて米國との國交調整に非常な危懼を抱いてゐた我國にとつて大きな魅力であつた。我國は米國との通商が無條約状態に這入ることを避ける爲に極力兩國の國交調整に腐心し、一九三九年十月には寛大な態度を以てコロンズ問題を解決し、更に十二月には揚子江の一部(上海、南京間)及珠江の開放を聲明したのであつたが、之に對して米國は只日本品に對して一割關稅を課さないといふ聲明を以て答へただけで、それ以上何の反響をも示さなかつた。そのみかグルー大使の如きは彼の爲に催された日米協會の宴會の席上、日本が支那に於ける米國の利益を破壊したことや、米國は日本の東亞新秩序建設に對して反對であることを、憶面もなく論じた程であつた。外國雜誌の或ものは之を評してグルー大使の「馬の口による直言」と稱したが、之は這般の事情を語つて餘蘊なきものであつた。斯ういふ譯で我方としては對米國交改善の容易ならざることを熟々味はされてゐる時であつたので、ソ聯の對日友好のゼスチャーは確に我方にとつて甘い誘惑であつた。

然し、ソ聯との友好關係に深入りすることは我國の戰時經濟が壓倒的に米國からの物資の輸入に依存してゐる今日、それは非常な問題であつた。勿論之も米國からソ聯への切換が可能であれば又話は別であつたが、我國が米國から輸入してゐるだけのものをソ聯から輸入することはとても出来なかつたし、又我國が米國に輸出してゐるだけのものをソ聯に輸出することももとより出来なかつた。加ふるに日ソの接近がソ聯の對支援助を停止させ得るか否かに付ても疑問があつた。對日國交調整と對支援助とは我方の立場から考へればこそ矛盾であつたが、ソ聯の立場から考へれば矛盾でも何でもなかつたからで

ある。ソ聯が對日接近を希望したのは夫れによつて日本の英米佛に對する鬭争を容易ならしめ、極東に於ける反ソ十字軍の結成を妨害する爲であつたから、對支援助の問題も此の本來の目的との關聯に於て考へられねばならなかつた。然るに對支援助の中止は決してソ聯の此の目的に役立たなかつた。ソ聯の對支援助が中止されれば支那に於ける抗戰派の勢力を弱め、此のことは夫れだけ又和平派や反共派の勢力を強める。之は英佛の極東ミュンヘンに對する策謀を助け、引ては極東に於ける反ソ十字軍の結成を容易にする。從つてソ聯としては支那の抗戰派が和平派に對してヘゲモニーを維持して行ける程度に之を助けることは實は自分の爲にも必要なことであつた。從つて對日友好と對支援助とはソ聯にとつては極東に於ける反ソ十字軍の結成を妨害する同じ政策の楯の両面に過ぎなかつた。斯ういふ譯でソ聯の對支援助が中止されないとすると、日ソ提携の進展は又此の面からも制約されざるを得なかつた。

然し、夫れかと言つて米國との國交調整も容易なことではなかつた。東亞新秩序に關する米國の誤解と猜疑とは極めて深刻なものであつて、屢次に互る我方の説明も殆ど其の効果を擧げることが出来ない状態だつたからである。一九四〇年に入つてもなほ米國が支那に對して二、〇〇〇萬弗のクレジットを與へたり(二月)、支那新中央政權不承認の聲明(三月)を發したりしたのは、かゝる態度の一端を示してゐる。

然し、米國としても飽迄非妥協的な態度をとれば日ソの接近や日本の南進を促進する恐れがあつたので、この國の非妥協的態度には矢張り一定の限界があつた。日米通商航海條約の破棄以來ビットマン一派によつて對日輸出禁止論が頗りに唱へられたにも拘らず、之が遂に實現を見なかつた許りか、本年に入ると共に對日輸出禁止案の審議が無期延期にさへなつたことは、何よりも雄辯にこのことを物語つてゐる。

斯くて米ソ兩國を前にして我國が對外政策の方途に迷つてゐる時、歐洲では獨逸軍の丁抹、諾威侵入(四月)を導火線として戰局の急展開が齎らされ、五月には獨逸軍の白、蘭、ルクセンブルグ侵入、次で之等小國の對獨降伏、六月にはイタリーの參戰、フ

フランスの單獨降伏と謂つたやうな歴史的大事件が相次で起り之は聽て又其深刻な影響を東洋に及ぼさずには置かなかつた。

第七節 フランスの單獨降伏以後 (昭和十五年六月—)

歐洲戦局の急展開に依て列國の注意が歐洲に集中され我國に對する國際的壓力が急激に弱められた時期である。

歐洲に於ける英佛の敗戦は何よりも先づ之等の國々の東洋に對する壓力を低下させた。

フランスの對獨降伏は一時植民地帝國としての此の國の統一を破壊し、植民地の或者は中央政府に對して忠誠を誓ひ他のものは之を拒否すると謂つたやうな全くの混亂状態を誘致した。加ふるに對獨降伏後のベタン政府は國內の親獨、親伊政治家を糾合してフランスのファツシヨ化に乗り出した爲に英米との關係も以前のやうな緊密さを失ひ就中英國とはフランス海軍の武装解除問題を繞つて國交斷絶を行ふと謂ふ風に遂に敵對關係にさへなつて了つた。此のことはこれ迄にフランスの對日政策の後楯となつて來た英米をしてフランスにソツボを向かせる結果となり、フランスの東洋に於ける國際的孤立を招來した。然るにフランスの東洋に於ける武力は單獨では我國のそれに比して到底太刀打ち出來ない貧弱なものであつたから、フランスとしては最早力を以て我方に對抗することは絶対に不可能となつた。之は我方にとつて重慶への輸血路たる佛印ルート閉塞させる絶好のチャンスであつた。六月下旬我方がフランスに對し佛印を通じて輸送される援蔣物資の監視員派遣方を要求したのは其の爲であつた。之に對し佛印側は固より之を拒否する何等の力も持たなかつた。

同じことは又英國に就ても謂ふことが出來た。ノルウェー戦線からフラングリス戦線に於ける英軍の敗北はフランフの對獨降伏と相俟つて遂に英本土を未曾有の危機に曝すに至つた。嘗ての友邦ノルウェー、丁抹、和蘭、白耳義、フランスは今や獨逸軍の對英攻撃の基地と化し、英國は歐洲に孤立して優勢な獨逸軍を迎へねばならなくなつた。此のことは歐洲戰爭の勃發以來さなきだに低下しかけてゐた英國の東洋に對する壓力を益低下させ、英國の我國に對する態度を軟化させずには置

かなかつた我國が斯うしたチャンスを利用して或は租界問題の解決に又或は香港、ビルマを通ずる援蔣物資の輸送を阻止する爲に積極的な活動を開始したのは其の爲であつた。斯くて之迄日英間の懸案として容易に解決の方途を見出し得なかつた諸問題が、比較的簡單に解決されるに至つた。天津現銀問題の解決、上海工部局の市政府に對する土地臺帳の返還、香港、ビルマを通ずる重慶輸血路の閉鎖等が即ちそれであつた。

勿論之も米國が英國に代つて日本を横合から強力に牽制し得る状態にあれば、英國としても之程の讓歩を敢てする必要はなかつたのであるが、米の日本に對する牽制力は英佛の敗戦に依て作られた歐洲の新情勢の爲に著しく其の威力を減殺されるに至つた。獨逸軍の英本土攻撃が成功するか否かは今後の問題であるとしても、其の成行如何に依ては米國としても何時迄も其の艦隊を太平洋に留めて置くことは出來なかつた。斯う謂ふ不安定な状態の下では、例へ米國の艦隊が太平洋にゐるにしてもそれは我國に對して以前程の脅威を與へなかつた。何故ならば何時大西洋に廻航しなければならぬかも知れないやうな情勢を前にして、米國が虎の子の海軍を我方との一六勝負に輕々しく使ふとは考へられないからであつた。七月ルーズヴェルト大統領がア—リー秘書を通じてアジアに於ける蘭印以外の領土變更に關して干渉の意圖なきことを言明したのは、事變以來米國がとり來つた九箇國條約一天張りの外交政策に多少弾力性を賦與したものと其の意義頗る重大であつたが、ルーズヴェルトをして斯くの如き聲明を爲さしめたものは、取りも直さず前記の如き國際情勢の變化そのものであつた。

斯うした情勢が支那の抗戦に深刻な影響を與へたであらうことは謂ふ迄もない。佛印ルートは滇越鐵道の輸送力と廣西公路のそれとを合せて月間約一萬噸の輸送力を持つてゐたし、滇南公路は月間六、七千噸の輸送力を持つてゐると謂はれてゐたから、之等が共に支那に對して閉鎖されることになれば之に依て重慶政府の蒙る打撃は深刻なものがある筈であつた。加ふるに支那にとつての最大の中繼貿易港たる香港も、我方に依る其の周邊の占領に依て正に其の機能を喪失しようとしてゐるのである。斯くて日本軍に依る沿岸封鎖が強化されればされるだけ支那にとつて英米佛蘭等資本主義諸國からの援助を期待

することは困難となり、此のことは又總て之等の國々の援助を背景にして之迄抗日支那の支配權を維持して來た國民黨を困難な立場に追ひ込まざるを得ない。何故ならば國民黨としては今後抗戰を繼續せんとすれば厭が應でもソ聯に頼らなければならなくなり、ソ聯に頼れば其の好むと好まざるとに拘りなく、中國共產黨の勢力増大を承認せざるを得ないからである。之は支那の民族資本、特に上海方面に基礎を置いてゐる民族資本にとつて堪へ難いことである。然しそれかと謂つて民族資本としての階級的立場を保持する爲に日本に屈服せんか、それはそれで又共產黨に利用されて國民に對する支配權を喪失する虞がある。從て彼等としてに國民に對して一應の申譯が立つ様な條件で日本との妥協が出来ない限り、否が應でもソ聯に頼つて抗戰せざるを得ない立場にある。

之はソ聯にとつて正に思ふ壺であつた。之迄ソ聯の對支政策は英米佛に對する顧慮に依て著しく制約されて來たが、今や英米佛と支那との關係は勞せずして切斷され、ソ聯の自由手腕を振ひ得る餘地は益々擴大されるに至つた。ソ聯が斯うした情勢を利用して共產黨勢力の擴大強化を圖るであらうことは謂ふ迄もない。唯此の場合ソ聯にとつて一つ警戒する必要があるのは、重慶政府に巢喰つてゐる支那民族資本が自己の階級的立場を保持する爲に日本と妥協し共產黨に對してクーデターを行ひはしないかと謂ふことであるが、之に就ては既に北伐戰爭時代の苦い經驗があるので、ソ聯としても今後特別の注意を拂ふものと思はれる。從て今後ソ聯が對支援助を行ふ場合には其の交換條件としては當然に國民黨内の和平派や反共派の肅清が要求されるであらう。重慶政府が若も苦し紛れに斯う謂ふ要求を次から次に容れて和平派や反共派の肅清を實行せんか、共產黨に對するブレーキは取り除かれ、支那の政治經濟體制は漸次其の面目を一新せざるを得ないであらう。

然しソ聯の對支援助が活潑となりソ聯の對支政策が積極化すると謂ふことは必ずしもソ聯の我國に對する友好政策が變更されることを意味しない。此の方はノモンハン停戰協定以後の協調外交が今後も尙當分の間續けられるであらう。唯其の意味は最近の歐洲戦局の急展開に依て多少違つて來たやうに思はれる。之迄ソ聯の對日友好政策は我國を利用して英米佛を牽

制させ、それに依て極東に於ける反ソ十字軍の結成を妨害するところに其の目的があつたが、歐洲に於ける獨軍の勝利は英米の對ソ接近を促進し、極東の反ソ十字軍に關するソ聯の杞憂を解消させるに役立つた英佛の反ソ政策は嘗てソ聯にとつて大きな脅威であつたが、今日では全く之を問題にする必要がなくなつた。フランスは對獨降伏に依て二流國に轉落したし英國はチャーチル内閣の成立以來完全に之迄の反ソ政策を清算したからである。獨軍の英本土攻撃を前に控へてゐる英國としてはソ聯に接近して獨逸を背後から牽制して貰ふことが最賢明な方法であつたから最近では極力ソ聯の御氣嫌をとり結ぶことに努めてゐる。英國に於ける嘗ての人民戰線運動の指導者サー・スタッフ・オード・クリツプスを駐ソ大使に任命したのも其の爲である。

同じことは又米國に就ても謂へるのであつて、此の國も亦獨軍の大勝利以後は之迄の反ソ政策を急速に清算する必要に迫られてゐる。何故ならば米國が獨逸の歐洲制覇を阻止し、日本の南進を牽制せんとする限りソ聯との關係を改善することは絶對不可缺の條件だからである。

英米の態度が斯う謂ふ風な状況であつてみればソ聯としては最早や昔のやうに反ソ十字軍の結成を恐れる必要はない筈である。ソ聯にとつては今日では最早や英米よりも獨逸に對して備へることが重要な問題とならうとしてゐる。獨逸は今こそ英國との決戰を控へてゐるので、ソ聯に對しても極めて自重的であるが、若も英國との決戰に樂々と勝利を占めんか、決して之迄のやうな態度に終始することはないであらうからである。從てソ聯としては此の際中立政策の埒内に於て獨逸を牽制し、之を英國との長期戰に誘導し、英國と共に獨逸をも亦グダグダに弱らせることが一番賢明である。白、蘭、佛戰線に於ける獨逸の勝利が決定的となるや、ソ聯が間髪を容れずバルチック沿岸三國に赤軍の大進駐を行ひ、ルーマニヤのベツサラビヤや北ブゴビナを無血併合したのは即ち斯かる意圖から出たものである。同じやうな意味に於てソ聯の極東政策も亦獨逸に備へると謂ふ意味が加味されて來たやうに思はれる。之迄英米佛の牽制を目的としてゐた對日友好政策が、最近では獨

逸に備へる爲に後方を安全にして置くこと謂ふ意味を持つて來たことが即ちそれである。

第五章 列國對支經濟援助の實績

列國の支那に對する援助は列國が直接支那を援ける面と日本を牽制することによつて間接に支那を援ける面とがあることは前述の如くであり、前章はかゝる見地から列國對支援助の史的考察を行つた。しかし、これだけでは列國の支那に對する經濟援助の實績は必ずしも明かではない。従つて本章においては列國の對支援助の中から經濟援助だけを特に抜き出してその實績を検討することにする。

列國の對支經濟援助はこれを三つに分つて考へることが出来る。第一は支那に對して物資を供給することによつて抗戦力の形成に參與する場合であり、第二は財政的援助を與へることによつて、又第三は支那の商品を購入することによつてこれに參與する場合である。次にその各々について考へてみよう。

第一節 蔣政權に對する列國の物資供給狀況

列國の蔣政權に對する物資の供給がどの程度のものであるかを明かにすることは、決して容易な業ではない。何故ならば支那の貿易統計は占領地貿易と非占領地貿易とを區別して出してゐないために、列國の支那に對して供給する物資の中、どれだけが蔣政權の側に行つたか不明だからである。従つて我々としては我々の手許にある資料と我々の考へ得る方法によつて、この問題に探りを入れる程度のことしか出来ない。

一、列國援蔣物資の量的測定

先づ列國が蔣政權に對して供給した物資の量的大きさの問題から考へてみる。國際聯盟の貿易統計によれば列國の輸出入貿易において日支兩國の占める地位は次の如くである——

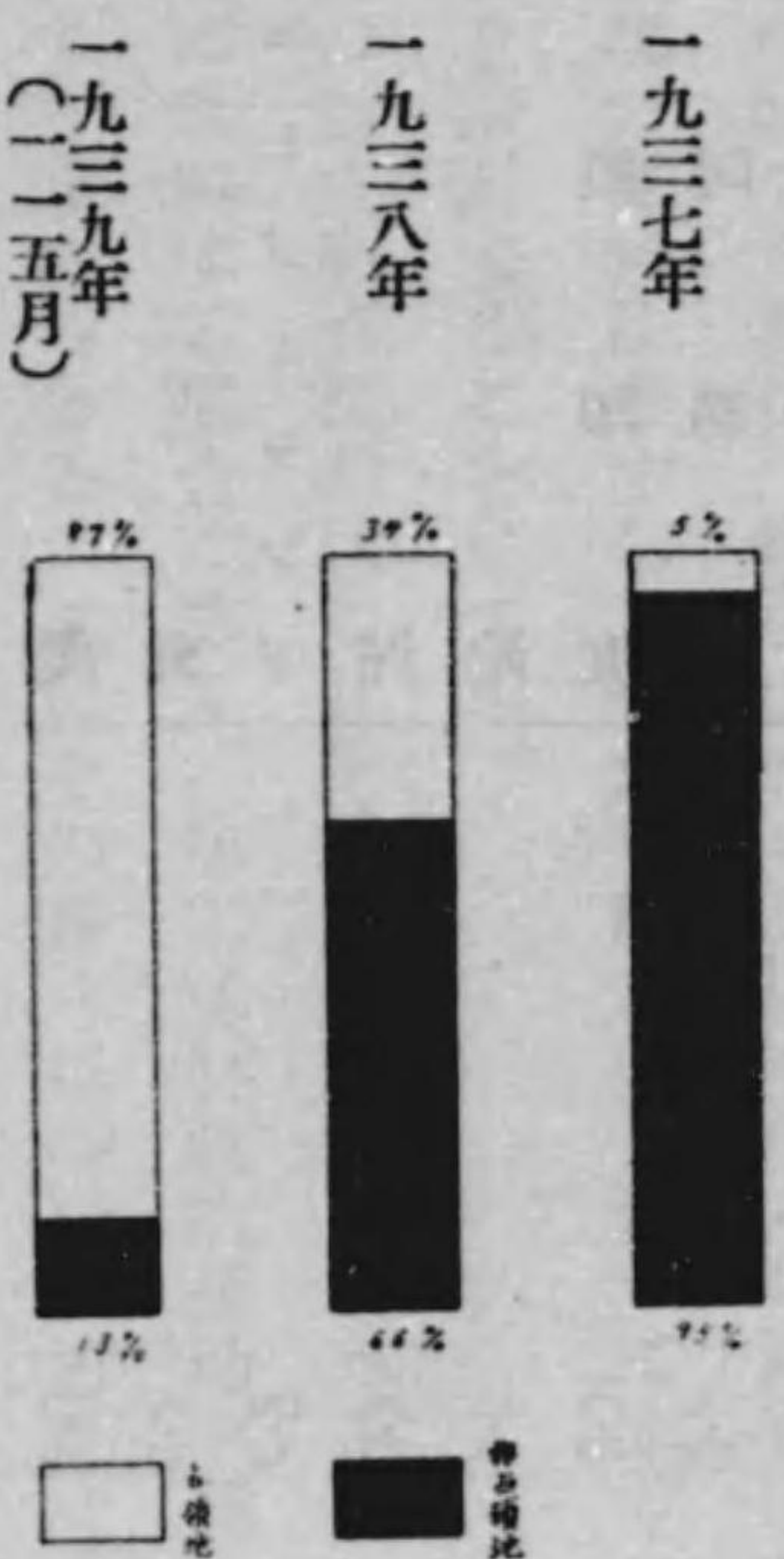
第十七表 列國の輸出における日支兩國の地位

國名	各國の輸出總額に對する百分率 (一九三七年)		各國の輸出總額に對する百分率 (一九三八年)	
	日本	支那	日本	支那
米國	八六	一五	七八	二二
イギリス	六〇	〇六	六五	〇八
獨逸	二〇	三二	一八	二七
英國	〇九	一〇	〇四	〇八
馬來	六七	〇六	九三	〇六
ニュージーランド	四七	〇二	一〇	〇二
歐洲	六〇	〇六	三三	〇五
印度	二五	〇四	三七	〇五
加那利	二二	〇四	二二	〇三
英領印度	二二	〇九	九〇	一〇
佛領印度	八六	一五	七八	二二
佛領支那	〇七	〇六	〇三	〇六
和蘭	〇四	〇三	〇三	〇二
伊太利	四四	〇三	三一	〇一
伊太利領	〇三	〇六	〇二	〇六
白耳	一一	一四	〇六	一〇
ソ連	〇七	二〇	?	?

※印は支那の割合が日本のそれより多いものを示す。

即ちこれによれば一九三七年においては獨逸、英國、伊太利、白耳義、ソ聯、一九三八年においては獨逸、英國、佛國、白耳義を除けば、各國の輸出における支那の比重は日本のそれに比して遙かに低いことが分る。しかも、こゝに云ふ支那とは日本の占領地をも含んでゐるのであるから、非占領地向け輸出の地位はこれよりも更に低いものと思はねばならぬ。支

附圖一、支那の輸入における占領地と非占領地の割合



那の輸入における占領地と非占領地の比率は、前述の如く一九三七年には占領地の五%に對して非占領地が九五%、一九三八年には占領地の六六%に對して非占領地が三四%となり、かうした傾向は一九三九年に入つて更に激化してゐるのであるからこれによつてみても非占領地に行く物資の量は略々想像がつく筈である。勿論この場合占領地に輸入された物資の一部は非占領地の方に流れて行くのであるから、前記の比率をそのまま蔣政權の側に行く物資の量的推定の基礎とすることは間違ひである。しかし、このことを十分考慮に容れるにしても、列國の蔣政權に對する物資の供給が、日本に對すそれに比して遙かに小つぽけなものであることだけは明白である。

二、物資の供給を中心として見た列國の地位

次に、蔣政權に對して供給される物資の量的大きさの問題から進んで、かゝる物資の供給において、列國がいかなる役割を演じたかを研究してみる。今一九三八年と一九三九年とについて一年の大半蔣政權の支配下にあつた海關、即ち一九三八年については重慶、萬縣、宜昌、沙市、長沙、寧波、温州、三都澳、福州、汕頭、廣東、九龍、拱北、江門、三水、梧州、南寧、雷州、瓊州、北海、龍州、蒙自、思茅、騰越の二十四港、一九三九年についてはこのうち汕頭、廣東、九龍、江門、三

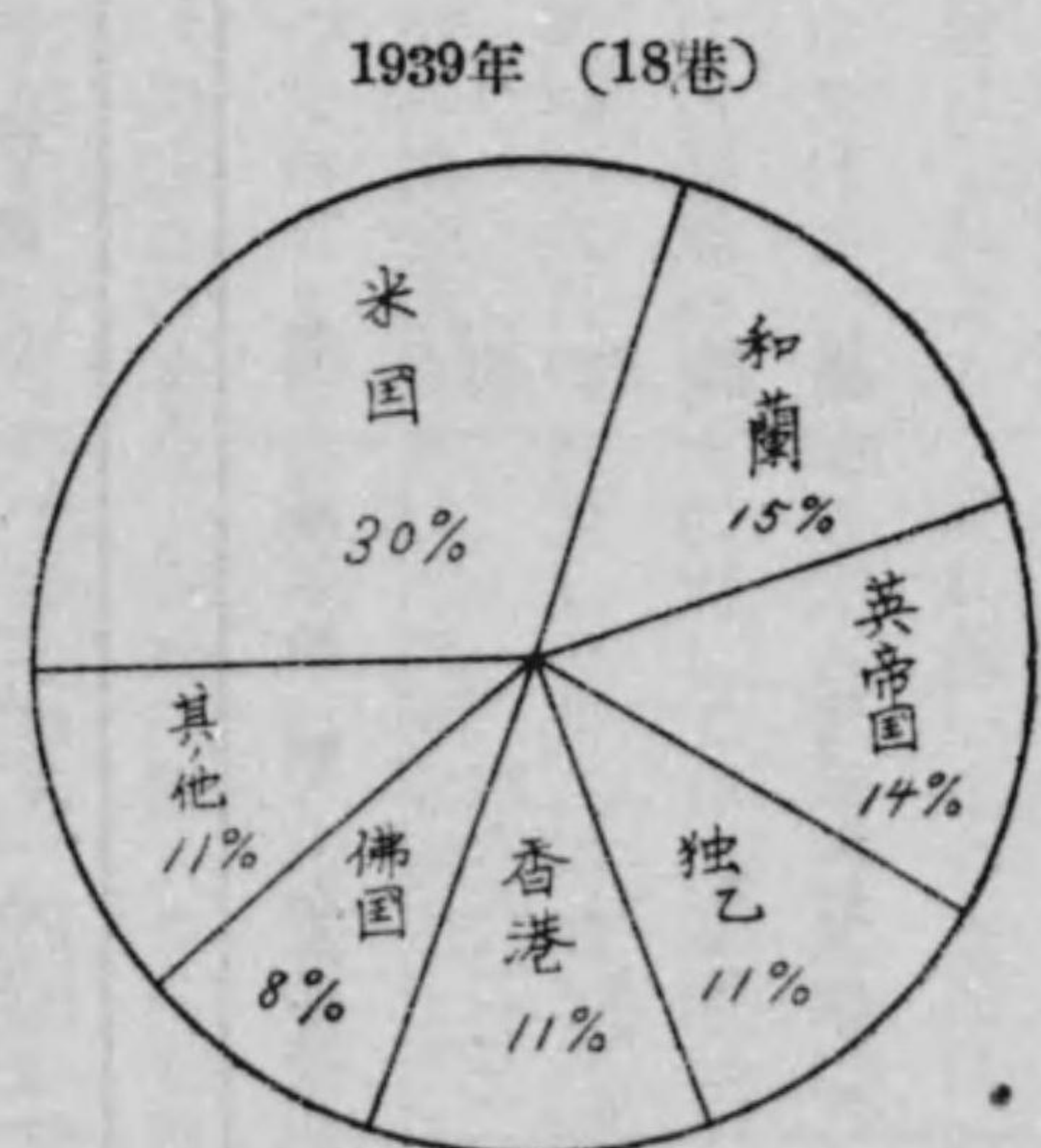
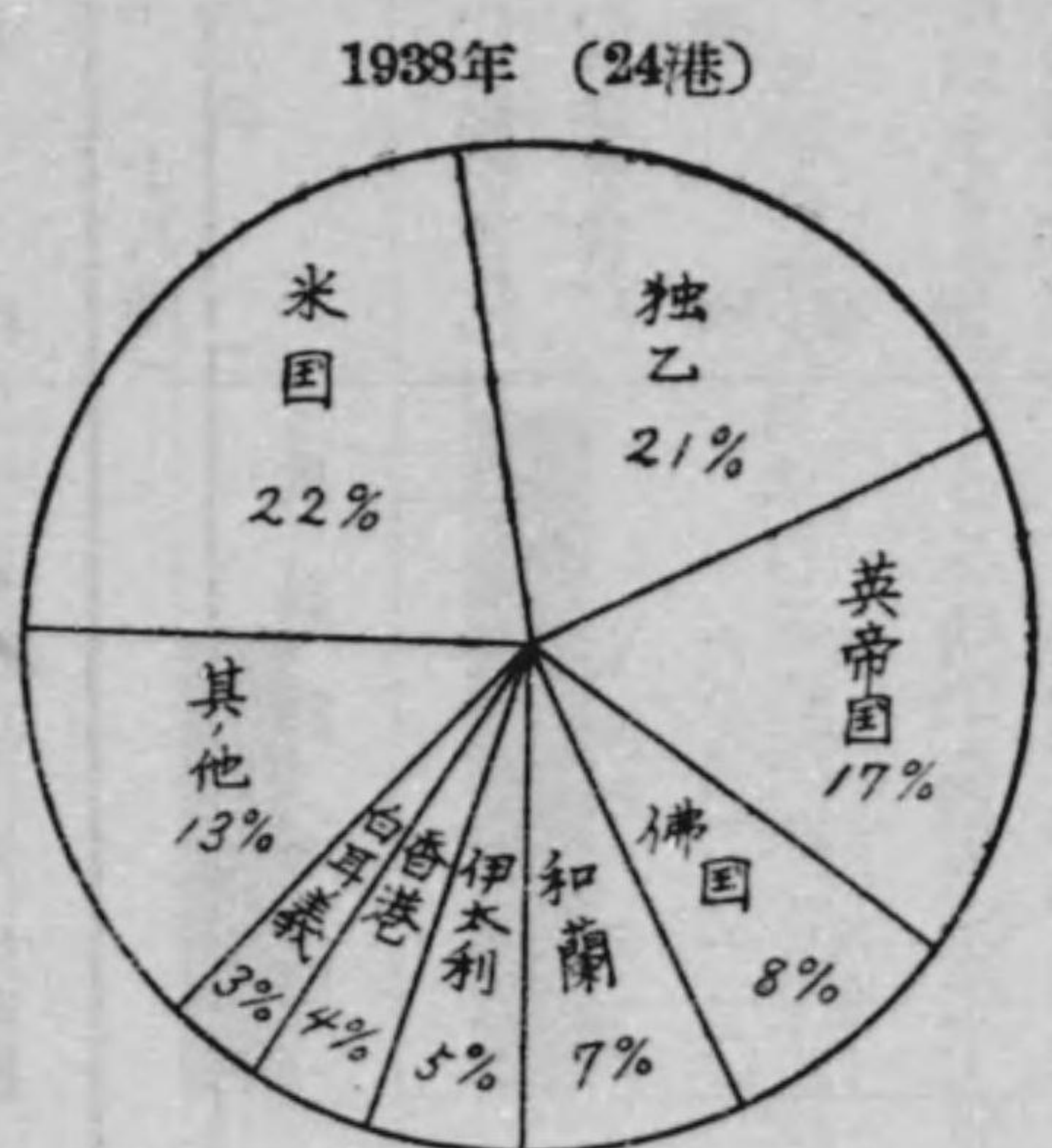
水、瓊州の六港を除いた十八港をとつて、そこにおける國別輸入の状態を調べてみると次のやうな結果が得られる。
 第十八表 金額を中心として見た蔣政權に對する列國の物資供給狀況 ※(附圖、二参照)

國名	供給額 (金單位)	百分率	國名	供給額 (金單位)	百分率
米國 (比島を含む)	二七、五一三、四一五	二二	香港	五、四九一、六二六	四
獨逸	二六、五四六、〇二四	二一	白耳義	四、二〇九、五七六	三
英國	二一、四三七、〇七六	一七	ソ聯	二、三九九、二六四	二
佛國 (佛印を含む)	九、八二三、二六二	八	其他	一三、六七二、三三二	一一
和蘭 (蘭印を含む)	八、九九二、七八八	七	二十四港總計	一二六、〇一五、三三二	一〇〇
伊太利	五、九二九、九六九	五			

國名	供給額 (金單位)	百分率	國名	供給額 (金單位)	百分率
米國 (比島を含む)	一三、九二九、八二二	三〇	白耳義	四六八、二七一	一
和蘭 (蘭印を含む)	七、四四六、八七八	一五	伊太利	三七、九八九	一
英國	六、八〇一、一一〇	一四	ソ聯	八、四二三	一
獨逸	五、四〇三、八九七	一三	其他	五、三九七、一九四	一〇
香港	五、二四九、二二七	一二			
佛國 (佛印を含む)	四、〇九三、九一三	八	十八港總計	四八、八三六、七二四	一〇〇

※ The Trade of China, 1939, vol. part 1 より計算

附圖二、金額を中心として見た 蔣政權に對する列國の物資供給狀況 (海關統計に據る)



注意 1. 二十四港とは重慶、萬縣、宜昌、沙市、長沙、密波、温州、三都壩、福州、汕頭、廣東、九龍、拱北、江門、三水、梧州、南寧、雷州、瓊州、北海、龍州、蒙自、思茅、騰越。
 2. 十八港とは前記の海關中より汕頭、廣東、九龍、江門、三水、瓊州を除いたもの。
 3. ソ聯の物資供給は主として西北ルートを通じて行はれてゐるので、海關統計を中心として作成されたこの圖表の中にははつきり現はれて來ない、これは別途に考慮する必要がある。

即ちこれによると蔣政權に對する物資の供給においていかなる國が最も重要な役割を演じてゐるかは略々明かである。しかし、この表を見る場合に我々として注意しなければならないことは次の諸點である。
 一、この表には列國が日本軍の占領地に輸入した物資の中で占領地に止まらずに敵側に行くものが全然加算されてゐない
 二、この表では香港を経由して敵側に供給される物資の國別が分らない。
 三、ソ聯からの輸入は主として西北ルートを通じて行はれ、海關統計に載らないものが多いので、この表の數字だけからは

ソ聯の對敵物資供給の順位を決定することは出來ない。

四、この表では支那貿易において無視することの出來ない密貿易が全然考慮されてゐない。
 かうした缺陷はあるにしても、この表から蔣政權に對する列國の物資供給の大體の傾向を知ることが出来る筈である。ただソ聯だけは海關を通じないものが多いのでこゝでは海關統計によつて研究し得る國を先づ研究し、然る後にソ聯は又別途に考察することにする。

第十八表を見ると一九三八年においても一九三九年においても米國が第一位を占めてゐるが、その他の國は多少變動を示してゐる。一九三八年には獨逸が第二位、英帝国が第三位、佛國が第四位、和蘭が第五位となつてゐるが、一九三九年になると日本軍の南支作戰や歐洲大戰の影響で交戦諸國の地位が低下し、獨逸は第二位から第四位に、佛國は第四位から第六位に轉落してゐる。これに反して當時まだ中立國であつた和蘭が第五位から一躍第二位に跳び上つてゐる。

又各植民地國家の内部についてみると米國の場合には勿論云ふまでもなく、米國の方がフィリッピンよりも桁違ひに重要である。又英帝国について云へば一九三八年には英本國が第一位でビルマがこれに次ぎ、その他は海峽植民地及び馬來聯邦、濠州、加奈陀、英領印度、英領北ボルネオの順序になつてゐる。しかし、一九三九年になるとこの順位が變化し、第九表に見られる如く英領印度の重要性が非常に昂まつてゐる。

第十九表 蔣政權に對する英帝国の物資供給狀況 (金額)

國名	一九三八年(二十四港)	一九三九年(十八港)
英 帝 國	一一、四三七、〇七六	六、八〇一、一一〇
英 國	一一、二五〇、二五三	二、九〇九、一五〇
濠 州	一、二六〇、八〇〇	四一六、八七五
加 奈 陀	一、〇一九、七二八	四一七、二七五

英領印度	六四三、二三四	一、二七二、九六八
海峽殖民地及馬來半島	一、四四三、八三六	八九一、四四七
英領ボルネオ	九五、九四三	一三、一一九
ビルマ	四、七三三、二九二	七八〇、二七六

これは一九三八年の後半期から一九三九年の前半期にかけて廣東、九龍、汕頭等が相次いで使用不能となつた爲に漳州、加奈陀からの輸入が困難になり、夫れと共にビルマ・ルートに近い印度からの輸入が益々要求されるに至つた結果であらうと思はれる。しかし、英帝國の重慶政權に對する物資の供給状況を見る場合に香港の中繼貿易港としての地位を看逃すならば、夫れは致命的な誤診を犯すことになる。前掲第四表によれば一九三八年に於ける香港の對蔣物資供給状況は米國、獨逸、英帝國、佛國(佛印を含む)、和蘭(蘭印を含む)、伊太利に次いで第七位を占めてゐるが、一九三九年になると佛國及伊太利を蹴落して第五位に上つてゐる。廣東の陥落後香港は全く孤島化して其の價値を失つたと云ふやうなことが屢々云はれてゐるが、事實は之に反して廣東陥落後も依然として重要な役割を演じてゐることを示してゐる。

佛國になると本國と佛領印度との蔣政權にとつての重要性は一九三八年と三九年とで逆轉してゐる。一九三八年には蔣政權に對する物資の供給において、本國の方が佛印より稍々重要な役割を演じてゐるが、一九三九年になると歐洲戦争の勃發のためにこの關係が全く逆轉してゐる。最後に和蘭について云へば、こゝでは一九三八においても、三九年においても、抗日支那にとつて蘭領印度の方が本國よりも遙かに重要であることを示してゐる。かうした關係は和蘭本國が獨軍に蹂躪された今日、更に拍車をかけられたものと思はれる。

三、列國供給物資の品目

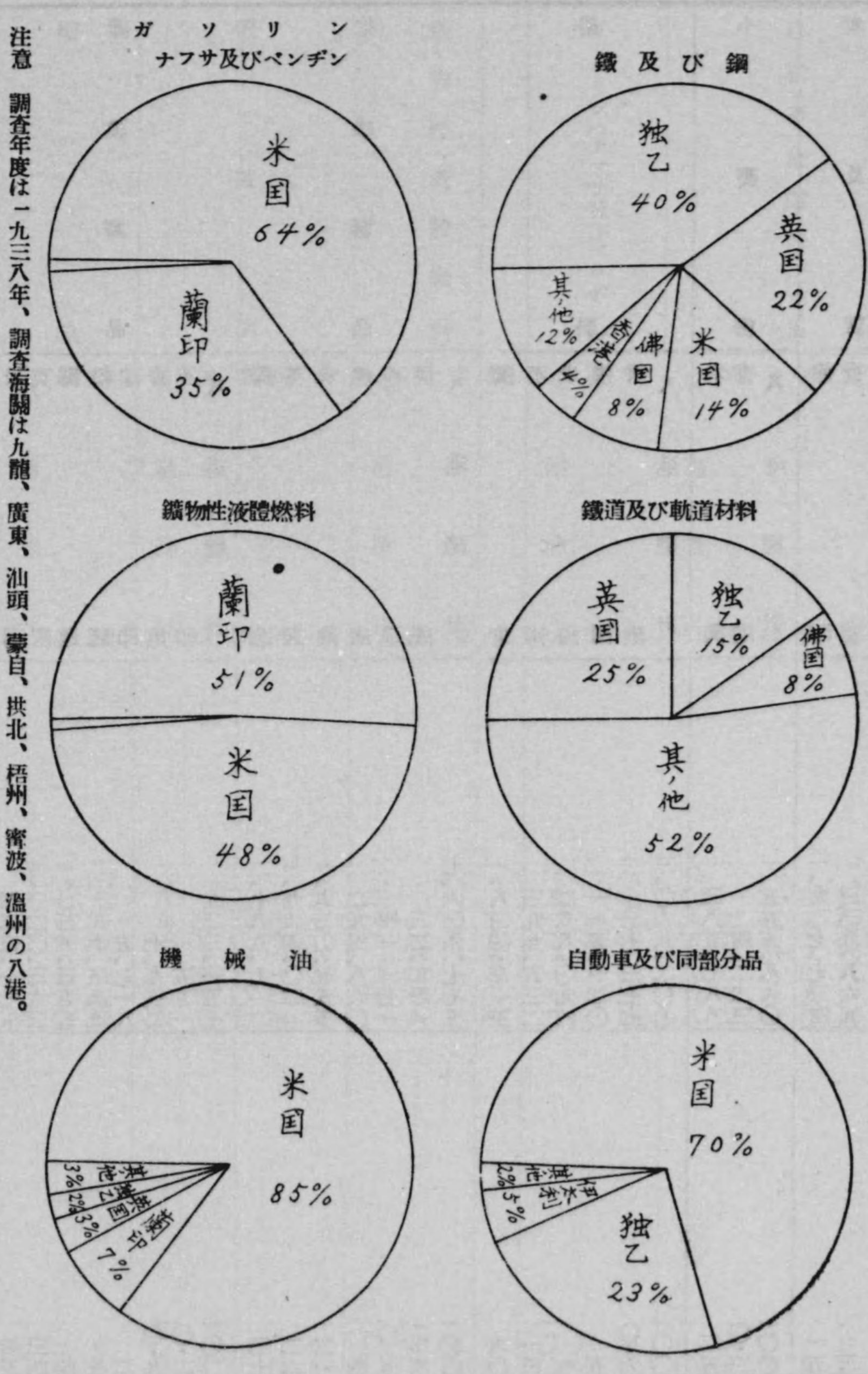
列國の蔣政權に對する物資供給状況を金額を中心にして見ると以上の如くであるが、次に品目別に見るとどうであらう

か？ 今九龍、廣東、汕頭、蒙自、拱北、梧州、寧波、温州の八港をとつて、主要品目の國別輸入(一九三八年)を調べてみると次のやうな結果が得られる。

第二十表 蔣政權に對する列國の物資供給状況 (附圖、三、四、參照)

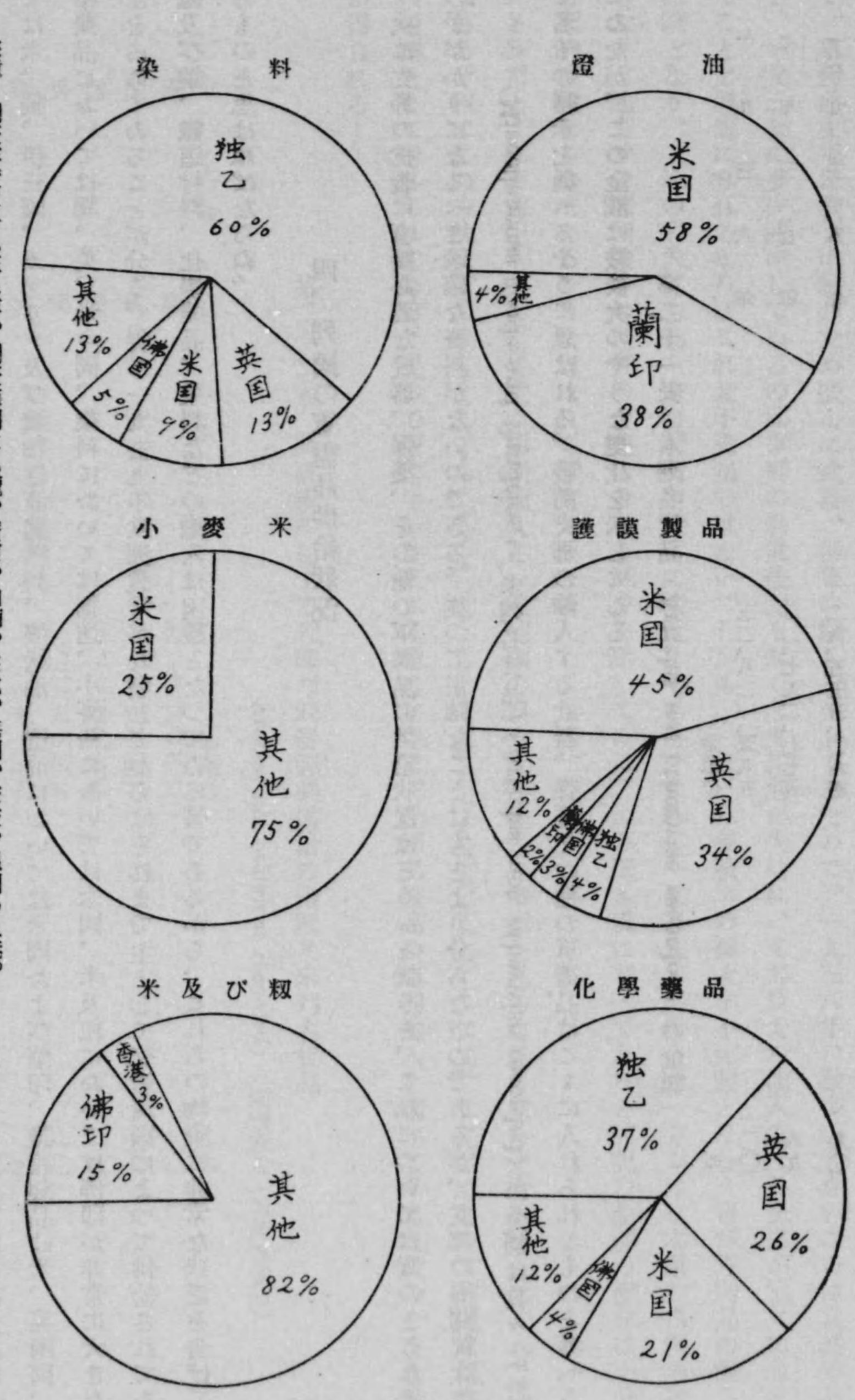
品目	國名	供給量 (海關金單位)	%
鐵道及軌道材料	獨逸	二、四七一、一四六	四〇
	英國	一、三二七、六六〇	二三
	米國	八七六、五四七	一四
	佛國	四七五、九七一	八
	香港	二四五、四六一	四
	英領印度	六、〇九一	〇・一
	伊國	一、一九一	一
	佛領印度	八六五	一
	佛領香港	六、一〇三、六三二	一〇〇
	總計		
鐵道及軌道材料	獨逸	二六五、二九八	二五
	英國	一六二、六九九	一五
	佛國	七三、八八九	八
	米國	九、二六九	〇・九
	佛領印度	二、〇三〇	〇・二
	佛領香港	一、八四二	〇・二
總計			
		一、〇七四、四二二	一〇〇

附圖三、蔣政權に對する列國の物資供給狀況



注意 調査年度は一九三八年、調査海關は九龍、廣東、汕頭、蒙自、拱北、梧州、寧波、温州の八港。

附圖四、蔣政權に對する列國の物資供給狀況



注意 調査年度は一九三八年、調査海關は九龍、廣東、汕頭、拱北、梧州、寧波、温州の八港。

即ちこれによると鐵及び銅においては獨逸および英國、鐵道材料においては英、獨、佛三國、自動車及び同部分品においては米、獨、伊三國、ガソリン及び鑛物性液體燃料、機械油、燈油においては米國および蘭印、護謨製品は米、英兩國、化學藥品においては獨、英、米三國、染料においては獨逸、小麥粉においては米國、米及靱においては佛印が非常に大きな比重を占めてゐることが分る。従て一九三九年歐洲戦争が勃發してからはそれまで主として交戦諸國によつて供給されてゐた鐵及び鋼、鐵道材料、化學藥品、染料などの輸入は困難となつてゐる筈であるから、これらの物資は非常な缺乏を告げてゐるものと思はねばならぬ。

四、列國の軍需品供給狀況

次に支那の抗戰に直接必要な武器、彈藥、その他の軍需品の供給狀況はどうかと云うと、これについては實のところ研究の手がかりになるべき適確な資料がないのである。従つて正確なことはもとより分らないのであるが、支那の海關統計に出てくる (Miscellaneous goods and Sundries) 「未列名貨品」 (Articles not otherwise recorded) の金額は我々に對して若干の暗示を與へるやうに思はれる。戰前支那の輸入する武器、彈藥その他の軍需品はこゝに入れられるものと考へられてゐたが、この金額は戰後次のやうな變化を示してゐる。

第二十一表 未列名貨品 (Articles not otherwise recorded) の金額

年	金額 (金單位)	%
一九三六年	三三、八二一、五八五	一〇〇
一九三七年	二二、七五二、七七五	六九
一九三八年	二九、五五五、〇六四	九〇
一九三九年	二、〇〇七、五一九	六

即ちこれによると一九三七年は前年比して約千萬金單位減少してゐるが、一九三八年になると又一九三六年に接近してゐる。事變前支那は戦争準備のため盛んに武器、彈藥の輸入をやつてゐたので、一九三六年の数字が大きいことは當然であるし、一九三七に多少減少してゐるのは事變の勃發後間もなく北支諸港が失はれ、支那最大の輸入港たる上海が戦火に包まれたことを考慮に容れるならばこれ又不思議ではない。しかも、一九三八年戦争の擴大が不可避となると再び軍需品の輸入が活潑となり、上海の喪失にも拘らず事變前の数字に接近してゐる。それが一九三九年になると一方では日本軍の占領地域の増大と、他方では歐洲戦争の勃發のために急激な減少を示してゐる。かう云ふ風に考へてみると前記の金額の變化は十分の合理的根據をもつてゐるやうに思はれる。

さうだとすれば前記「未列名貨品」の國別輸入を一應列國の對支武器輸入の指標と見ることも宛ち荒唐無稽とは云へないのである。現にこの方法は「ファイナンス・アンド・コンムアース誌」(一九三九年七月十二日號二七頁)によつて列國武器輸入の指標として用ひられてゐる。従つて假に今かう云ふ見地に立つて、未列名貨品の國別輸入を調べてみると次のやうな結果が得られる――

第二十二表 蔣政權に對する列國の武器彈藥供給の指標？未列名貨品 (Articles not otherwise recorded) の國別輸入 (附圖五参照)

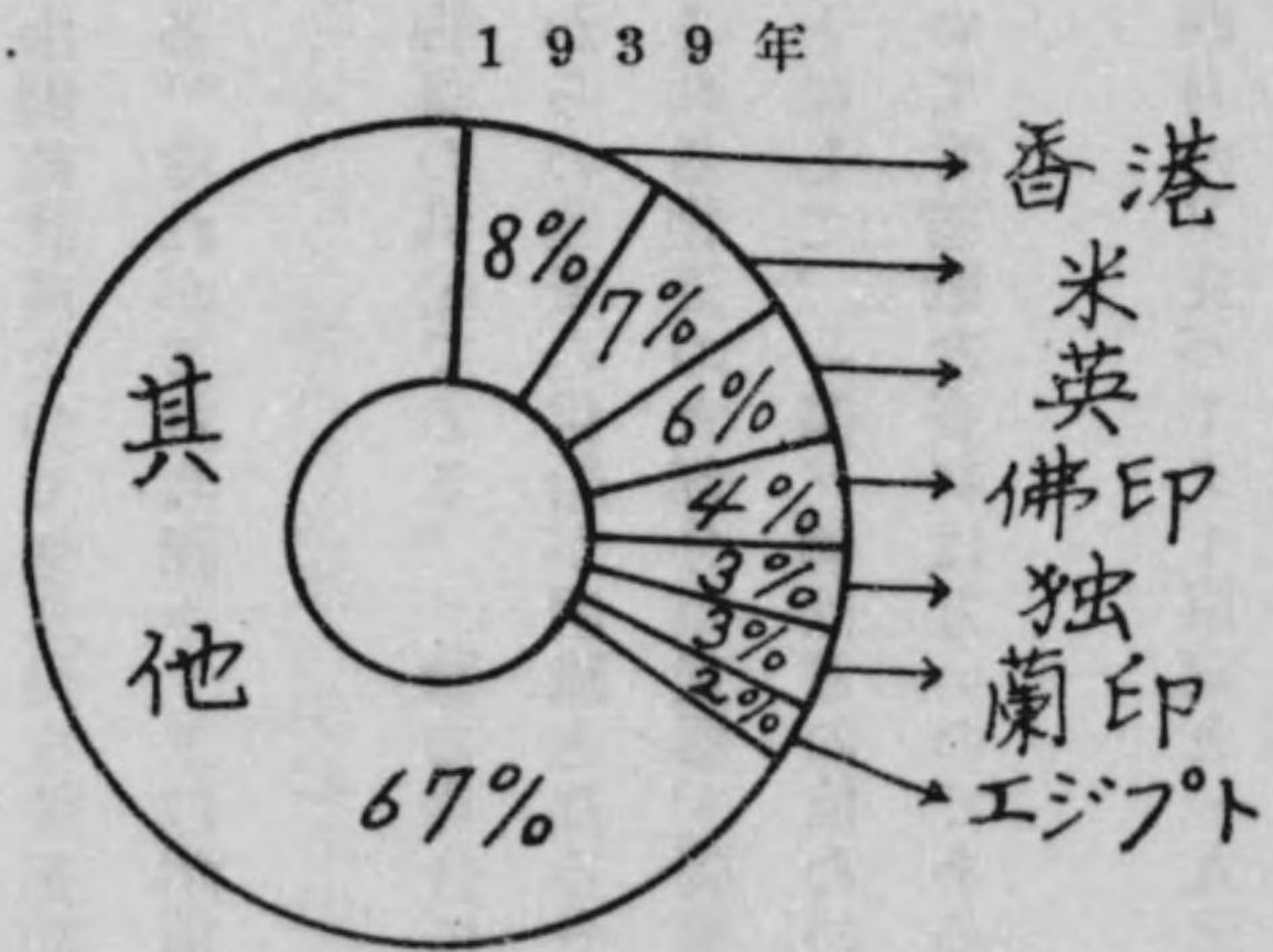
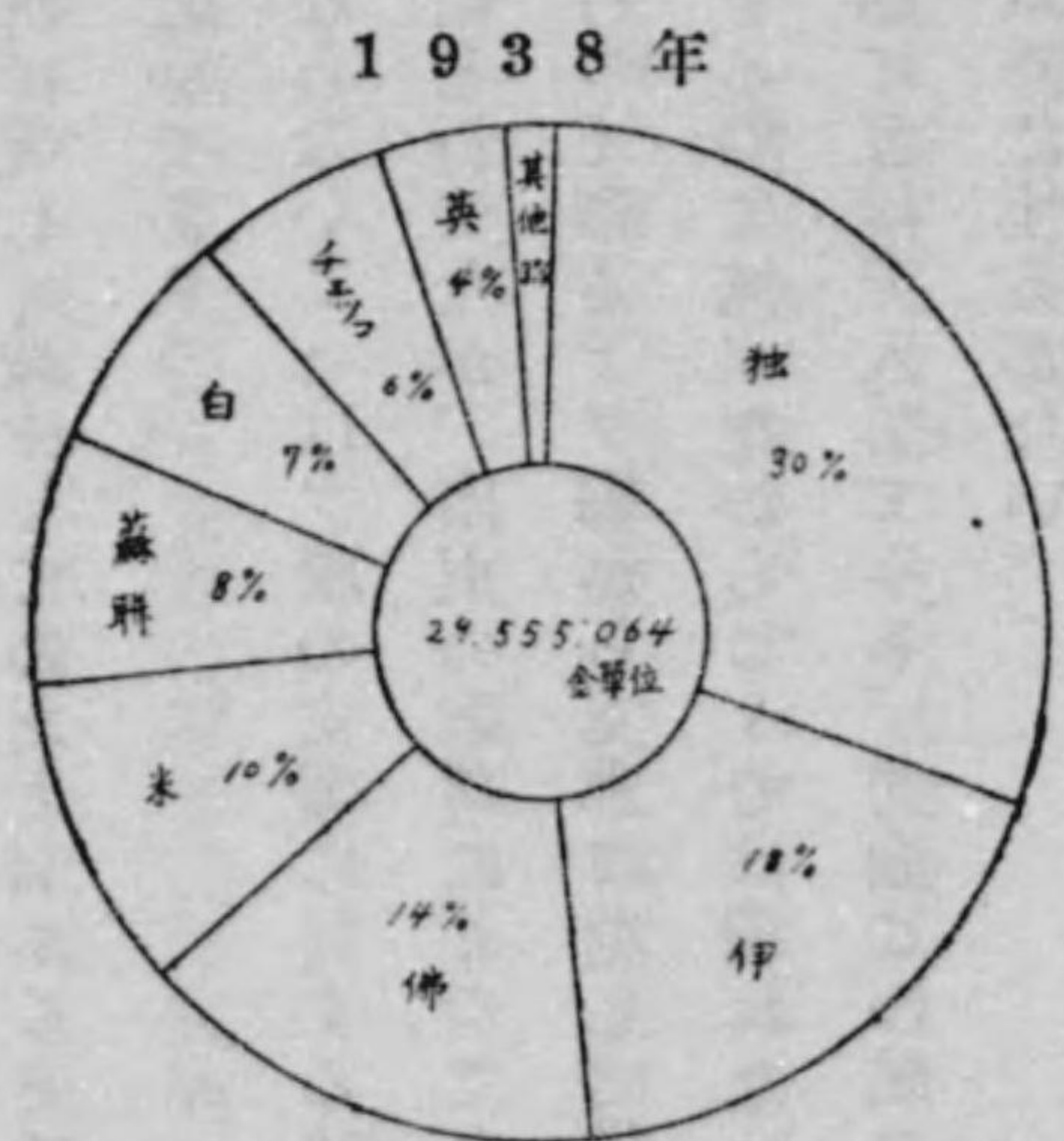
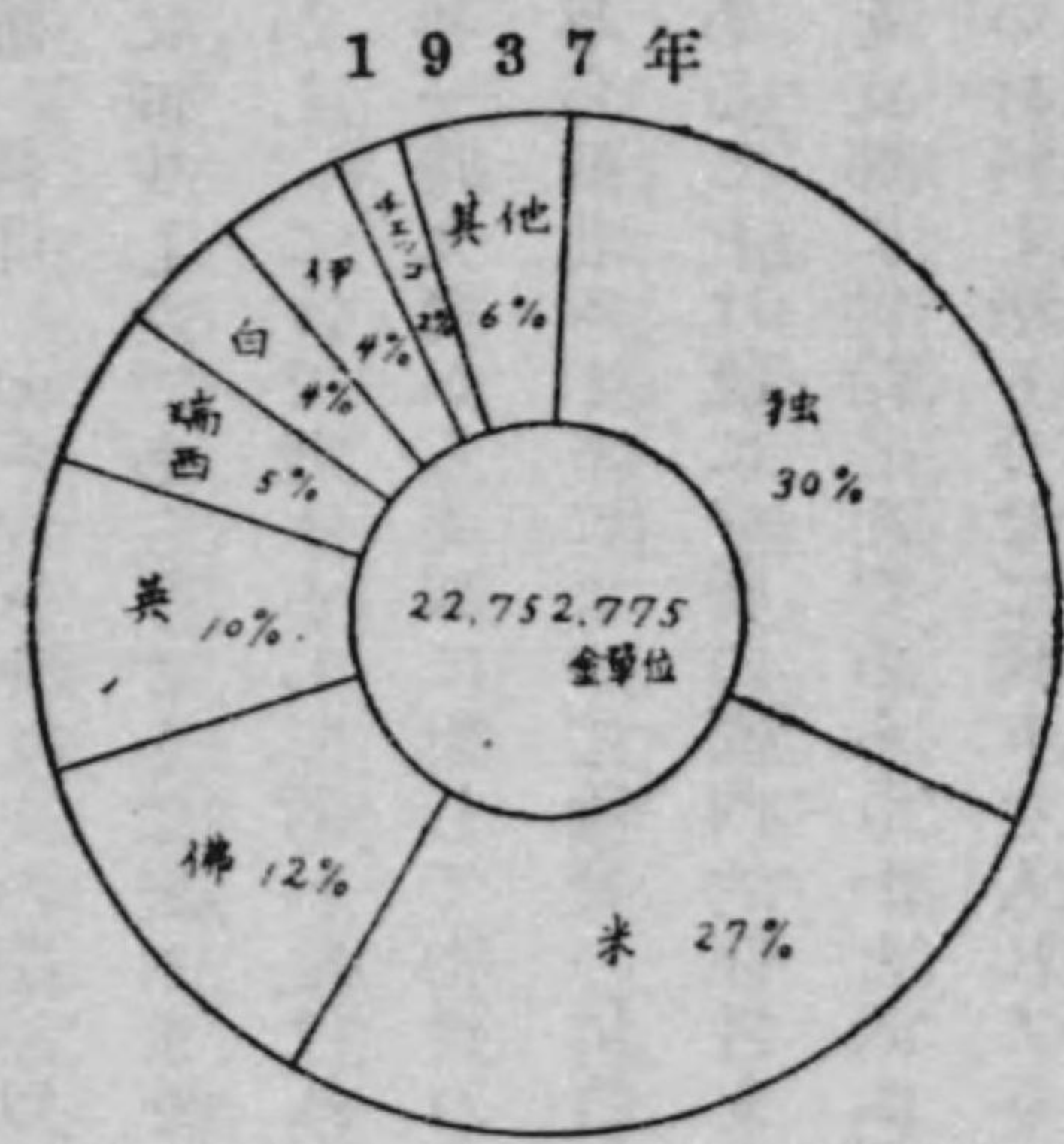
國	一九三七年	金單位	%
獨逸	六、八二三、七二五	三〇	
米	六、一七四、三四八	二七	
佛	二、八二四、一七一	一二	
英	二、三八九、〇四五	一〇	
瑞	一、一六七、六七八	五	
白	一、〇一四、三三九	四	
耳			八五

全	其	エ	蘭	獨	佛	英	米	香	九	全	其	英	チ	白	ソ	米	佛	伊	獨	九	全	其	チ	伊
國	國	ズ	ズ	ズ	ズ	ズ	ズ	港	三	國	國	國	エ	耳	耳	國	國	太	太	三	國	國	エ	太
合	合	合	合	合	合	合	合	計	年	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	年	合	合	合	合
計	他	ト	印	逸	印	國	國	港		計	他	國	コ	義	聯	國	國	利	逸		計	他	コ	利

八四一、三一三	三四四、四四五	一、一七三、八一	二二、七五二、七七五	八、七八七、七九六	五、四五七、五八二	四、二八一、三七八	二、八六七、八四三	二、三七七、七二〇	一、九六五、五一六	一、八〇七、四〇二	一、二〇〇、五二三	八八九、三〇四	二九、五五五、〇六四	一六〇、二八〇	一四九、一九七	一二八、一二七	七〇、四一四	六一、六〇八	五〇、四八〇	四一、八七六	一、三四五、五三七	二、〇〇七、五一九
---------	---------	----------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	------------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	-----------	-----------

一〇〇	六七	二	三	三	四	六	七	八	一〇〇	三	四	六	七	八	〇	一	四	一	三	〇	〇	六	二	四	八
-----	----	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

附圖五、海關統計に現れた列國對支軍需品供給の指標？「雜品中の未列名貨品」の金額



注意 ソ聯の對支武器供給は海關を通じないものが多いので、別途考慮する必要がある。

勿論この表は占領地と非占領地とを含めた全支の數字であるから、表中「其他」となつてゐる箇所には日本、朝鮮、關東州、臺灣なども含まれてゐる。又列國の輸入にしてもその全部が敵側に行つたかどうかは必ずしも明かでない。しかし、これを武器彈藥輸入の指標と見れば、列國が日本の占領地に對して供給するものより非占領地に對して供給するものが多いことは明かであるから、日本、朝鮮、關東州、臺灣から輸入されるものを除けば、先づ大體敵側に行くものと見てよいのではないかと思はれる。

かう云ふ風に見て來ると一九三七年には支那に對する武器彈藥、その他の軍需品の供給において第一位を占めてゐるのは獨逸であつて、米、佛、英、瑞西、白耳義がこれに次いでゐることが分る。一九三八年になると輸入の絶對額が前年に比し

て著しく増大したが、こゝでも獨逸は依然として第一位を占めてゐる。これに反して米國は第四位、英國は第八位に落ち、これに代つて前年第七位にあつた伊太利が一躍第二位に跳び上つてゐる。更に一九三九年になると支那の對外ルートの閉塞や歐洲戰爭勃發のために、武器彈藥の輸入が頓みに困難になつたと見え、この年の輸入總額は一九三六年のそれに比して僅かに六%と云ふ物凄く減少振りを示してゐる。又輸入國別にも變化が起り、一九三七、三八の兩年にトップを切つてゐた獨逸は忽ち第五位に顛落し、これに代つて香港や米國、英國の地位が重要になつてゐる。それと共に一九三九年の今一つの特徵は占領地の擴大と共に日本、關東州、朝鮮、臺灣からの輸入が著しく増大し、これらが「其他」の大部分を占めるに至つたことである。

以上の事實から我々が結論し得ることは列國の支那に對する武器彈藥の供給は、海關統計によつて知り得る限りにおいては香港、佛印、ビルマ・ルートの閉鎖以前既に著しく減少してゐたと云ふことである。それがこれら諸ルートの閉鎖によつて更に減少したであらうことは云ふまでもないであらう。

しかし、こゝで我々として考へなければならぬことはソ聯の支那に對する武器彈藥の供給である。ソ聯の場合には一九三八年一時九龍から支那に對して物資の供給を行つたが、廣東の陥落によつて九龍からの物資の供給が困難となるや、その後は専ら西北ルートによつて物資の供給を行つてゐる。ソ聯から支那に對して供給される物資の大部分が武器、彈藥、飛行機であることは既にソ聯の國內的條件を論ずる際に述べたからこゝでは觸れないことにして、一體ソ聯はどの位の武器、彈藥を支那に供給したであらうかと云ふ問題に直接突入してみる。勿論この點についても適確な資料はないのであるから、乏しい材料を綴り合せて探りを入れてみる以外に仕方がない。

ソ聯の對支物資援助の指標として我々が注目しなければならないのは一九三八年四月のソ支バーター協定と一九三九年六月のソ支通商協定であるが、この中前者は秘密協定であるからその内容が分らない。しかし、その内容はソ支通商協定によ

つて正文化されたと云はれてゐるので、此の方の内容を見れば大體の見當がつくわけである。

ソ支通商協定の内容として次のやうなものが傳へられてゐる。

- (一) 最惠國約款、通商代表の外交官たるの權限の承認
- (二) ソ聯は武器彈藥を支那に供給する。之に對する支那の支拂は現金或はクレジット拂とする。
- (三) 支那はソ聯に對し支那茶、タングステン、桐油、豚毛、アンチモニーを供給する。
- (四) ソ聯は支那全省の商工權を掌握する特殊會社の手を経て、ソ聯貿易振興基金として二、五〇〇萬留を支那に提供する。
- (五) 決済はすべて兩國の正貨を以て行ふ。

即ち之によると此の協定の特徴はソ聯の直接的軍需品と支那の原料との交換を骨子とし、ソ聯から支那に提供された二、五〇〇萬留のクレジットを貿易基金とするクレジット決済のバーター協定たる點にある。尙此の協定に竝んで當時ソ支鐵道の敷設協定が結ばれたと云はれてゐるが、一九四〇年二月二十九日延安で開かれた中國共產黨の緊急會議は之を裏書してゐる。例へば右會議の決議事項の中には次のやうな項目があつたからである。

- (一) 西蘭鐵道は中國共產黨とソ聯との連絡要路なるを以て陝、甘、寧新四省特區首領を積極的に督促し、必ず一九四〇年六月以前に完成すること

- (二) 西北特區銀行を組織し、ソ聯より借用せる二、五〇〇萬留を其の資本とすること

しかし、以上の事實だけではソ聯が支那に對してどの位の武器彈藥を供給したかが不明であるから、少しく視角を變へて貿易の實績其のものを検討してみよう。事變以來のソ支貿易の變化をソ聯側の資料について調べてみると次のやうな様相を呈してゐる。

第二十三表 支那事變後に於けるソ聯の對支貿易 (單位千留)

年	月	對	支	輸	出	支	那	よ	り	の	輸	入	パ	ラ	ソ	ス
一九三七年全體	七月				三三						一四九六		()			一四三五
	八月				三三						八六九		()			七七一
	九月				三						二八〇八		()			二七七
	十月															
	十一月															
	十二月															
	全體					七七					一三六七		()			一三六
一九三八年全體	一月										一五八三		()			一五三
	二月										一三〇二		()			一三五
	三月										九六					
	四月										八四八					
	五月										四二九五					
	六月										四二九五					
	七月										二五七五					
	八月										三三三三					
	九月										五七三					
	十月										一八四					
	十一月										三三					
	十二月										二八					
全體					七七					一三六七		()			一三五	
合計					一四六					一三六六		()			一三六六	

九〇

合	一	一	計	月	月	九六	三	七	一三六六	一	()	一三六六
---	---	---	---	---	---	----	---	---	------	---	-----	------

即ち之に依ると一九三七年七月以降三八年末迄のソ聯對支輸出は約九十八萬留、之に對して支那からの輸入は約三千九百九十三萬留であつて、差引三千八百九十五萬留の入超と謂ふことになつてゐる。一方クレヂットに依る對支武器供給額は幾千に達するか、全く見當がつかないが、特にソ聯の支那からの輸入が増加傾向にある點から見て、三九年も之と同額の輸入が行はれたものと假定すれば、支那事變が始つてから三九年末迄のソ聯の對支武器供給額は少くとも、右の入超額の合計、即ち七千七百九十萬留、邦貨換算約五千萬圓を下らないものと見ることが出来る。勿論之は最低限を示しただけであつて、ソ聯の對支武器供給額は唯之だけだと謂ふ意味ではない。例へば中國共產黨の如きは多分に宣傳の意味もあるのであらうが、ソ聯の對支援助を四十億元と評價してゐる位だからである。

一九三九年以後の情勢に就て謂へば歐洲大戰の勃發と共にソ聯にとつては來るべき反ソ戰爭に備へて不足原料のストツクを行ふ必要が増大してゐるのであるから、斯かる意味から謂つてもアンチモニー、タングステン、銅、錫、茶等の支那からの輸入は當然に増大するものと思はねばならぬ。此の事は必然的に對武器輸出の増大を齎すであらう。加ふるに最近西南支那に對する封鎖作戦の進捗は西北ルート的重要性を昂め、支那の對ソ依存性を今後益々強化するであらうと思はれる。

かう云ふ風に考へてくると今後抗日支那が武器、彈藥、飛行機などの軍需品について一番頼りになるのはソ聯であると云ふことが出来る。

しからば次にこれらの諸國によつてどんな軍需品が支那に供給されたのかと云ふと、これについても元より正確な資料は

ないのであるが、昭和十二年七月上旬から翌十三年九月上旬にかけて香港、西貢、海防、蘭貢その他の東洋諸港に陸揚げされた軍需品に關する資料が、我々に若干の暗示を與へるやうに思はれる。即ちこれによると同期間に陸揚げされた軍需品の總額は邦貨に換算して十三億六千六百四萬千九百九十四圓であつて、この中香港、佛印、蘭貢に陸揚げされたものはその約八九%を占めてゐる。どんな軍需品が主だつたかと云ふと、大體次のやうなものであつたと云はれてゐる。

第二十四表 列國の支那向軍需品種別表 (昭和十二年七月上旬同十三年九月上旬)

品名	數量	金額	額百分率
各種小銃及銃劍	三三三	12,110,100	14%
驅逐機、偵察機、戰鬥機	一五七	25,550,900	29%
各種戰車	五三	13,871,000	16%
各種彈藥及彈丸	一九六六	27,503,500	32%
貨物自動車、軍用自動車及びタイヤ	1,010	6,375,100	7%
小銃實包、機關銃實包、拳銃實包、藥莢	三六四	4,447,900	5%
重砲、海軍砲、海岸砲、要塞材料	四	7,896,200	9%
各種機關銃及部品	一三〇	5,072,000	6%
裝甲自動車、裝甲貨車、鐵道材料、機關車、その他	七	4,933,500	6%
其他	七	4,933,500	6%
總計		86,001,100	100%

これらを見て支那向け軍需品と見ることが出来るかどうかについては多少疑ひがないが、揚陸地の軍備に使用される若干のものを除いてその大部分が支那向けであることは略々間違ひないところであらうと思はれる。さうだとすればこれが列國の支那向け軍需品の一つの指標となることは明かである。同じ資料は又これら軍需品の輸送に従事してゐる船舶の國籍についても若干の暗示を與へてゐる。次の表はこれを示してゐる。

第二十五表 船籍別東洋向武器輸送狀況

國別	昭和十二年七月	昭和十二年十一月月中旬	昭和十三年十二月下旬	昭和十四年一月下旬	昭和十四年二月下旬	昭和十四年三月下旬	昭和十四年四月下旬
英國	三三六%	三九五%	三三九%	三六五%	三五九%	三五九%	三六〇%
佛國	一六八%	八四九%	一五八%	一八六%	一八六%	一八六%	一五六%
ソ聯	一三九%	八三三%	二八八%	一四八%	一八六%	一八六%	三五四%
獨逸	一三〇%	一六九%	五九九%	三二四%	三二四%	三五〇%	一四四%
白蘭義	七〇八	六二四	八二二	七二四	二二五	一八四	七六六
米國	六三三	一六三	一〇二	〇九四	五五三	四〇三	三九六
和蘭	六三三	一九八	一六〇	一〇三	七〇	三七	五七六
伊太利	一三二	一	一	一	一	一	一
致須	〇七	一	一	一	一	一	一
諸威	〇六	一	一	一	一	一	一
其他	二七	〇一〇	九六	〇三	五五	二七	二九
合計	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00

註 △印は丁抹、○印は瑞典及丁抹を含む

即ちこれによると東洋向軍需品の輸送においてもつとも重要な役割を演じてゐるのは英國の船舶であるが、これは多かれ少かれ支那向け軍需品の場合にも云へることであらうと思ふ。さうだとすると歐洲大戰が勃發するまで支那に對して一番武器彈藥を供給したのは獨逸であるから、これとそれとをつなぎ合せて考へてみると獨逸の武器彈藥を英國の船が運んだとも云へるわけである。

五、列國の物資搬入ルート

以上の説明によつて列國がわかるなる物資をどの程度に蔣政権に供給したかは略々明かになつたが、最後にもう一つ研究しておく必要があるのは、かかる物資を列國がいかなるルートを利用して支那に搬入したかの問題である。今一九三八年について前掲の二十四港、一九三七年について十八港をとつて、これらの海關の中いづれが各國においてもつとも利用されたかを研究してみると次の如くである――

第二十六表 國別援蔣ルートに關する指標 (配列は利用度順)

國	一九三八年	一九三九年
米	九龍、汕頭、廣東、福州	龍州、拱北、蒙自、雷州
フイリッピン	寧波、廣東、九龍	寧波、溫州、福州
英	九龍、廣東、汕頭	蒙自、拱北、龍州
英領	廣東、九龍、瓊州	拱北、蒙自、雷州
加	廣東、九龍、江門、福州	溫州、拱北、龍州、蒙自
英領	騰越、九龍、廣東、蒙自	騰越、雷州、蒙自、龍州

海峽植民地及馬來聯邦	九龍、廣東、汕頭	雷州、福州、拱北、蒙自
英領	瓊州、九龍、寧波	拱北、寧波
英領	汕頭、騰越、廣東	騰越、思茅、蒙自
香港	九龍、廣東、汕頭	雷州、蒙自、拱北
佛	九龍、蒙自、廣東	蒙自、龍州、雷州
佛	廣東、汕頭、九龍、蒙自	拱北、蒙自、福州、龍州
佛領	九龍、廣東、汕頭、蒙自	龍州、蒙自、雷州、拱北
獨	九龍、廣東、蒙自、拱北	蒙自、雷州、拱北、龍州
伊	九龍、廣東、漢口	龍州、雷州
ソ	廣東、汕頭、九龍	拱北、三都澳、福州、蒙自
和	九龍、廣東、蒙自、汕頭	龍州、蒙自、拱北、福州
蘭	九龍、廣東、汕頭、梧州	蒙自、拱北、溫州、雷州
白		

その中ソ聯だけは前述した如く、こゝに掲げられた海關よりも西北ルートを使用する方が多いのであるから、特別に考慮する必要があるが、その他の國には先づこの表によつて示されたルートが主要な援蔣ルートとなつてゐると考へて差支へない。即ちこれによると一九三八年と三九年とは我軍の南支作戦を反映して列國の援蔣ルートに非常な變化が起つてゐることが目につく。一九三八年において九龍、廣東、汕頭が壓倒的重要性をもつてゐるが、一九三九年になると佛印の滇越鐵道の延長線上にある蒙自や、廣西公路の龍州、澳門の近くにある拱北、雷州半島の雷州、ビルマ公路の騰越が非常に重要性をもつて來てゐる。然るにこれは又最近における佛印、雷州、香港、ビルマ、ルートの閉鎖によつて今後重大な變化を示さずにはおかないであらう。

第二節 蔣政權に對する列國の財政的援助

列國の財政的援助の中で最も重要な役割を演じてゐるものは米國と英國であるから、我々は先づはじめにこれら兩國の財政的援助について考察し、然る後にその他の國々のそれに及ぶことにしよう。

一、米 國

米國の支那に對する財政的援助の問題を考へる場合、我々としては二つの問題を考慮する必要があるやうに思はれる。一つは米支銀協定の問題であり、他はクレジットの問題である。

(イ) 米支銀協定

米支銀協定が支那の抗戰資金調達の上に演じた役割は大きなものであつたが、元々この協定は米國が支那の抗日戰を援助するために締結した協定ではない。米支銀協定の基礎になつてゐる米國の銀買上法(一九三四年)は、世界恐慌による物價暴落の一因が金本位制による貨幣金の不足にあることを認め、これを銀よつて補ふことによつて物價の低落を阻止しようとしたところにその本來の目的があるのであつた。金本位制における物價下落の傾向は生産の機械化によつて無限に増大する貨物の價値總和を金と云ふ比較的増産の困難な價値總和を以て表章せんとするところから生まれて來るのであるから、この貨幣金の不足を銀を以て補へば物價の低落を阻止することが出來、同時に國內の産銀業者を潤すことが出來ると云ふのが、その理論であり建前であつた。かうした米國の國內的必要が偶々幣制改革を控へて貨幣銀の處分に困つてゐた支那の利害と結びついて、米支銀協定の成立となつたのであつた。

第一次米支銀協定が結ばれたのは一九三五年十月、即ち支那幣制改革の直前であつたが、これによつて一九三六年三月

には第二次協定が、支那事變直後の一九三七年七月には第三次協定が結ばれ、この協定は同年末に至り、次の協定成立迄延長され、國民政府が漢口に遷つて後、三八年四月に第四次協定が結ばれ又同年七月十四日第五次協定が結ばれた。更に一九三八年十二月十九日になると、この協定は米國のモーゲンソー財務長官によつて同年十二月三十一日以降無期延期される旨聲明された。

米支銀協定の主要内容は、(1) 米國財務省は一九三四年銀買上法に基き、國民政府より銀を買上げ、(2) 國民政府は右賣却代金を以て米國より金を購入し、(3) 支那中央銀行は右購入金を擔保として、自國通貨安定のため兩國の利益に合致する條件に於て弗爲替を利用し得る、との三段から成立つてゐるのであつて、之に依つて支那は、幣制改革後中央銀行に集る銀を米國政府に賣却する道が開けたのであつた。今數次に亘る協定の實施狀況を摘記すると次の如くである――

(一) 第一次協定 (一九三五年十月)

一九三六年二月十三日、米國財務長官モーゲンソーの發表に依れば「(イ)米國政府は國民政府の手持銀五千萬オンスをオンス、約米貨六十五仙で購入したが、その結果、過去十二箇月間に米國が國民政府から購入した銀の總量は、六千九百萬オンスであつた。(ロ)右の結果、國民政府は紐育の銀行數行に、三千二百五十萬弗の預金を有してゐたが、最近その内一千萬弗を引出した爲、殘額は二千二百五十萬弗となつた。(ハ)余(モーゲンソー)は支那の金融問題解決に對し米國政府をリードして、金融的の協力を與ふる決心をなし、その決心通りに全部實行して來た。即ち前述の五千萬オンスの銀を國民政府から購入したのは、銀價が六十五仙に騰貴してゐた際に、一時にこの巨額を購入して支那の急場を救つたのである。」

かくて支那は此の銀賣却代金を以て爲替安定の維持に必要とする巨額の外貨を保有する事が出來た。

(二) 第二次協定 (一九三六年三月十八日)

一九三六年三月國民政府の經濟使節として米國へ特派された陳光甫を主席とする支那銀行家並支那政府代表と米國政府と

の間に締結されたもので、同年五月十八日、モーゲンソー財務長官は次の如きステートメントを發表した——
 「支那財政部代表團は米國の貨幣及銀行制度を研究し且相互利害ある貨幣諸問題に對し意見を交換する爲、米國に滞在
 中であつたが、この會談は相互大いに裨益した……余は支那國政府が運行する貨幣政策が健全なる方向を辿りつゝあるばか
 りでなく、又世界的通貨安定の目的に對し重要な一段階を構成するものであることを確信する。此の目的に向つて米國は
 支那幣制改革又通貨安定政策を援助せんとし、又米國の銀購買政策に準據して相互に満足なる條件の下に、支那中央銀行よ
 り相當量の銀を購入し又兩國相互の利益を擁護しようとする條件の下で、支那中央銀行に對し、通貨安定の目的で弗爲替を
 供給すべき意思ある事を明確に表示した……」

之と同時にモーゲンソー長官は「(イ)政府は今回の銀協定に基く支那銀の購入を即時開始し、買價は世界市場相場(約四
 十五仙)に依ること、(ロ)代り金は主として紐育に置かしめ、その一部は金にて、紐育所在銀行の國民政府口座にイヤーマ
 ークする事を許可した。(ハ)今回の協定商議に際しては、國務省及上院外交委員長兼上院銀問題委員長ビットマン並上院共
 和黨の領袖である銀問題委員たるマクネリーの同意を得る」旨を聲明したが、この協定に依る支那銀の購入量及びこの協定
 の有効期間は發表されなかつた。

之に對し支那代表も「本協定に基き賣却せられた銀の代價は専ら支那通貨安定の目的の爲に使用さるべきもので紐育聯邦
 準備銀行に預金として、イヤーマークさるべき」旨及び「支那通貨安定オペレーションの機關として、紐育に中國銀行代理
 店を開設し、七月一日より業務を開始する」旨を表明した。この協定に基いて米國が購入した銀の量は七千五百萬オンスと云
 はれてゐるが、外務省通商局、「米國對支經濟勢力の全貌」(一四〇—一八一頁)によると支那の對米銀輸送額は次の如きも
 のであつたとされてゐる。

第一回 五月二十五日 (プレジデント・ジャックソン號)

一六、五〇〇千元

第二回	六月六日 (プレジデント・タフト號)	二四、〇〇〇
第三回	六月九日 (ゼネラル・セアマン號)	四、七二五
第四回	六月十日 (プレジデント・マッキンレー號)	一九、〇〇〇
計		六四、二二五

しかし、その後、第五次(六月十六日)第六次(七月四日)の現送が行はれたから、實際の金額はこれよりもつと多いもの
 と思はねばならぬ。

(三) 第三次協定 (一九三七年七月十三日)

この協定は蘆溝橋事件直後結ばれた。一九三七年七月九日モーゲンソー米財務長官及び國民政府、孔祥熙部長は本協定に
 關する共同聲明を發したがそれに依れば「……今回の諒解に依り國民政府は米國より今度相當の金を購入すべく、之に對し
 米國財務省は國民政府の金準備増加に關する操作を援助し、旁々、一九三四年制定の米國銀買上法の規定に遵ふ意味に於て
 昨年米支銀協定に依り既に購入済のもの以外に更に國民政府より相當量の銀を購入する事となつた。米國財務省は尙從來、
 支那中央銀行をして同國通貨安定のため、兩國に互惠的なる條件を以て、弗爲替を取得するを得しめた取極めを今回更に擴
 充せんとするものである……」と述べてゐる。

かゝる新協定に依つて、從來の米支銀協定は、かなりの轉換を見るに至つた。その主要なる點は、七月十二日の米國財務
 省當局の發表に依ると、本協定は兩國が相互に金及び銀を賣却する事を定めたるのみならず、外國爲替クレディットに關す
 る取極めをも包含する點にある。即ち、從來支那は銀を現實に賣却した後でなければ弗爲替を取得し得なかつたのであるが
 今度は支那が同國の通貨安定の爲に必要と認めた場合は米國に保存する金又は銀を擔保として、弗資金の融通を受け得る事
 となつた。従つて支那は事變後、多量の支那銀を米國に送り、それを擔保として軍需資材購入に充當し得る事となつたので
 ある。その場合に交換さるべき金及び銀の數量並に價格は發表されなかつたが、米國財界の觀測に依れば、(イ)米國の對支

金賣却は不活動金勘定中の金により行はれ、總額は一千萬乃至五千萬弗であると云はれ、(ロ)對支金賣却が一オンス三十五弗の價格による事は疑ひなく、支那銀の買上値段は米國に於ける一般市場相場一オンス約四十五仙によるものと考へられた。

(四) 第四次協定 (一九三八年四月)

米支銀協定に基く銀現送は一九三八年四月に完了したので、米國財務省は同月更に第四次の新協定を締結した。その内容は大體一九三八年七月十五日迄に現送を完了すべきこと(數量不明)、買入値段は紐育建値一オンス四十三仙、現送される銀貨鑄潰は米國精鍊業者に委すべきこと等であつて、國民政府は右銀貨賣却金を米國に於ける物資購入に充當するものと考へられた。

當一九三六年以來、この銀買入協定に基く米國の支那銀買入總額は、二億五千萬オンスに上ると云はれ、又米國財務省の説明に依れば「過去八箇月間の支那銀貨現送額は米貨六千萬弗に達した」と云はれてゐる。

(五) 第五次米支銀協定 (一九三八年七月十四日)

この協定によつて七月十五日満期となる第四次米支銀協定の延長が決定された。その内容は正確に知り得ないが外務省通商局、「米國對支經濟勢力の全貌」(一七七頁)には次の如く書かれてゐる――

「今回米支間に再び支那銀買上に關する協定が更新せられ、この新協定に基き、米國は今後引續き時價(現在一オンス約四十三仙)で支那銀を購入することゝなつた。米國は七月十五日舊協定期迄に、約三億オンス、即ち約米貨一億四千萬弗乃至一億五千五百萬弗に相當する支那銀を購入したが、この買上額は従來、金建にて支那側のクレジットに廻され、支那側は之を引當に、米國を始め佛、瑞西その他の歐洲市場で一般軍需品を購入した。支那は又倫敦にも同様クレジットを設定したが、米國側の買上銀貨は財政的にも相當、支那を援助したと云ひ得るであらう」。

(六) 米支銀協定の無期延期

更に一九三八年十二月十九日、モーゲンソー財務長官は、新聞記者團に對し、米支銀協定を同年十二月末以降無期延期する旨聲明した。

かくて、第五次協定迄に支那が米國に現送した銀塊及銀貨はどの位の分量になるかと云ふと、大體三億オンス乃至三億五千萬オンス位であらうと云はれてゐる。事變後に於ける支那銀の出超額及び、ハシデイ・アンド・ハーマン商會(Hardy & Hartman)の年報に依つて最近三箇年間の世界市場に對する支那銀供給量を調べてみると、次の如くである――

年	單位 百萬フラインオンス	支那銀出超額(千元※)
一九三六年	三〇二・〇	二四九、六三三
一九三七年	一七七・九	三九八、四八九
一九三八年	二三四・三	八〇、三一九
一九三九年	一	一、九六六

※支那銀出超額は『中央銀行月報第九卷』第三號(民國廿九年三月份)に據る。

即ちこれによると一九三六年から一九三九年までの四箇年間に總額七億三千四十萬七千元の銀が支那から流出したが、その大半は米國々庫に買上げられて支那の抗戰資金となつたのである。従つて米支銀協定は本來支那の抗戰を援助するために結ばれたものでなかつたにせよ、實際には支那の抗戰を援助する大きな力となつた。

しかし、こゝで我々として注意する必要があるのは米國のかゝる銀政策は次の二つの理由によつて將來必ずしも好望でなかつたことである。

(一) 銀買上法の制定された當時と今日とは米國內の經濟情勢が非常に變つてゐること
銀買上法の本來の趣旨が貨幣金の不足を銀によつて補ふことによつて物價の低落を阻止する點にあつたことは前述の如く

であるが、銀政策實施後の米國は世界經濟情勢の變化によつて世界中の金が流入し、金の洪水に見舞はれるに至つたので銀買上法の規定した金三銀一の割合で銀を購入してゐた日には金の量が殖えるに従つて購入すべき銀の量も殖えると云ふわけ

第二十七表 米國における銀買上法の實施狀況 (單位百萬)※

金 準 備 (弗)	一九三四年六月三十日現在	一九三五年十二月三十一日現在	一九三六年十二月三十一日現在	一九三七年十二月三十一日現在	一九三八年十二月二十八日現在
法律上購入し得べき銀 (弗)	七、八六六	10,111	11,156	13,540	14,508
(金準備ノ三分ノ一)	二、六一九	三、三七四	三、七五七	四、一五三	四、八八六
同 上 (オンス)	110.6	110.6	110.6	111.1	111.1
實際の銀買上高 (オンス)	六、九三三	一、五三六	一、八五九	二、一七二	三、七三〇
將來購入しうべき銀 (オンス)	1,133	1,073	1,024	1,118	1,267

※ Economic Conditions, January 1939, p. 6

即ちこれによると一九三八年末には法律上から云へばまだ十一億六千七百萬オンス買へるわけになつてゐたが、實際には同年末の買上高二十五億六千三百萬オンスの中發行通貨の保證準備に廻されたのは約六〇パーセントであつて、残りの四〇パーセント、即ち十億オンスは保證準備の方に廻されずに一般基金の中に繰り入れられてゐる状態であつた。このことは經濟的に見れば銀の買上げが今日米國ではもはやさほど必要でなくなつてゐることを示してゐる。従つて今日米國がなほ銀の買上げを繼續してゐるのは國內におけるシルバー・メン(銀政治家)の特殊の勢力と、支那および中南米諸國に對する政治的顧慮から來てゐるものであつて、銀買上法制定當時のやうな經濟的理由は既に消滅してゐるのである。そのためにこの國の銀政策が今後もつゞけられるかどうかはシルバー・メンの米國上院における勢力が維持されるかどうか、又米國の外交政策がど

うなるかに懸つてゐるものと云ふことが出来る。

(二) 支那銀の輸出が激減したこと

今日では前述のやうな理由で米國としては外國銀の買付けを行ふ經濟的理由が著しく薄弱となつたために一九三九年七月には一方において國內銀の買上値段の引上げ(六四・六四仙から七一・一一仙へ)によつてシルバー・メンを慰撫しながら、他方において外國銀の買上値段を一舉に四二・七五仙から三五仙に引下げた。これは退藏銀の蒐集活動の不活潑と相俟つて一九三九年における銀輸出を一舉百萬元臺に減少させた了つた。勿論これも今後民衆動員の進展如何によつては退藏銀の蒐集や、これらの銀輸出の増大を期待すること必ずしも不可能ではないが、國共の對立が漸次深刻化しつゝある現在の情勢の下においては、それは多分に疑問であると云はざるを得ない。

二、米國の對支借款

米國が事變以來支那に與へた借款は次の三つであつた。

- (イ) ユニバーサル・トレーディング・コーポレーション借款 一九三八年十二月 二、五〇〇萬米弗
- (ロ) 材 料 借 款 一九三九年三月 一、二八〇萬米弗
- (ハ) 米 國 借 款 一九四〇年二月 二、〇〇〇萬米弗

この中最初のユニバーサル・トレーディング・コーポレーション借款は米國復興金融會社が支那系會社ユニバーサル・トレーディング・コーポレーションに對して與へた借款であつて、その内容は次の如きものであつた。

(一) 米國復興金融會社はワシントン輸出銀行に對し、ユニバーサル・トレーディング・コーポレーションに二、五〇〇萬米弗以内のクレヂットを供與する權限を與へる。

(二) この資金の用途は米國産の農産物及び製造品を支那に輸出し、支那から桐油を輸入するために使用する。

(三) 貸付期間は五箇年、中央銀行はその元利拂を保証する。

右のユニバーサル・トレイディング・コーポレーションは紐育州法に基き設立せられた支那系會社で、社長は陳光甫と共に訪米せる中國銀行支配人席德懋であつた。又、このクレジットの範圍内で、支那から米國に發註されるものは、表面上農産品となつてゐたが、事實は次の如きものであつたと云はれてゐる。

- 一、支那に於ける新設工場殊に軍需品製造工場の設備及機械類
- 二、奥地開發の間に必要とする農業用機械類
- 三、ビルマ重慶間の輸送路に使用する爲のトラック
- 四、電信電話機械類
- 五、綿 布 類

後の二者、即ち一九三九年と四〇年の借款はその協定内容が全く不明であるが、借款の返済は凡て、桐油、豚毛、錫、タングステン、アンチモニー等の礦物に依つてなされ、その價格協定は支那にとつて、餘り有利でないと云はれてゐる。又この中前者の材料借款は主として、西南支開發の間の建設資材、殊にトラック、トラックター等の輪轉材料及びガソリン、石油、滑潤油の供給を目的とするものであると云はれてゐる。

二、英 國

英國の支那に對する財政的援助は二つに分つて考へることが出来る。一は輸出信用保證局のクレジットであり、他は法幣安定資金である。

(イ) 英國輸出信用保證局のクレジット

一九三八年十二月八日下院に對して英國政府の提出した輸出保證制度改正案は次の如きものであつた――

- (一) 商務省輸出信用保證局の保證總額を從來の五千萬磅(從前の二千六百萬磅を一九三七年五月五千萬磅に増額)より二千五百萬磅増加して七千五百萬磅としたこと
- (二) 現行法に依れば保證制は「軍需品ならざる商品」の輸出に適用されることとなつてゐたが從來軍需品の定義が明らかでなかつた爲貨物自動車レイコンコートすら交戰國に輸出される場合軍需品と看做され、保證制の恩恵に浴することが出来なかつた。然るに新法案外は「武器或は商務省の認定により戰爭に於ける破壊的目的に使用する爲作成され計畫される商品……」と規定し、軍需品の定義を明白ならしめ、これによつて前記商品の對支輸出を便利にしたこと
- (三) 保證總額中、一千萬ポンドは輸出諮問委員會が、通常商業上のリスクとして保證方を勸告出來ぬ様な輸出について、國家利益の見地から、商務省が大藏省と協議の上保證することとし、この場合諮問委員會に諮らず、且、軍需品の輸出にも適用し得るやうにしたこと

この改正案は政府の希望通り議會を通過したが、これによつて英國が現實に支那に對してどの位ものクレジットを與へたかと云ふと、餘り大きな額ではなかつたやうに思はれる。十二月十五日ハヴァス通信はこのクレジットに關して次の様な記事を掲げた。

「英支兩國は、雲南は緬甸鐵道の建設の爲に借款交渉を進めてゐるが、英國側は最近擴張される輸出保證制度に基き、一千萬磅の借款を支那側に供與する事に原則的に一致を見た」と云はれる。右の内六百萬磅は鐵道建設に、残り四百萬磅鐵道材料、貨物自動車の購入に當てられる筈で、英國が斯く鐵道建設の全般に亘り獨占的に融資せんとしてゐる事は注目を引いてゐる。」又當時「申報」重慶發特電に依れば「此の借款は最近定成した湘桂鐵道(湖南省衡陽―廣西者桂林間)の諸經費並に最近着にした滇緬鐵路(雲南―緬甸間)の建設費に充當するものである。英國側はこの軌道、車輛等の鐵道材料多數を、蔣政

權側に送り込むであらう」と述べた。

之等の報道からも、又、一九三八年末は、武漢、廣東陥落直後であり、西南支經濟開發と結びついて、新貿易ルート建設が焦眉の急であつた事からも、一應その借款の用途が、鐵道の建設にあつた事はうかゞひ得よう。然し實際に與へられた借款は一九三八年十二月の五〇萬磅（又は四五萬磅）と、その翌年四月三百萬磅、計三百五十萬磅（當時のレート八片換算で約一億三十六萬元）に過ぎなかつた。

(ロ) 法幣安定資金

英國の法幣安定資金は、既に一九三八年六月重慶政府に滙豐銀行との間に極秘裡に協議が進められ、三百萬磅安定資金を設立し、一九三九年二月に至る八箇月間、安定相場、八片半を基準とする操作に成功して居るのである。即ち一九三八年蔣政權下の輸出促進と輸出ビルの集中が、最も順調に推移した時であり、他方に於て、六億元と推定される華僑送金、或は一部逃避資金の還流等の好條件に恵まれ、滙豐は爲替相場の安定に成功したのみでなく、該資金、オペレーションに依つて、相當の利益を収め得たことが想像される。かゝる安全感が英國政府をして、遂に千萬磅爲替平衡資金の正式設定に同意せしめ、従來の一英商銀行に代つて、英國政府が強力にこれをバックすることとなつた。同資金の内容は次の如きものであつた。

一、在支英國銀行と支那政府銀行は、ポンドに對する法幣價值の不當な變動を防止することを目的とする爲替操作に使用する爲、共同出資に依り、一千萬ポンドの法幣安定資金を設定する

二、出資 内 譯

滙豐銀行三〇〇萬磅、麥加利銀行二〇〇萬磅、中國及び交通銀行五〇〇萬磅

三、資金運用委員會は香港に設置す、委員の選定は次の方法に依る

(イ) 中國及び交通銀行代表二名、(ロ) 滙豐銀行代表一名、(ハ) 麥加利銀行代表一名、(ニ) 滙豐、麥加利兩行が承認し、支那政府と英國大藏省と協議の上決定せる委員一名

四、本協定の有効期間は十二箇月であるが、兩當事者を協議により更新し、又隨時廢棄し得る

五、支那政府は本資金の存積中ポンドに對する法幣價值の安定を維持する様、その經濟及び金融政策を定め、支那政府及び該機關は必ず委員會に、代表されてゐる銀行の一つを通じて外國爲替の賣買を行ひ、更に右資金殘額が一千萬ポンドに充たざる間は一切の外國爲替を本資金に繰込むことを約す。而して本資金は、支那法幣の價值維持以外の目的に使用せざるやう必要の處置を講ずるものとす

六、英國大藏省は、英國側銀行に對し、利息の延滞乃至その蒙れる一切の損失を補償す

我々は、英國をしてかゝる協定に同意せしむるに至つた動機に付て、さきに一言したが、更に、法幣の性格から次の事が云へる。即ち、法幣は云はば英支合作に依つて齎らされたものであり、その限りに於て、法幣に對する英國の關心は強い。又、英國の在支權益自體が法幣に具現されてゐる部分も忘れてはならない。従つて英國としては、法幣の價值變動乃至は下落は極めて大きな問題である。このことが英國をして安定資金設定に乘出さしめた一半の原因とも云へる。

右協定の各項目の中で、特に注意すべき點は、第五項であり、この中に平衡資金そのもの、經濟的性質が表はされてゐる。

(イ) 「安定資金は法幣の價值維持以外の目的には使用し得ない」……従つて、安定資金は對外支拂に應ずる單なる在外正貨ではない。之は爲替銀行が自ら、オープン、マーケットに進出して安定化の爲のオペレーションを行ふ爲の資金である。支那政府の武器購入等には絶対に使用し得ない性質のものである。従て變動する爲替相場の中にあつて、之を巧みに運用するときは損失どころか、之に依つて却つて、利益すら擧げ得る性質のものである。然も、三月八日下院に於けるサイモ

ン蔵相の言葉の中には、「基金の運用に當つて利益を得たる場合は先づ第一に關係銀行を適當に補償する爲の基金とし、爾後の利益は遂次英國政府の國庫に繰り入るべきものである」と云ふ一句がある。

(ロ)「本資金の存続中、ボンドに對する法幣價值の安定を維持する様に、その經濟、金融政策を定め……更に右資金殘額が一千萬ポンドに充たざる間は、一切の外國爲替を本資金に繰込むことを約す」……このことは、稍もすれば、放漫に流れんとする國民政府の戦時金融政策を、一應規制せんと意圖したものであり、同時に、今後、之が運用に依つて齎らされるかもしれない損失を國府の負擔に歸せしめんとしたものである。

要之、法幣安定資金の設定は浮動せんとする法幣對外價值の安定を意圖したものであり、それは重慶政府の爲であると同時に、英國自身の爲にも必要であつた。従つて、英國としては過去の經驗から、十二分に採算のとれるものであり、萬一の損失は國民政府側の負擔に歸せしめんとする肚であつた。かく見て來る時、英國のなした法幣援助操作も窮局に於て算盤勘定の上から割り出されたものであり、自らの利益と關心の爲りに於て、果されつゝあるものと云ふ事が出來よう。

註 本協定、第三條(二)項に規定する委員は、蔣政府財政顧問たる英人ロヂャースが就任し、事實上、英三、支二の割當となつて、法幣制度の運用は全く、英國の支配下に置かれてゐる。

三、その他の諸國

英米以外の國で支那に對してクレジットを與へた國々は佛國、ソ聯、白耳義の三國であつた。

(イ) 佛 國

佛國の對支借款としては南甯鐵路借款と叙昆鐵路借款とをあげることが出来る。

前者は一九三八年四月二十二日國民政府交通部及び財政部とフランス・シンヂケート銀行團及び中國建設銀公司との間に

締結されたものであつて、その金額は一億二千萬フランで、湘桂鐵道の南甯—鎮南關間二二〇杼の建設を目的とする材料信用借款であつた。その細目は次の如きものであつたと云はれてゐる——

(一) 利 息

年六分五厘とし、借款契約締結の日から起算する

(二) 擔 保 條 件

鐵路財產及び收入を擔保とする。但しこの収入不足の場合には財政部がこれを保證する

(三) 附 帶 利 權

佛國總工程師が南甯、鎮南關間の建設工事を監督、施行し、建設完了後は湘桂鐵路管理局に移管する。なほ外人出運輸主任、會計主任及び技師長を任命する如き從來の附帶利權を附與しない

即ち、これを以て見ると本借款は非常に高率利息である上に、又利息の取り立ても契約締結當日から起算すると云ふ風に、全く高利貸的な形態をとつてゐることが分る。

後者は一九三九年十二月フランスの對支經濟開發財團と重慶政府との間に締結されたものであつて、四川省の叙州と雲南省の昆明とをつなぐ鐵道の建設を目的とする四億八千萬フランの借款を云ふのであつた。この借款の擔保となつたものは關稅剩餘金であつて、この外附帶利權としてこの鐵道沿線の鑛山開發權がフランス側に與へられたと云はれてゐる。

(ロ) ソ 聯

ソ聯の支那に對するクレジットは一九三八年四月の第一次ソ支バーター協定の時と、一九三九年六月の第二次ソ支バーター協定の時の二回に亘つて與へられたと云はれるのであるが、その金額については必ずしも情報が一致せず、或るものは二回とも五千萬米弗であつたと云ひ、他の者は三億七千五百萬留であつたと稱し、又或る者はこれをズツと少く見積つて二千

五百萬留となすものもあると云ふ風に、全く歸一するところがない状態である。従つて金額が幾何であつたかについて正確な判断を下すことは困難であるが、それがソ聯の軍需品と支那の原料(茶、タンクステン、アンチモニー、桐油、豚毛)との交換を骨子とするパーターの決済基金として使用されたであらうことだけは明かである。

(ハ) 白 耳 義

白耳義對支借款は一九三八年三月に締結され、その金額は二千萬ベルガであつたと云ふことが傳へられてゐるだけで、その内容は十分に知られてゐない。

以上は列國の支那に對する財政的援助のこれまでの実績であるが、かゝる援助の將來の看透しはどうかと云ふふと次の二つの理由について非常に暗澹たるものがあるやうに思はれる。

一、歐洲戰爭の擴大

歐洲戰爭の擴大はこれまで支那に對する財政的援助において重大な役割を演じてゐた諸國、就中英、佛、白の對支援助を困難ならしめた。佛、白兩國は本國の敗戦によつて對支援助が不可能となり、英國は又獨逸の英本土攻撃を前にして他を顧み得ない状態にある。さうしてみると後に残るものは米ソ兩國であるが、この中米國は日本の對支封鎖作戰の強化によつて漸次その對支援助が困難になりつゝある。

二、支那に對する封鎖強化

米國が支那に對していかにクレジットを與へてもそれによつて支那が自分の必要な物資を輸入できなければ何にもならないわけであるが、日本の支那に對する封鎖作戰の強化はこれまで抗日支那に残されてゐた對外補給路を次から次に塞いで了つた。そのために米國が支那に對してクレジットを與へても何にもならないやうな事態が漸次つくり出されようとしてゐる。このことはクレジットの擔保となるべき支那土産の輸出が今後困難になること、相俟つて、米國のクレジット供與を制

約する大きな力とならうとしてゐる。

さうだとすると結局支那にとつて將來とも援助を受け得る國はたゞソ聯あるのみと云ふことになる。しかし、ソ聯からの援助は重慶政府が共產黨に讓歩することを交換條件とするから、國民黨によつて指導されてゐる重慶政府にとつては全く痛し痒しの問題である。

第三節 敵貨購買者としての列國

列國が敵貨の購買者として重慶政府の外貨獲得をいかに援けて來たかについては、既に『戰時經濟政策篇』(三ノII)の第三章において取扱はれてゐるので、こゝではたゞ必要な統計を掲げるだけに止める。

一、國營四品の購入 (附圖、六参照)

國營四品の購入において列國がいかなる役割を演じてゐるかについては、西南の主要港九龍、廣東、汕頭、蒙自、拱北、梧州、寧波、温州の八港について調査した次の表がこれを示してゐる――

第二十八表 國營四品の國別輸出 (一九三八年)

品名	國名	金額 (元)	%
桐	香	二九、五七八、四一〇	八三
	米	五四〇、三四〇	〇・二
油	獨	三一四、八五一	〇・九
	英	六六六、九三四	二
	港		
	逸		

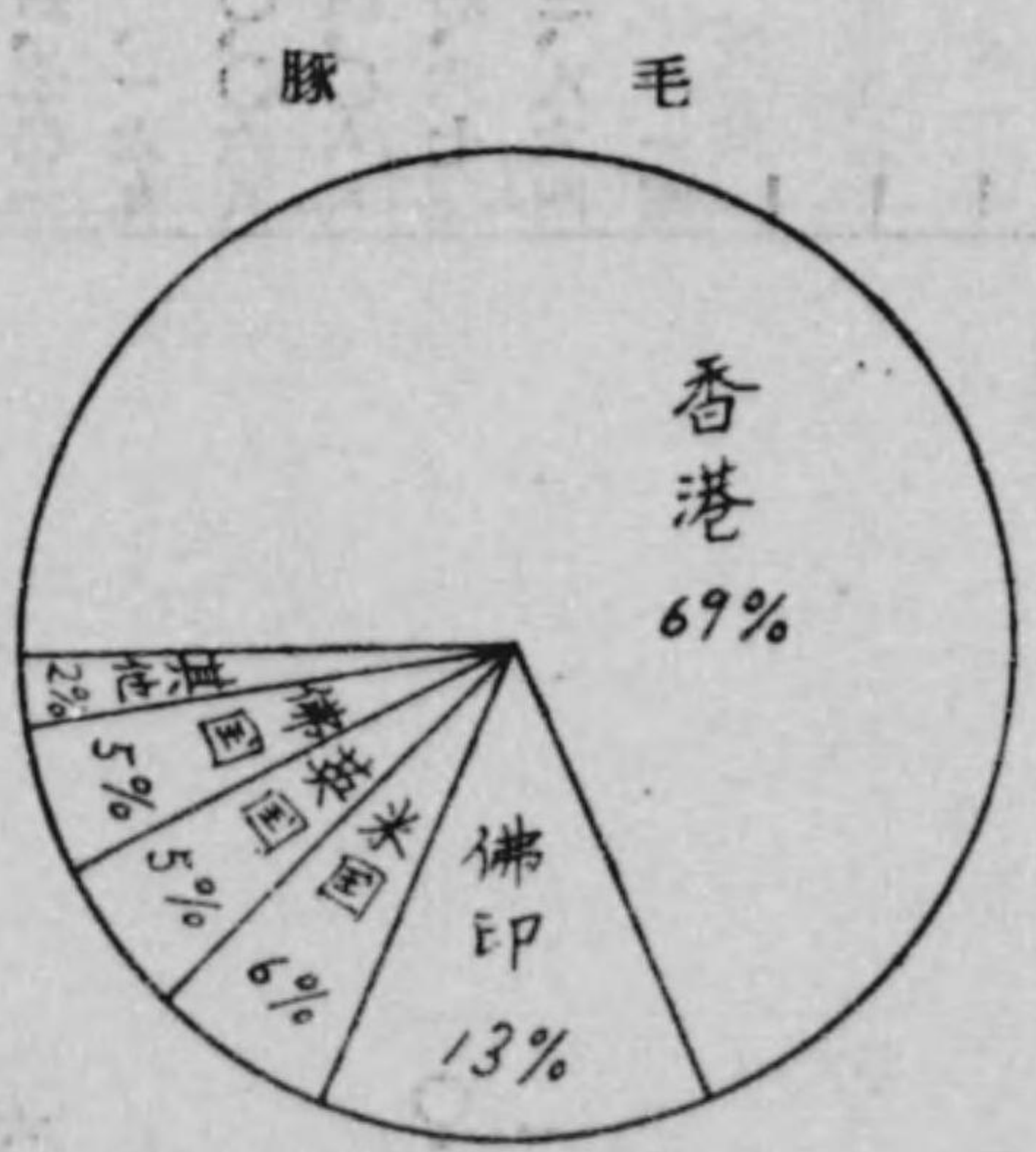
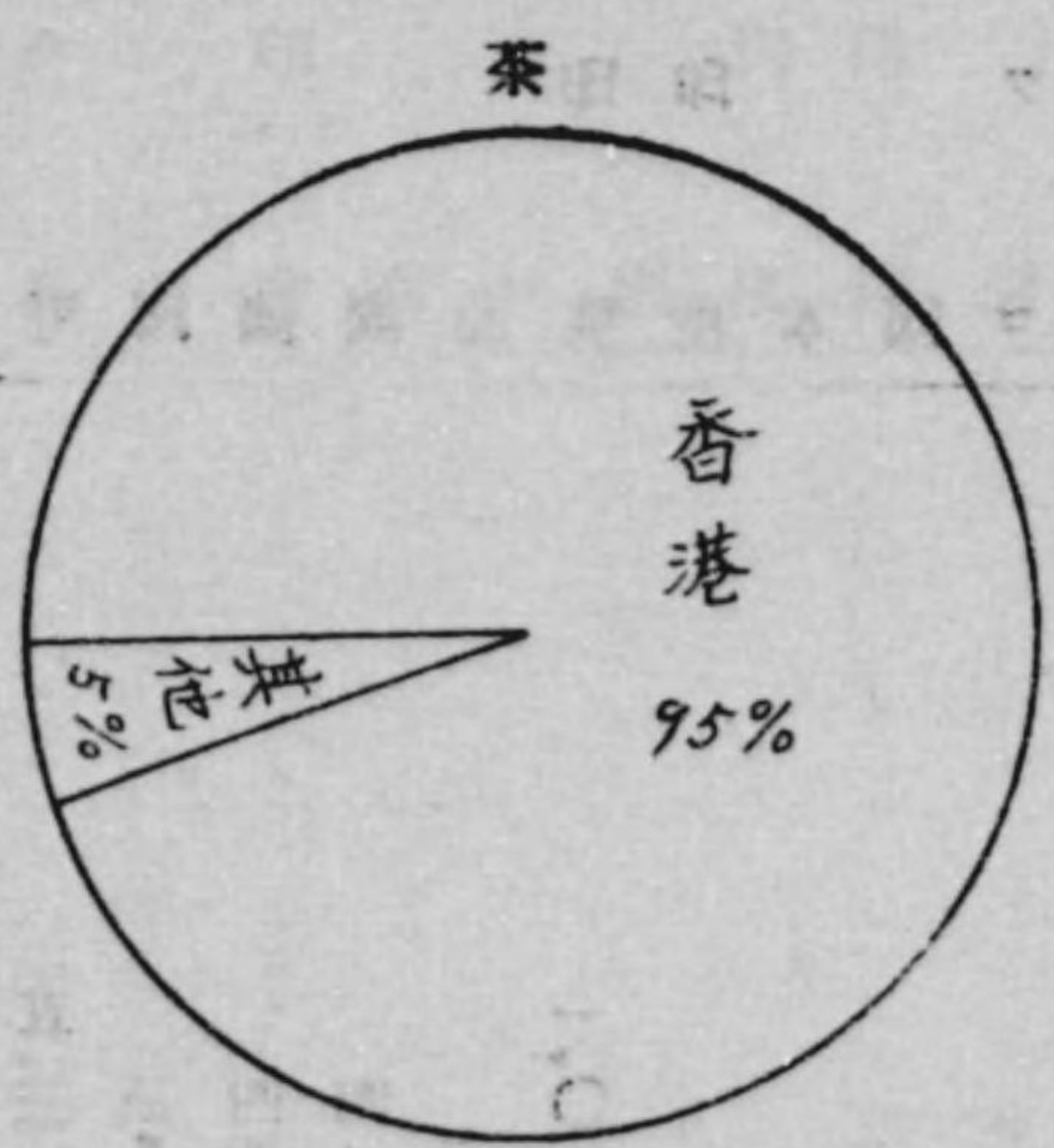
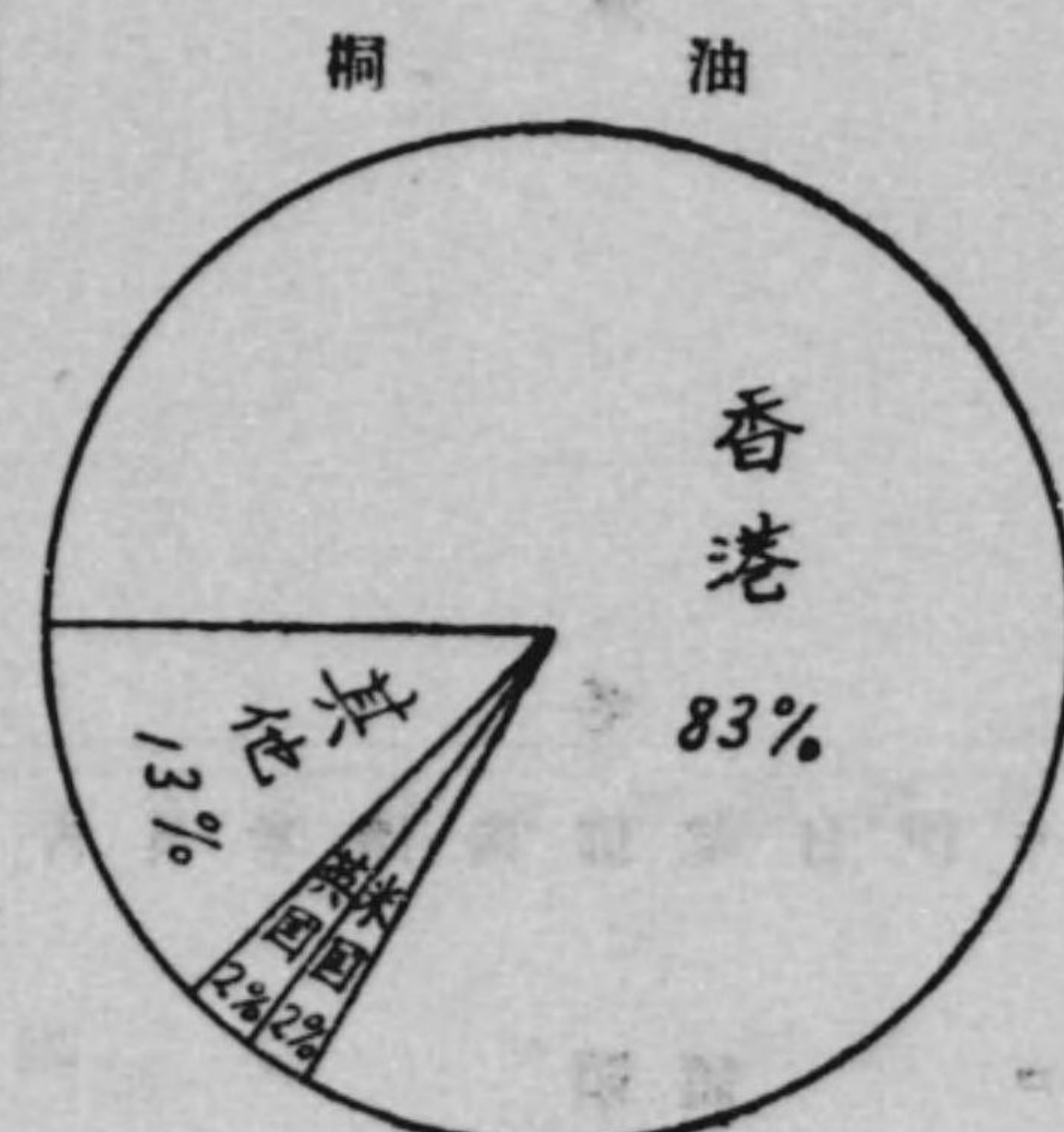
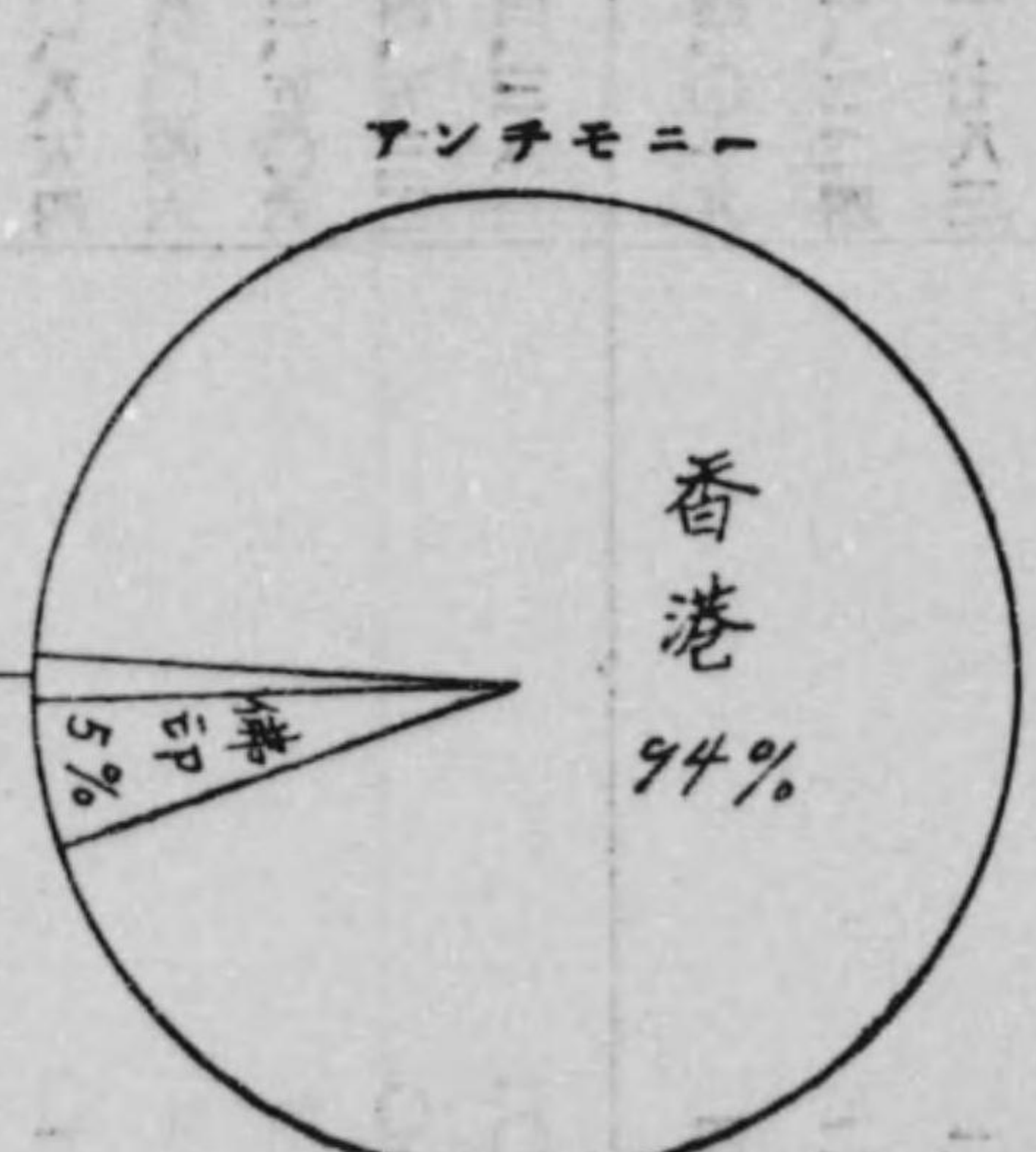
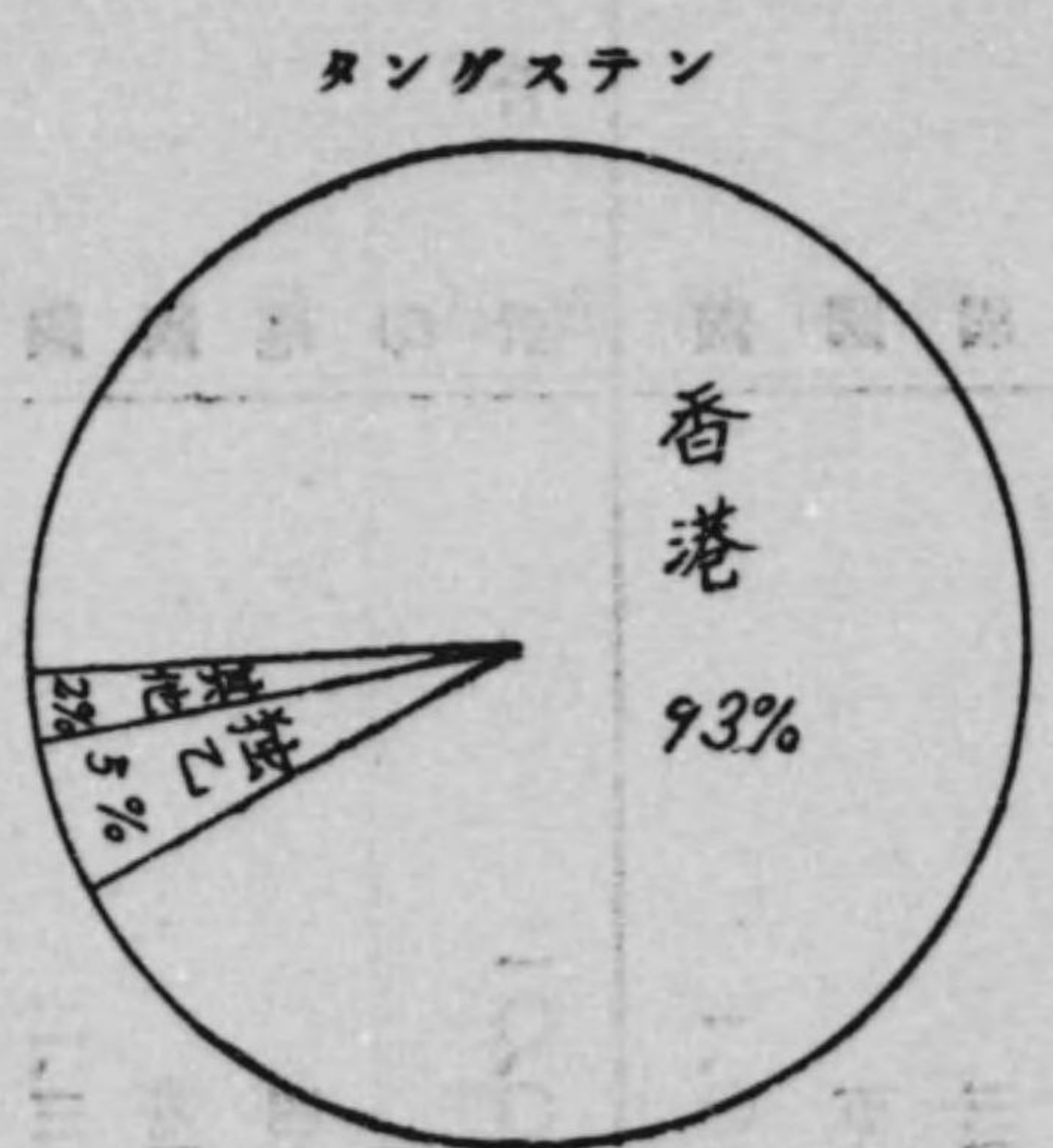
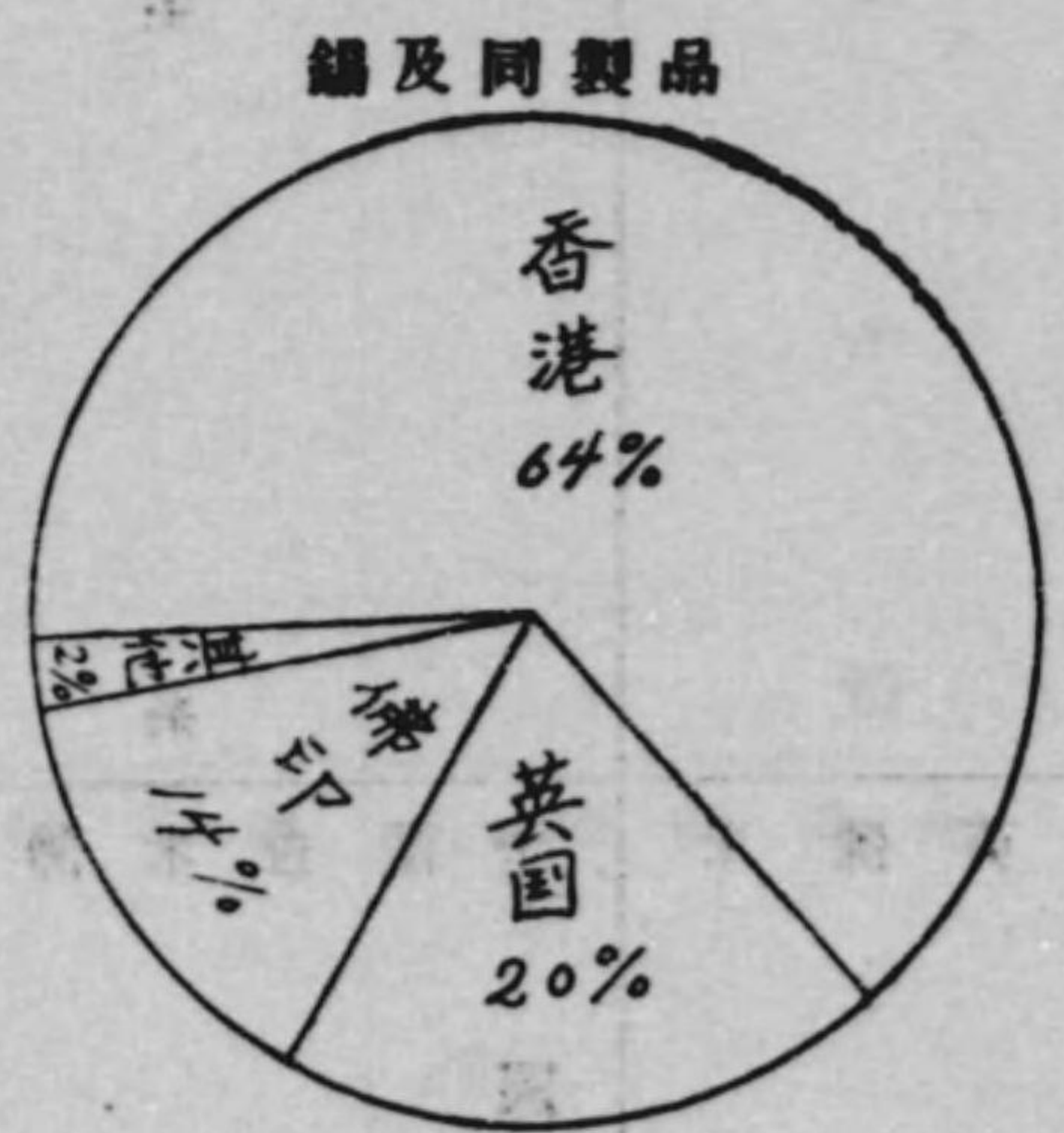
品名	名國	金額(元)	%
皮及革	香港	一、八八〇、八三六	八七
	獨逸	一一五、九二〇	
	佛蘭	二九、四六四	
	英國	二、九三一	
印	英國	三九、〇三九	〇一
	印度		

第二十九表 國營四品以外の敵貨の國別輸出 (一九三八年)

注意 調査年度は一九三八年、調査海關は九龍、廣東、汕頭、蒙自、拱北、梧州、寧波、温州の八港

(一) 國營四品以外の敵貨購入 (附圖、七参照)

國營四品以外の敵貨購入についてはこれも亦前記は港に關する次の調査をみれば明かである――



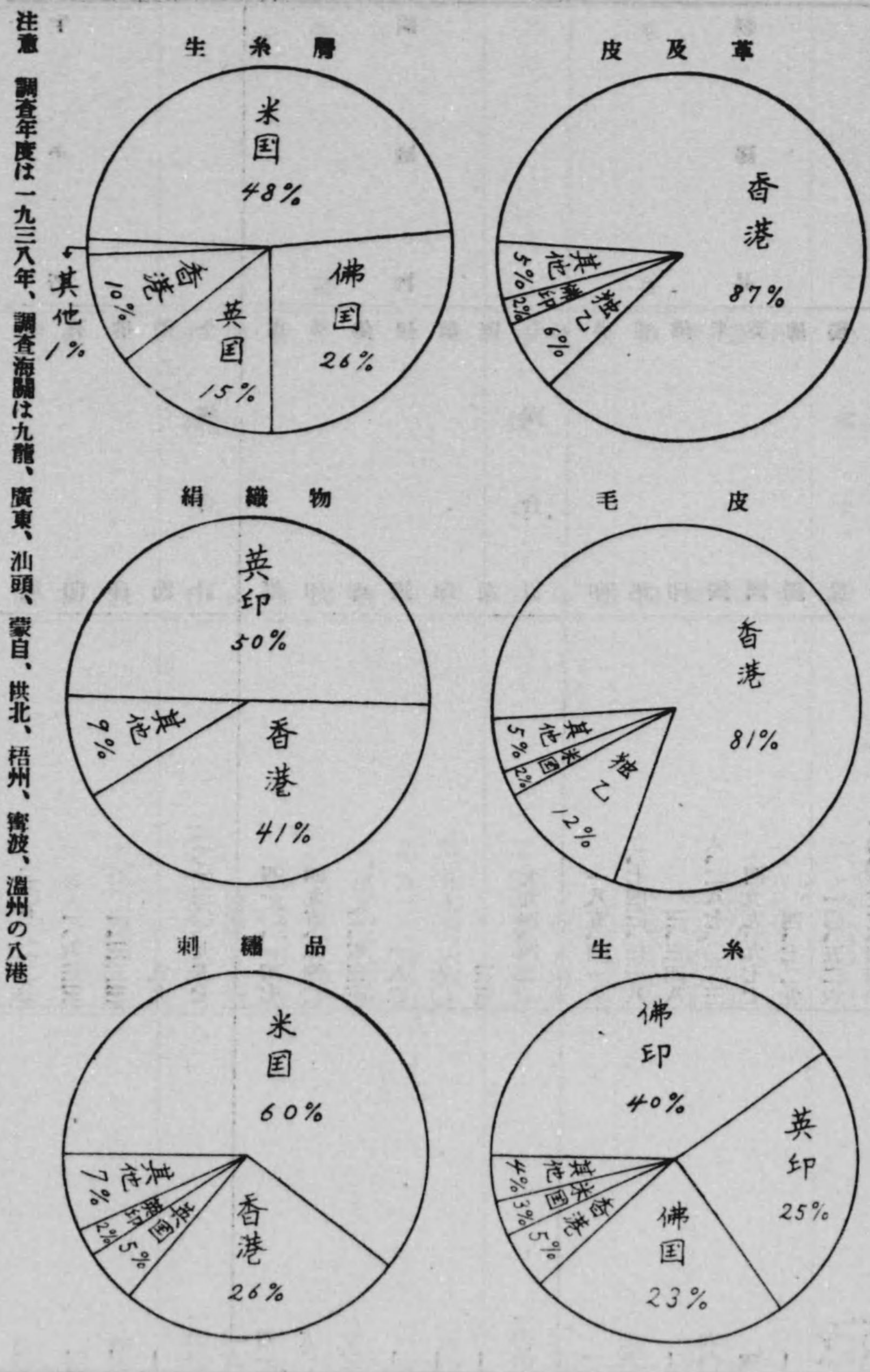
附圖六、抗日支那の輸出に於ける列國の比重

品名	名國	金額(元)	%
ア	香港	四六、九二四、六〇六	九三
	獨逸	二、五八〇、七六九	
	佛蘭	二九二、七七八	
	英國	二八八、〇七六	
ン	香港	二四四、五一八	〇六
	獨逸	五〇、四一四、四八一	
	佛蘭	五、三九八、一〇二	
	英國	一九、三〇四	
チ	香港	一〇、〇〇〇	〇〇
	獨逸	四、七一〇	
	佛蘭	二六二、九八六	
	英國	五、七一五、〇一〇	
モ	香港	一〇、〇〇〇	〇〇
	獨逸	一〇、〇〇〇	
	佛蘭	一〇、〇〇〇	
	英國	一〇、〇〇〇	
ニ	香港	一〇、〇〇〇	〇〇
	獨逸	一〇、〇〇〇	
	佛蘭	一〇、〇〇〇	
	英國	一〇、〇〇〇	

刺繡品					絹織物					生糸屑					
全	獨	佛	英	米	全	獨	佛	佛	英	香	全	獨	佛	英	香
國					國					國					
合					合					合					
計					計					計					
逸國國國印港印					逸印國印印港					逸印印港					
10,433,440	1,052,600	4,729,977	6,287,023	2,743,318	994,422	60	162	2,533	495,242	410,147	2,130,957	99	1,333	1,633	117,110
100	0	5	6	26	0	0	0	0	5	4	0	0	0	0	0

生糸			毛皮					全日				
英	佛	米	全	獨	佛	佛	英	米	獨	香	全	日
國			國					國				
合			合					合				
計			計					計				
國國國			計印港國國印印					計印國國國逸港		計本		
331,783	561,224	1,024,019	1,006,438	44,533	493,506	338,046	2,350,854	2,511,380	3,979,641	2,067,130	2,161,093	
16	26	48	0	4	5	3	23	25	40	0	0	

附圖七、抗日支那の輸出に於ける列國の比重



第六章 結 び

我々は以上五章に亘つて列國對支援助の容内を検討したが、最後にこれまで述べて来たことを結論的に要約しておかう。列國の對支援助には二つの面がある。一つは列國が直接支那を援助する面であり、他は支那の敵である日本を牽制することによつて間接にこれを援助する面である。我々の研究の示すところによれば、今この二つの面は次のやうな相貌を呈してゐる。

一、支那に對する直接的援助

これには次の三つの面があるからその各々について考へてみる必要がある——

(イ) 物資の供給

列國の支那に對する武器、彈藥、飛行機その他の諸物資の供給は、自分自身の有力な工業をもたない抗日支那にとつて極めて重要な意義をもつものであるが、その量は一般に傳へられてゐるほど大きなものではない。列國の我方に對する物資の供給に比すればその量は遙かに小つぽけなものである。しかも、この小つぽけな外援も歐洲戰爭の擴大と我方の支那に對する封鎖の強化によつて益々局限されようとしてゐる。最近では米國からの物資の供給でさへ、杜絶の一步手前である。これに反してソ聯の支那の抗戦にとつての重要性はこれまでになく昂まらうとしてゐる。しかし、ソ聯の支那に對する物資の供給が今後どの程度に増大するかは次の二つの問題の解決の仕方如何に懸つてゐる。

- (一) 國民黨が共產黨にどの程度に讓歩するか？
- (二) 西北ルートの輸送力がどの程度に強化されるか？

後者の問題は各種の自然的條件と共に前者の問題がいかにか解決されるかに懸つてゐる。これは技術的問題であると同時に

深刻な階級問題である。

(ロ) 財政的援助

この方もソ聯の財政的援助を除けば餘り望みがない。歐洲の交戦國は問題にならないし、米國は援蔣ルートの封鎖によつて財政的援助を與へたくとも與へ得なくなりつゝある。

(ハ) 敵貨購買

援蔣ルートの開塞、狹隘化につれて列國の敵貨購入は漸次困難になりつゝある。しかし、香港にしても、ビルマ・ルートにしても支那土産の輸出については制限がないのであるから、この方からまだ輸出はつゞけられてゐる筈である。それにしても日本の封鎖が強化されてくれば今後さうしたことも漸次困難になるであらうから、後に残るものは支那の沿岸地方に無数に散在する毛細管的水路と、西北ルートがあるのみである。こゝにおいても亦ソ聯の比重は壓倒的に強くなりつゝある。

二、支那に對する間接的援助

列國の日本に對する牽制も亦漸次困難になりつゝある。

(イ) 白、蘭、佛本國の敗戦はこれらの國の東洋における立場を弱め、日本を牽制するどころか逆に日本のために牽制される状態となつた。

(ロ) 英國の立場も亦著しく弱められた。獨逸との決戦を前にしてこの國は極力日本との摩擦を避けようとしてゐる。そのため日本を牽制して支那の抗戦を助けるどころか、逆に香港、ビルマ・ルートの期限閉鎖によつて支那を脅し、重慶政府部内の和平氣分を煽らんとしてゐる。

(ハ) 米國はまだ支那の抗戦を援助する意思を抛棄してゐない。屑鐵及び石油に關する許可制の採用や、米海軍主力の太平洋無期限滯留聲明は我方を目指した牽制のゼスチャー以外の何ものでもない。しかし、英獨決戦の歸趨如何は太平洋にお

ける米國の行動を牽制する大きな力となつてゐる。徹底反日は今日の米國にとつて不可能な課題である。

(ニ) ソ聯は一方においては獨逸に對して備へるために、他方においては東洋における日本對英米の對立激化を促進するために我方との國交調整を希望してゐる。日本との國交調整は後方を安全にすることによつて獨逸に對する備へを強化することが出来るし、又日本の南進を容易にすることによつて資本主義列強間の對立を激化させることが出来る。これはソ聯の極東防備を安全にし、經濟建設を進めるのに役立つ。

しかし、ソ聯の對日友好政策は決してソ聯の對支援助を阻止するものではない。この方は今後積極化することはあつても消極化することは絶対にないと思はれる。日本の支那に對する封鎖の強化は、ソ聯の對支政策に對して積極化のための絶好のチャンスと與へたものと云へる。ソ聯がかうしたチャンスを利用して萬全の策を講ずるであらうことは云ふまでもない。

(ホ) 最後に國民黨の一部に獨逸に對する期待が若干生じつゝあることも亦看過してはならない。これは目下のところ抗日戦のために獨逸が白、蘭、佛戦線において鹵獲した武器の讓渡を受けることが目標となつてゐるやうであるが、國民黨の現在おかれてゐる微妙な階級的立場から云へば、今後歐洲戦局の展開如何によつては獨逸を仲介とする和平運動に轉換する可能性なしとしない。しかし、今はまだ抗日のための親獨である。

附

録

(金額を中心として見たる列國の援蔣狀況)

輸

入 (金單位)

順位	國名	一九三七年	國名	一九三八年	(二四港)	國名	一九三九年	(一八港)
一	英帝國	一八五三,五四三	米 (比島を含む)	二七五,三四五	三三%	米	二五九,九八三	三〇%
二	獨逸 (比島を含む)	一六六八,二七五	獨逸 (比島を含む)	二六五,四〇四	二二%	和蘭	七四六,八七八	一五%
三	佛國	一五五八,五五五	英帝國	三二四,七〇六	一七%	英帝國	六八〇,一一〇	一四%
四	佛蘭西	一三二六,三三二	佛蘭西	九八三,二六三	八%	獨逸	五四三,八九七	一一%
五	和蘭	一〇三三,四三九	和蘭	八九二,七八八	七%	香港	五二四,九三三	一一%
六	香港	四〇七,一三九	伊太利	五九九,九六九	五%	佛蘭西	四〇三,九一三	八%
七	白耳義	二五八,五四二	白耳義	五四九,一六六	四%	白耳義	四六八,二七一	一%
八	伊太利	六九八,八六六	伊太利	四三〇,九五七	三%	伊太利	三七九,九九	〇.八%
九	小計	一七〇〇	小計	二二九,二六四	二%	小計	八四三	〇.三%
小計	八,七三七九	小計	一,二三四,〇〇〇	八九%	小計	四,四三九,五三〇	九〇%	
			二四港總計	二,六〇二,五三三	一〇〇%	一八港總計	四,八六六,七三四	一〇〇%

内

譯

國名	一九三七年 (二四港)	一九三八年 (二四港)	一九三九年 (一八港)
米	一六四〇,八九〇	二七二,八三三	一三三,四七四
イギリス	一七三,八六五	一,一〇〇,〇一一	三,五一一〇
計	一六六八,二七五	二,七五二,四一五	一,三三九,九八三

英	英	英	英	英	海峽殖民地及馬來聯邦	英領婆羅	佛	佛	香	獨	伊	和	關	白	佛
英	英	英	英	英	英	英	佛	佛	香	獨	伊	和	關	白	佛
帝	本	奈	印	度	邦	邦	帝	帝	國	國	國	國	國	國	國
國	國	洲	陀	度	邦	邦	印	印	國	國	國	國	國	國	國
一八六二,五四三	一〇六九,六八八	一〇,五七,八七五	九,三六,二八九	六,六一,二九二	一,三二,四六六	二,五三,九二八	三,三六,四二九	四,〇七,一五八	二,一七,六三三	九,七二,四九九	二,五,五八,五五五	六,一九,八六八	一,三〇〇	八,二二,〇七五	九,五二,一五五
三二,四三,七〇六	三三,五〇,一五三	一,七六,〇,八〇〇	一,〇一,九七二	六,四三,三三四	一,四四,三八六	九,五,九四三	四,七三,二九二	五,四九,一六三	九,八三,三六三	四,〇〇,一〇〇	二,六,五,四六,〇三三	五,九二,九六九	二,三九,九二六	七,〇七,七三三	八,三〇,〇三三
六,八〇,一一〇	二,九〇,九二〇	四,一六,八七五	四,一七,七二五	一,二七,二九六	八,九一,四四七	一,三二,一九	七,八〇,二七六	五,二四,九三七	四,〇九,三九二	三,〇八,三七五	五,四〇,三八七	三,七,七九九	八,四三	七,一一,一五五	七,四四,六七八
一〇,二四,一五八	四,六八,七二一	一,〇二,四一五	一,〇二,四一五	一,〇二,四一五	一,〇二,四一五	一,〇二,四一五	一,〇二,四一五	一,〇二,四一五	一,〇二,四一五	一,〇二,四一五	一,〇二,四一五	一,〇二,四一五	一,〇二,四一五	一,〇二,四一五	一,〇二,四一五

非占領地海關(金單位)

一九三八年(二四港)

一九三九年(一八港)

重慶	萬縣	宜昌	沙市	長沙	寧波	溫州	福州	汕頭	廣州	九龍	拱北	江門	梧州	南寧	雷州	瓊州
重慶	萬縣	宜昌	沙市	長沙	寧波	溫州	福州	汕頭	廣州	九龍	拱北	江門	梧州	南寧	雷州	瓊州
重慶	萬縣	宜昌	沙市	長沙	寧波	溫州	福州	汕頭	廣州	九龍	拱北	江門	梧州	南寧	雷州	瓊州
一,五,四六八	三,二七	六,三三	三,〇	二,七二	五,八八〇	八,〇〇七	一,〇,一〇	二,九〇七	一,六〇,一三七	三,五〇,一七	三,五〇,一七	一,五八,九二五	一,六〇,一〇〇	一,七〇,〇〇	二,二二,一九	一,三二,一九
重慶	萬縣	宜昌	沙市	長沙	寧波	溫州	福州	汕頭	廣州	九龍	拱北	江門	梧州	南寧	雷州	瓊州
重慶	萬縣	宜昌	沙市	長沙	寧波	溫州	福州	汕頭	廣州	九龍	拱北	江門	梧州	南寧	雷州	瓊州
四,八,六二八	一〇,九	四,九六	二,八四二	〇,三三	六,〇,〇	一,四,四式	二,八〇,四八	七,〇,五二	一〇,六,〇,六〇	八,一九六	二,一九七	六,一,三六八	八,八六五	一,四,六五	八,八七	一,五,〇,一五
四,八,六二八	一〇,九	四,九六	二,八四二	〇,三三	六,〇,〇	一,四,四式	二,八〇,四八	七,〇,五二	一〇,六,〇,六〇	八,一九六	二,一九七	六,一,三六八	八,八六五	一,四,六五	八,八七	一,五,〇,一五

萬 重	海 關 名	フ イ リ ツ ピ ン (金單位)		
		一 九 三 七 年	一 九 三 八 年	一 九 三 九 年
一	總 計	14,800,890 (1937年)	17,800,779 (1938年)	18,592,718 (1939年)
	龍 北 門 水 州 寧 州 南 州 瓊 州 北 州 蒙 州 思 州 勝 州	8,178,887 8,071,474 1,896,188 3,100,111 3,220,501 311 1,441,818 3,349,942 110,158 7,457 7,000,890 10,982 5,027	17,800,779 16,874,818 3,559,677 7,488,111 8,552,718 771,811 8,552,718 8,552,718 8,552,718 8,552,718 8,552,718 8,552,718 8,552,718	(1937年) 11,041,511 11,041,511 11,041,511 11,041,511 11,041,511 11,041,511 11,041,511 11,041,511 11,041,511 11,041,511 11,041,511 11,041,511

萬 重	海 關 名	米 國 (金單位)		
		一 九 三 七 年 (二四港)	一 九 三 八 年 (二四港)	一 九 三 九 年 (一八港)
一	都 計	22,015,700	17,017,808	17,017,808 (1937年)
	重 慶 縣 昌 市 沙 市 長 寧 溫 州 三 州 福 州 汕 頭 廣 州	2,000,000 1,000,000 700,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000	17,017,808 16,874,818 3,559,677 7,488,111 8,552,718 771,811 8,552,718 8,552,718 8,552,718 8,552,718 8,552,718 8,552,718	(1937年) 11,041,511 11,041,511 11,041,511 11,041,511 11,041,511 11,041,511 11,041,511 11,041,511 11,041,511 11,041,511 11,041,511 11,041,511

海關名	一九三七	一九三八	一九三九
重慶	1,175,531	1,810,000	4,144,000
萬縣	231,111	18,000	1,211,000
宜昌	120,000	85,000	2,158,000
沙市	88,233	218,000	1,700,000
長沙	69,173	113,000	2,156,000
寧波	57,000	28,177	2,499,000
溫州	16,700	91,826	1,183,000
福州	29,242	85,598	1,061,000
汕頭	225,500	809,127	1,217,000
廣東	3,120,113	3,706,655	5,666,500
廣西	1,117,777	3,030,157	3,186,812
九龍	820,000	3,758,244	3,972,712
香港	665,500	259,998	583,255
拱北	111,100	61,223	311,810

英 本 國 (金單位)

一 總 勝	計 計 越
3,476,650	1,160,031
(8,057)	(1,140,823)
3,557,800	3,557,100

海關名	一九三七	一九三八	一九三九
重慶	1,175,531	1,810,000	4,144,000
萬縣	231,111	18,000	1,211,000
宜昌	120,000	85,000	2,158,000
沙市	88,233	218,000	1,700,000
長沙	69,173	113,000	2,156,000
寧波	57,000	28,177	2,499,000
溫州	16,700	91,826	1,183,000
福州	29,242	85,598	1,061,000
汕頭	225,500	809,127	1,217,000
廣東	3,120,113	3,706,655	5,666,500
廣西	1,117,777	3,030,157	3,186,812
九龍	820,000	3,758,244	3,972,712
香港	665,500	259,998	583,255
拱北	111,100	61,223	311,810

海關名	一九三七年	一九三八年	一九三九年
重慶	11,000	11,000	11,000
宜昌	1,000	1,000	1,000
沙市	1,000	1,000	1,000
長沙	1,000	1,000	1,000
寧波	1,000	1,000	1,000
溫州	1,000	1,000	1,000
福州	1,000	1,000	1,000
汕頭	1,000	1,000	1,000
建寧	1,000	1,000	1,000
九龍	1,000	1,000	1,000
拱北	1,000	1,000	1,000
江門	1,000	1,000	1,000
梧州	1,000	1,000	1,000
南寧	1,000	1,000	1,000
雷州	1,000	1,000	1,000
總計	11,000	11,000	11,000

海關名	一九三七年	一九三八年	一九三九年
重慶	1,000	1,000	1,000
宜昌	1,000	1,000	1,000
沙市	1,000	1,000	1,000
長沙	1,000	1,000	1,000
寧波	1,000	1,000	1,000
溫州	1,000	1,000	1,000
福州	1,000	1,000	1,000
汕頭	1,000	1,000	1,000
建寧	1,000	1,000	1,000
九龍	1,000	1,000	1,000
拱北	1,000	1,000	1,000
江門	1,000	1,000	1,000
梧州	1,000	1,000	1,000
南寧	1,000	1,000	1,000
雷州	1,000	1,000	1,000
總計	11,000	11,000	11,000

海關名	一九三七年	一九三八年	一九三九年
重慶	1,000	1,000	1,000
宜昌	1,000	1,000	1,000
沙市	1,000	1,000	1,000
長沙	1,000	1,000	1,000
寧波	1,000	1,000	1,000
溫州	1,000	1,000	1,000
福州	1,000	1,000	1,000
汕頭	1,000	1,000	1,000
建寧	1,000	1,000	1,000
九龍	1,000	1,000	1,000
拱北	1,000	1,000	1,000
江門	1,000	1,000	1,000
梧州	1,000	1,000	1,000
南寧	1,000	1,000	1,000
雷州	1,000	1,000	1,000
總計	11,000	11,000	11,000

海關名	一九三七年	一九三八年	一九三九年
重慶	1,250	3,500	5,000
宜昌	1,200	1,000	1,000
沙市	1,000	1,000	1,000
萬縣	1,000	1,000	1,000
宜都	1,000	1,000	1,000
總計	5,450	7,500	9,000

海關名	一九三七年	一九三八年	一九三九年
重慶	1,250	3,500	5,000
宜昌	1,200	1,000	1,000
沙市	1,000	1,000	1,000
萬縣	1,000	1,000	1,000
宜都	1,000	1,000	1,000
總計	5,450	7,500	9,000

海關名	一九三七年	一九三八年	一九三九年
重慶	1,250	3,500	5,000
宜昌	1,200	1,000	1,000
沙市	1,000	1,000	1,000
萬縣	1,000	1,000	1,000
宜都	1,000	1,000	1,000
總計	5,450	7,500	9,000

香 港 (金單位)

海關名	一九三七年			一九三八年			一九三九年								
	重慶	萬縣	宜昌	沙市	長沙	濟南	溫州	福州	汕頭	廣州	九龍	拱北	江門	梧州	南寧
重慶	53,400	1,100	5,900	50,100	2,600	5,900	59,100	1,100	5,900	53,400	1,100	5,900	53,400	1,100	5,900
萬縣	1,100	5,900	5,900	1,100	5,900	5,900	1,100	5,900	1,100	5,900	1,100	5,900	1,100	5,900	1,100
宜昌	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
沙市	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
長沙	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
濟南	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
溫州	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
福州	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
汕頭	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
廣州	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
九龍	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
拱北	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
江門	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
梧州	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
南寧	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
雷州	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900

附錄

海關名	一九三七年			一九三八年			一九三九年							
	長寧	寧波	沙市	溫州	福州	汕頭	廣州	九龍	拱北	江門	梧州	南寧	雷州	總計
長寧	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
寧波	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
沙市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
溫州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
福州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
汕頭	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
廣州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
九龍	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
拱北	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
江門	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
梧州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
南寧	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
雷州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
總計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

附錄

重慶	海關名	佛印 (金單位)	
		一九三七年	一九三八年
汕頭	汕頭	△二八四	△二七二
廣東	東莞	1,000,214	1,890,011
九龍	龍北	八七四,八五〇	四七四,九五〇
拱北	北門	四一一	七四九
江門	水門	八九九	一五,四六
梧州	梧州	一四八	五四
南寧	南寧	二六,八〇五	五六,八五
雷州	州州	五	
瓊州	州州	二,一〇四	七,二八四
北龍	州州	七九六	三,七九八
蒙州	州州	一,五三七	九六
思州	州州	八八八	一四,三八
騰越	州州	1,006,298	七,二二四
總計	總計	(1,503,186)	(2,119,481)

重慶	海關名	佛本國 (金單位)	
		一九三七年	一九三八年
重慶	重慶	100,843	四八三
萬縣	萬縣	一六	10K
宜昌	宜昌	1,011	1,780
沙市	沙市	三五	五七
長沙	長沙		五〇八
濟南	濟南		三九
溫州	溫州		二,四七
福州	福州	二,一八五	二,四七

瓊州	海關名	佛本國 (金單位)	
		一九三七年	一九三八年
瓊州	瓊州	1,744,6	三,九二四
北海	北海	六四,八三五	五,一六〇
龍州	龍州	一〇	10K
蒙州	蒙州	八,三四四	三,九五一
思州	思州	三,九六六	八四四
騰越	騰越	三,九六六	三,九六六
總計	總計	(1,108,868)	(1,371,774)

一	總	騰	思	蒙	龍	北	瓊	雷	南	梧	三	江	拱	九	廣	汕	福	三	溫	寧	長
計	計	越	茅	自	州	海	州	州	寧	州	水	門	北	龍	東	頭	州	瓊	州	波	沙
(一九三三)	六九八八	六四三	四	八〇八	七	八六五	一〇	一三三	一三一	五二七	二五九	五三三	二八七	二九六	二二〇	三	一八四	一六			
(一九三〇)	五九九九	五四三		九	三	二九一	一三〇	二〇	一〇	一〇	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	九〇			一八〇七	四二九	二九五	(三八五)	五九七一	(一)	(一)	四三〇	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)

沙	宜	萬	重	海	關	名	伊	太	利	(金單位)								
市	昌	縣	慶	一	九	三	七	年	一	九	三	八	年	一	九	三	九	年
一	總	騰	思	蒙	龍	北	瓊	雷	南	梧	三	江						
計	計	越	茅	自	州	海	州	州	寧	州	水	門						
(一九三三)	一五五八五五	一七五九	九四一	五五一九三	一六	二七二八九	八五三七七	九四五四九	二四〇	一四九〇三	五二八六〇	一〇〇三〇〇						
(一九三七)	二六五四〇四	一三一九九	一〇三〇四	二二一九九	一五七五五	二五七六九	七五二〇五	一四七三〇	二四九	九〇三八三	二六〇七	一〇二一四						
	五四〇三八七	三三六三	二七六三	一五六三四	二〇五九三	一六九八七	(三三九九)	五四九七六	二七三五	六四六六	(一)	(一〇六七)						

重慶	萬宜	沙市	長沙	寧波	溫州	福州	三都	福州
11,179	71	119	673	5	852			
1,077	10	37	88	225	3	575		
3,431			2					

和蘭 (金單位)

瓊北	龍州	蒙自	思茅	騰越	總計
					1,000
					11,807,868
					843

重慶	宜沙	長沙	寧波	溫州	福州	汕頭	廣東	九龍	拱北	江門	梧州	南寧
743												

萬宜沙長寧溫三福州汕廣九拱江三水梧州南雷瓊北龍	昌市沙波州頭東龍北門水寧州海州自	縣昌市沙波州頭東龍北門水寧州海州自
180	813	180
623	1237	623
530	530	530
184	184	184
476	476	476
584	584	584
1124	1124	1124
1050	1050	1050
250	250	250
1068	1068	1068
488	488	488
320	320	320
11091	11091	11091
2636	2636	2636
9150	9150	9150
10	10	10
4948	4948	4948

重慶	蘭印 (金單位)	汕頭東龍北門水寧州海州自	瓊北龍東龍北門水寧州海州自	梧州南雷瓊北龍	江三水梧州南雷瓊北龍	拱江三水梧州南雷瓊北龍	九拱江三水梧州南雷瓊北龍	廣九拱江三水梧州南雷瓊北龍	汕廣九拱江三水梧州南雷瓊北龍	福州汕廣九拱江三水梧州南雷瓊北龍	溫三福州汕廣九拱江三水梧州南雷瓊北龍	寧州海州自	昌市沙波州頭東龍北門水寧州海州自
1937	1938	1939	1939	1939	1939	1939	1939	1939	1939	1939	1939	1939	1939
7500	3500	7500	3500	7500	3500	7500	3500	7500	3500	7500	3500	7500	3500

蒙自の十一港

附
録

輸入品類別	米 國	フィリ ッピン	白耳義	ソビエ ト聯邦
1. 生地綿織物	3,258	-	-	-
2. 漂白及染色綿織物	26,396	-	-	-
3. 捺染綿織物	1,192	-	-	-
4. 雑綿織物	1,257	-	-	-
5. 棉花及其他綿製品	21,027	-	949	-
6. 亞麻、苧麻、大麻、黃麻 及同製品	13,334	56,13	14,556	-
7. 毛及同製品	2,695	-	363	-
8. 絹及同製品	6,077	-	6	-
9. 鑛石	-	-	-	-
10. 金 屬	1,138,468	-	826,520	36
11. 金 屬 器	44,124	-	340	-
12. 機 械 及 工 具	511,863	93	7,193	-
13. 車 輛 及 船 舶	4,540,646	-	547,360	(1,904)
14. 其 他 金 屬 製 品	771,692	1,28	318,549	-
15. 漁獲物及海産物	42,836	60	60	-
16. 肉製品、罐詰類及其他食 料品	176,318	5,30	1,047	-
17. 穀物、果實、藥材、種子 香味料及蔬菜	162,853	1,13	576	13
18. 砂 糖	57,234	13,00	178	-
19. 酒 類 及 諸 飲 料	751	-	-	13
20. 煙 草	100,136	17	-	-
21. 化 學 製 品 及 藥 劑	1,858,002	5	284,707	13,783
22. 染料、顔料、塗料及グア ニンス	355,985	1,03	14,251	1,194
23. 蠟、石鹼、油脂蠟ゴム 及樹脂	10,039,186	16	1,473	-
24. 書籍、地圖、紙及ピウツ ド、パルプ	328,716	2	9,589	-
25. 皮革、毛皮及同製品	21,165	1,05	36	-
26. 骨、羽毛、毛髪、角、貝殻 筋子類及同製品	10,223	-	-	-
27. 木 材	782,674	35	-	-
28. 木、竹、藤、椰子、藥及 製品	14,402	118,05	-	-
29. 石炭、燃料、瀝青及タール	13,942	-	6	-
30. 磁器、瑠璃器及硝子類	8,016	-	123,829	4
31. 石、土、及 同 製 品	9,726	74	459	-
32. 雜 品	5,800,986	3,49	1,974,561	2,379,717

蔣政權に對する列國の供給物資 1938年現在 (金單位)

調査年度は1938年、調査海關は長沙、重慶、寧波、温州、福州、汕頭、廣東、九龍、拱北、梧州、蒙自の十一港

附

録

輸入品類別	米國	フィリッピン	獨逸	英本國	ビルマ	暹羅	加奈陀	英領印度	英領北ボルネオ	南阿聯邦	香港	佛本國	佛領印度	和蘭	蘭領印度	伊太利	白耳義	ソビエト聯邦	
1. 生地綿織物	3,258	—	11	640,620	—	—	—	39	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	
2. 漂白及染色綿織物	26,396	—	607	120,283	—	—	—	116	—	—	863	12,193	24	1,168	—	41	—	—	
3. 捺染綿織物	1,192	—	68	748	—	6	—	—	—	—	160	10	—	14	—	—	—	—	
4. 雜綿織物	1,257	—	1,286	9,516	—	8	—	—	—	—	6,119	78	92	—	—	—	—	—	
5. 棉花及其他綿製品	21,027	—	283,468	476,871	283,188	82	7	104	156,908	—	79,254	50,284	22,032	262	—	143	949	—	
6. 亞麻、苧麻、大麻、黃麻及同製品	13,394	56,134	2,104	2,350,352	—	1,740	—	132,658	—	—	28,645	17,678	5,034	1,409	—	13,464	14,556	—	
7. 毛及同製品	2,695	—	14,748	131,044	—	18	29,514	9	339	—	12,979	6,672	122	379	—	16,124	363	—	
8. 絹及同製品	6,077	—	—	4,002	—	—	—	126	142	—	7,596	960	31	767	—	4,615	6	—	
9. 鑽石	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	73	—	—	—	—	—	—	—	
10. 金屬	1,138,468	223,075,188	1,677,968	647	22,454	2,193	101,081	4,911	—	84	309,355	480,912	7,756	5,230	—	1,751	826,520	36	
11. 金屬器	44,124	—	165,977	41,293	—	165	12	76	—	97	97,862	—	804	2,116	3	818	340	—	
12. 機械及工具	511,863	950	1,682,540	896,791	—	1,343	347	1,154	—	—	98,710	38,259	2,132	5,265	109	143	7,193	—	
13. 車輛及船舶	4,540,646	—	2,021,020	419,699	11	54	—	17,991	810	—	47,912	81,072	3,420	2,332	—	322,080	547,360	(1,904)	
14. 其他金屬製品	771,692	1,286	1,416,429	232,715	—	—	64	6,966	—	—	127,427	15,593	2,468	5,274	4,831	127	318,549	—	
15. 漁獲物及海產物	42,836	667	51	546	138	157,852	2,624	12,273	302	—	65	332,438	1,124	191,870	477	31,433	—	60	
16. 肉製品、罐詰類及其他食料品	176,318	5,309	2,334	31,897	150	17,285	66,679	1,630	927	—	86,739	11,839	20,701	277,938	24,699	1,783	1,047	—	
17. 穀物、果實、藥材、種子、香料及蔬菜	162,853	1,179	13,674	603,459	3,732,984	310,352	1,024,348	315,185	56,587	—	821,793	4,714	1,987,435	1,371	36,875	6	576	13	
18. 砂糖	57,234	13,605	15,305	9,773	—	789	—	—	1,146	—	290,910	12,571	8	199	283,986	—	178	—	
19. 酒類及諸飲料	751	—	2,191	41,871	—	77	170	288	—	—	3,395	21,577	1,976	12	—	1,585	—	13	
20. 煙草	100,136	116	2	30,710	3,491	—	—	—	—	—	167,375	282	8,684	1,862	2,984	—	—	—	
21. 化學製品及藥劑	1,858,002	503,972,612	2,503,407	2,677	63,861	3,260	132,862	6,751	—	1,098	153,921	342,196	11,055	234,248	116,179	34,235	284,707	13,783	
22. 染料、顔料、塗料及ヴァニシス	355,925	1,031	1,935,700	475,883	224	97,741	2,273	2,869	1,854	—	20,882	101,566	120,532	48,130	5,673	32,637	1,553	14,251	
23. 蠟、石鹼、油脂蠟、ゴム及樹脂	10,039,186	165	68,414	317,275	—	78,474	2,242	—	8,204	—	61,257	4,654	10,521	17,597	6,694,559	—	1,473	—	
24. 書籍、地圖、紙及ビウツド、パルプ	328,716	7	1,569,821	76,738	—	3,509	13,153	146,074	84	—	106	1,051,649	149,893	2,933	92,394	1,106	53,032	9,589	
25. 皮革、毛皮及同製品	21,165	1,053	50,467	19,618	—	7,355	18,236	6,061	25	—	23,820	5,473	4,655	2,105	—	165	36	—	
26. 骨、羽毛、毛髮、角、貝殼筋子類及同製品	10,223	—	157	784	433	22,128	1,484	—	3,376	—	3,936	74,488	4	13,634	—	142	—	—	
27. 木材	782,674	355	692	129	—	21,523	17,128	39,401	6,107	—	1,098	—	30,700	—	25	—	—	—	
28. 木、竹、藤、椰子、藥及製品	14,402	118,046	386	3,790	—	209,854	110	—	807	—	31,321	15,766	13,148	184	19,101	5	—	—	
29. 石炭、燃料、瀝青及タール	13,942	—	74	12,743	—	1,048	—	—	24,044	—	37	151,457	236	372,263	957	93,546	—	6	
30. 磁器、瑛瑯器及硝子類	8,016	—	95,254	7,797	—	298	—	—	—	190	95	5,036	—	481	—	116	123,829	4	
31. 石、土、及同製品	9,726	756	10,328	20,371	—	4,206	—	—	142	—	78,366	4,859	796,000	603	6	464	459	—	
32. 雜品	5,860,986	3,472	9,564,675	1,587,384	—	337,276	1,283	85,534	4,439	—	838	501,656	4,351,071	165,456	4,443	287,052	1,469,469	1,974,561	2,379,717

梧州、蒙自の十一港)

附

録

輸出品類別	米國	フ ツ	太利	白耳義	ソ 聯
1. 動物及動物産品	677,090	—	—	231,277	—
2. 皮革及毛皮	32,609	—	—	—	—
3. 漁獲物及海産物	233	—	—	—	—
4. 豆類	—	—	—	—	—
5. 穀類及同製品	1,475	—	—	—	—
6. 植物性染料	11,102	—	—	3,332	—
7. 鮮果乾果及貯蔵果	81,069	—	—	—	—
8. 藥材及店味料	24,331	—	—	2,748	—
9. 油脂及蠟	541,442	2,961	—	4,859	—
10. 種子	11,416	—	—	—	—
11. 酒精飲料	—	—	—	—	—
12. 砂糖	—	—	—	—	—
13. 茶	152,305	2,452	—	—	4,164
14. 煙草	—	—	—	47,078	—
15. 蔬菜	47,047	—	—	—	—
16. 其他植物産品	7,766	—	—	—	—
17. 竹	106,102	6,084	—	6,180	—
18. 燃料	—	—	—	—	—
19. 藤	14,227	—	—	—	—
20. 木材、木及同製品	15,864	—	—	163	—
21. 紙	3,784	41	—	—	—
22. 紡績用纖維	1,375,552	347,353	—	209,250	—
23. 織絲、糸、粗物及編物	13,167,221	90	—	2,175	—
24. 織物	117	—	—	—	—
25. 其他紡織製品	3,072	—	—	—	—
26. 鑄石、金屬及金屬製品	531,332	11,403	—	9,431	—
27. 硝子及硝子器	3,223	—	—	—	—
28. 石、土、砂及同製品	25,876	15	—	1,440	—
29. 化學製品及化學合成品	117	—	—	—	—
30. 印刷物	1,384	5	—	—	—
31. 雜品	432,274	240	—	13,405	—

一五二ノ二

蔣政權の國別輸出 1938年現在 (單位國幣)

(調査年度は1938年、調査海關は長沙、重慶、寧波、温州、福州、汕頭、廣東、九龍、拱北、梧州、蒙自の十一港)


附
錄


輸出品類別	米國	フィリッピン	獨逸	英本國	ビルマ	海峽植民地及馬來聯邦	漳州	加奈陀	英領印度	英領北ボルネオ	南阿聯邦	香港	佛本國	佛印	和蘭	蘭印	伊太利	白耳義	ソ聯
1. 動物及動物產品	677,090	30	3,478,567	1,969,389	108	420,110	25,056	60	—	—	897	13,652,142	1,070,343	1,063,064	333,157	834	—	231,277	—
2. 皮革及毛皮	32,609	—	364,704	23,534	—	3,746	—	—	24	—	—	3,582,866	57,360	46,667	61,976	1,432	—	—	—
3. 漁獲物及海產物	233	—	—	—	2,532	223,326	—	—	—	—	—	955,974	—	9,026	—	4,321	—	—	—
4. 豆類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	672	—	—	—	—	—	—	—
5. 穀類及同製品	1,475	—	—	—	20	80	—	—	—	—	—	53,466	—	—	—	—	—	—	—
6. 植物性染料	11,102	—	70,891	—	—	8	—	—	—	—	—	620,536	65,240	164	—	17	—	3,332	—
7. 鮮果乾果及貯藏果	81,069	450	—	—	499	1,323,327	—	—	—	—	440	2,730,240	—	284,340	—	4,769	—	—	—
8. 藥材及店味料	24,331	8	12,291	7,731	13,445	77,454	—	8,157	41,117	—	3,612	4,102,690	9,417	84,045	—	9,693	—	2,748	—
9. 油脂及蠟	541,442	—	314,851	666,934	—	3,692	19,457	—	—	—	—	34,819,074	30,191	97,003	20,581	28	2,961	4,859	—
10. 種子	11,416	—	—	—	126	9,021	—	—	—	—	20	387,669	—	4,971	—	79	—	—	—
11. 酒精飲料	—	—	—	—	—	53,696	—	—	—	—	—	30,179	—	119	—	6,422	—	—	—
12. 砂糖	—	—	—	—	—	611	—	—	—	—	—	85,881	—	—	—	17	—	—	—
13. 茶	152,305	209	32,418	476,568	7,128	91,286	35,393	15	390	—	1,561	17,074,474	118,009	29,632	21,831	680	2,452	—	4,164
14. 煙草	—	—	222,650	—	—	72,579	—	—	—	—	—	416,426	—	108	50,637	9,015	—	47,078	—
15. 蔬菜	47,047	—	1,219	818	10,448	1,142,328	—	13	—	—	14	3,770,357	—	317,381	—	11,489	—	—	—
16. 其他植物產品	7,766	83	—	13,978	3,150	240,530	2,053	882	782	—	1,509	701,589	1	23,569	—	4,517	—	—	—
17. 竹	106,102	338	46,961	86,411	255	89,095	3,298	1,776	426	—	2,102	610,522	7,805	2,857	7,002	1,029	6,034	6,180	—
18. 燃料	—	—	61	—	—	21	—	—	—	—	—	906,468	—	2,979	—	—	—	—	—
19. 藤	14,227	50	—	6,725	—	273	1,117	2,928	2	—	979	60,979	—	—	133	—	—	—	—
20. 木材、木及同製品	15,864	—	76	1,842	35	11,286	—	443	—	—	260	1,072,091	283	7,000	—	243	—	163	—
21. 紙	3,784	413,629	—	937	7,307	838,927	—	71	2,475	—	89	1,567,592	4	413,629	—	6,998	—	—	—
22. 紡績用纖維	1,375,552	33,126	1,471,914	592,433	—	6,774	—	—	2,531,223	—	—	1,101,160	3,192,430	4,120,442	—	64,273	247,353	209,250	—
23. 織絲、糸、粗物及編物	13,167,221	30,205	59,338	689,059	1,675	809,493	299,944	607,252	188,717	—	10,671	4,729,329	11,107	414,333	3,676	5,667	90	2,175	—
24. 織物	117	—	33	—	—	105,687	—	—	495,242	—	1,903	1,069,703	162	2,814	—	180	—	—	—
25. 其他紡織製品	3,072	—	—	686	162	260,156	—	106	—	—	8	721,676	14	180	—	1,216	—	—	—
26. 鑛石、金屬及金屬製品	531,332	336	2,638,724	7,598,954	79	330,337	14,171	113	5,030	—	12	77,202,448	293,216	5,271,659	252	2,523	11,403	9,431	—
27. 硝子及硝子器	3,223	—	411	—	—	4,747	—	—	—	—	—	114,086	—	1,087	—	—	—	—	—
28. 石、土、砂及同製品	25,876	—	200	38,109	10,996	356,161	125	300	750	—	707	1,086,144	268	105,881	1,217	143	15	1,440	—
29. 化學製品及化學合成品	117	—	—	2,631	70	115,369	—	—	—	—	—	363,520	—	27,161	—	1,095	—	—	—
30. 印刷物	1,384	100	650	560	—	4,405	—	—	—	—	10	445,944	23	6,922	—	25	5	—	—
31. 雜品	432,274	2,326	9,585	558,962	2,346	888,533	137,729	8,884	48,703	—	2,685	4,587,402	7,167	125,627	503,270	25,237	240	13,405	—

昭和十五年十月二十五日印刷
 昭和十五年十月三十日發行
 著者 大連市瀋陽町四八番地 水谷 國一
 發行人 大連市伏見町一四番地 阪口 麗
 印刷人 大連市東公園町三一番地 鍋田 覺治
 印刷所 大連市東公園町三一番地 滿洲日日新聞社印刷所
 發行所 南滿洲鐵道株式會社

項目	内容
一	...
二	...
三	...
四	...
五	...
六	...
七	...
八	...
九	...
十	...
十一	...
十二	...
十三	...
十四	...
十五	...
十六	...
十七	...
十八	...
十九	...
二十	...
二十一	...
二十二	...
二十三	...
二十四	...
二十五	...
二十六	...
二十七	...
二十八	...
二十九	...
三十	...
三十一	...
三十二	...
三十三	...
三十四	...
三十五	...
三十六	...
三十七	...
三十八	...
三十九	...
四十	...
四十一	...
四十二	...
四十三	...
四十四	...
四十五	...
四十六	...
四十七	...
四十八	...
四十九	...
五十	...

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY
540 EAST 57TH STREET
CHICAGO, ILL. 60637
U.S.A.





3/7/93

100